

平成 24 年度

**仕事と家庭の両立支援に関する調査結果報告書**

(育児・介護休業制度、女性雇用管理等実態調査)

岡山県産業労働部 労働政策課

## は　じ　め　に

仕事と家庭の両立支援に関する調査は、岡山県内の民間事業所における育児・介護休業制度、看護・介護休暇制度の導入やパートタイム労働者及び女性雇用管理等、仕事と家庭の両立支援の実態を把握し、男女がともに職業生活と出産・育児や介護などの家庭生活を両立させることができ、働き続けやすい環境を整備していく上での基礎資料とする目的に、継続的に実施しているものです。

このたび、平成24年10月1日現在で調査を実施し、その結果を報告書としてまとめました。

今回の調査では、前回、平成21年に実施した仕事と家庭の両立に関する事項等に加え、心の健康（メンタルヘルス）に対し関心が高まってきていることから、新たに職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況を調査しています。

この報告書が、労使関係者及び県民の皆様一人ひとりが、仕事と家庭の調和について関心と理解を深めていただき、多様な働き方、生き方を考えていただく際の参考になれば幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所並びに関係者の方々に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年3月

岡山県産業労働部 労働政策課

## 目次

<u>I 調査の概要</u>	1
<u>II 回答事業所の概要</u>	2
<u>III 調査結果の概要</u>	4
<u>第1章 仕事と家庭の両立に関する事項</u>	5
<u>    1 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況</u>	5
<u>第2章 育児休業制度等に関する事項</u>	6
<u>    1 育児休業制度の規定状況</u>	6
<u>    2 育児のための勤務時間短縮等の制度</u>	9
<u>    3 子の看護休暇に関する事項</u>	11
<u>第3章 介護休業制度等に関する事項</u>	13
<u>    1 介護休業制度の規定状況</u>	13
<u>    2 介護休業制度の内容</u>	13
<u>    3 介護休業の取得状況</u>	14
<u>    4 介護のための勤務時間短縮等の制度</u>	15
<u>    5 介護休暇制度に関する事項</u>	15
<u>第4章 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項</u>	17
<u>    1 職場復帰プログラムの有無</u>	17
<u>    2 復職後の職場・職種</u>	17

<u>第5章 再雇用制度に関する事項</u>	18
<u>1 育児・介護に係る再雇用制度の導入状況</u>	18
<u>2 育児・介護に係る再雇用制度の利用状況</u>	19
<u>第6章 パートタイム労働者の雇用管理</u>	20
<u>1 パートタイム労働者の雇用状況</u>	20
<u>第7章 女性雇用管理に関する事項</u>	23
<u>1 女性労働者の配置・昇進</u>	23
<u>2 ポジティブアクションの促進状況</u>	24
<u>3 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策</u>	24
<u>第8章 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項</u>	25
<u>1 心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況</u>	25
<u>IV 付属統計表</u>	26
<u>(参考) 平成24年度仕事と家庭の両立支援に関する調査票</u>	84

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

県内の民間事業所における育児・介護休業制度、看護・介護休暇制度、女性雇用管理等仕事と家庭の両立支援の実態を調査し、今後の労働行政施策の基礎資料とする目的とする。

### 2 調査対象

次に該当する岡山県内における民間事業所のうち、平成21年経済センサス基礎調査名簿により無作為に抽出した2,000事業所

- (1) 常用労働者30人以上を雇用する事業所（調査対象日に30人以下となっていた事業所についても集計に含めた）
- (2) 日本標準産業分類における次の産業に属する事務所

鉱業、採石業、砂利採取業  
建設業  
製造業  
電気・ガス・熱供給・水道業  
情報通信業  
運輸業、郵便業  
卸売業、小売業  
金融業、保険業  
不動産業、物品賃貸業  
宿泊業、飲食サービス業  
教育、学習支援業  
医療、福祉  
複合サービス事業  
サービス業

### 3 調査対象日

平成24年10月1日現在で調査。ただし、育児・介護休業制度等の利用状況については、過去の一定期間の状況を調査。

### 4 調査方法

訪問配布・郵送回収調査（岡山市・倉敷市・津山市以外の事業所は郵送配布・郵送回収）

### 5 回収状況 981事業所（回収率49.1%）

### 6 調査項目 仕事と家庭の両立支援制度の状況、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、女性雇用管理の状況、パートタイム労働者の雇用管理及び心の健康対策

## II 回答事業所の概要

### 1 規模別、産業別事業所の構成

有効回答のあった事業所は 981 事業所である。

産業別、規模別（本社、支社等を含む全常用労働者数による企業規模別をいう。以下同じ。）の構成は表 1-1 図、表 1-2 図の通りである。

表 1-1 図 産業別事業所の構成

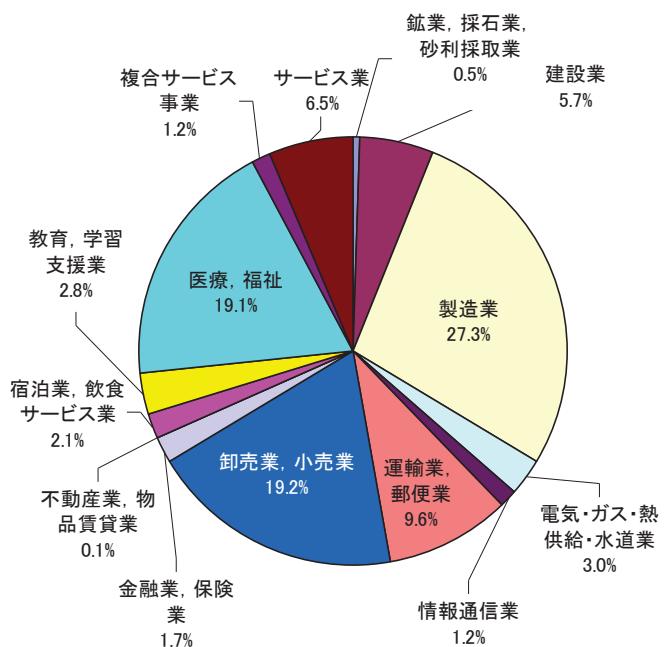
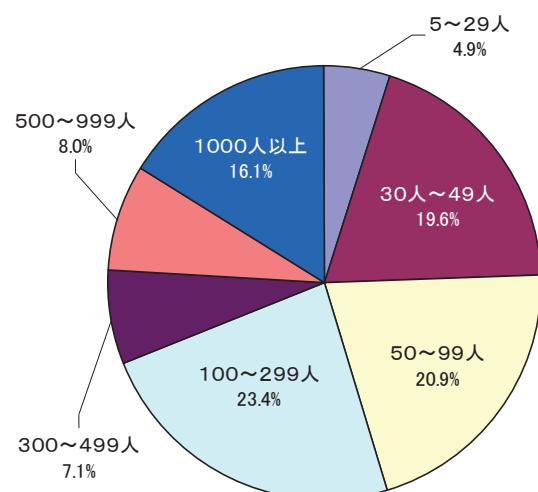


表 1-2 図 規模別事業所の構成

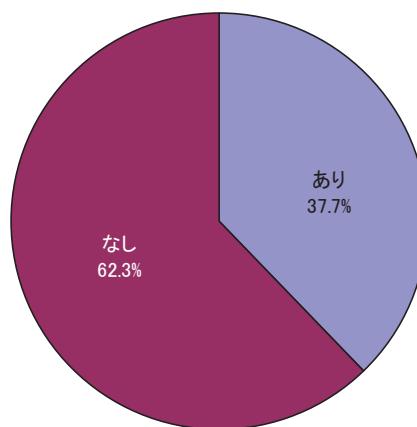


### 2 労働組合の有無

労働組合がある事業所は全体の 37.7% となっている。産業別では「金融業、保険業」が 76.5%、「教育、学習支援業」が 63.0% と高くなっている。

規模別では規模が大きくなるほど労働組合「あり」の割合が高い傾向にあり、1,000 人以上の事業所では 81.0% となっている。（表 1-3）

表 1-3 図 労働組合の有無



### 3 事業所の従業員の構成

常用労働者に占める男女の比率は、男性 51.2%、女性 48.8%である。

女性の占める割合の高い産業をみると、「医療、福祉」76.0%、「卸売業、小売業」61.0%、「電気・ガス・熱供給・水道業」59.7%、「宿泊業、飲食サービス業」57.6%などとなっている。

また、常用労働者に占めるパートタイム労働者は 22.0%となっており、男女別にみると、男性労働者に占めるパートタイム労働者は 9.9%であるのに対し、女性労働者に占める割合は 34.7%となっており、産業別で最も高いのは「宿泊業、飲食サービス業」の 74.3%となっている。（表 1-4）

表 1-4 図 全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合

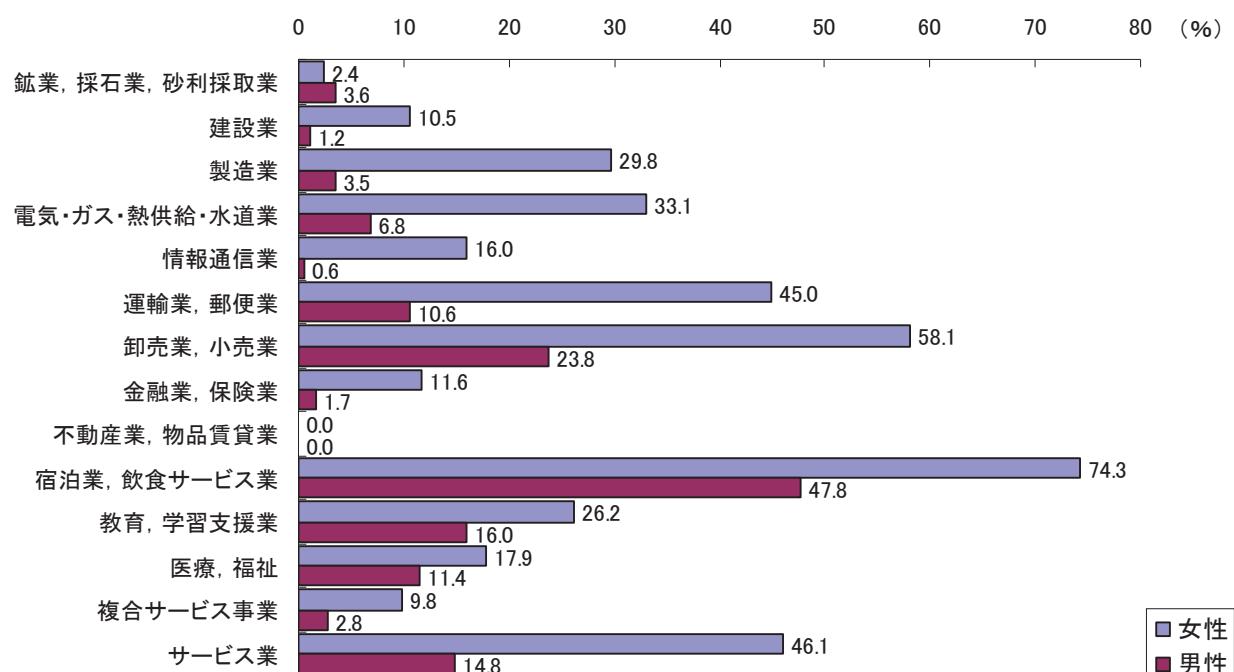
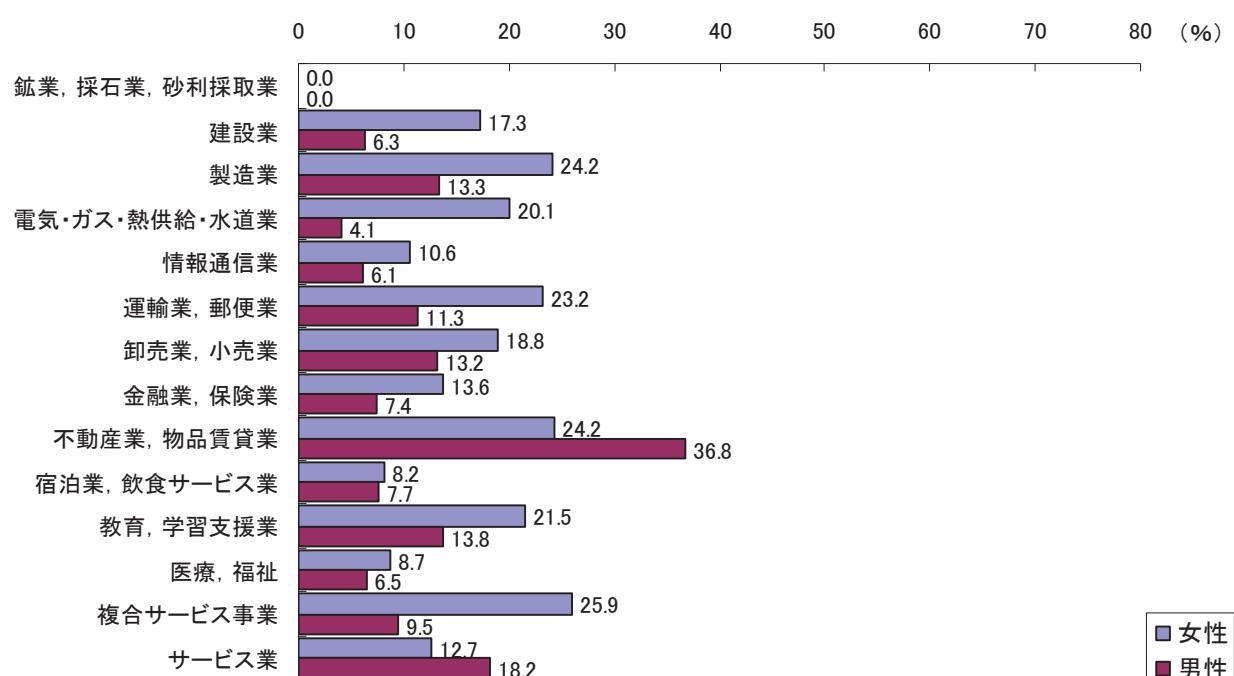


表 1-4 図 全常用労働者に占める有期労働者の割合



### III 調査結果の概要

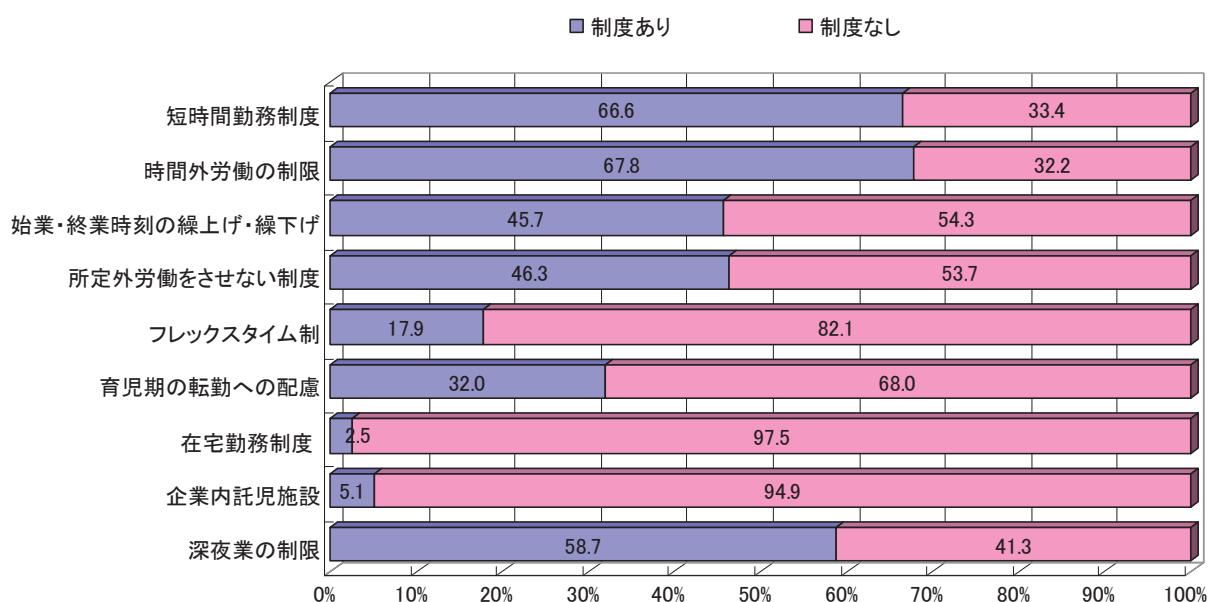
## 第1章 仕事と家庭の両立に関する事項

### 1 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況

仕事と家庭の両立支援制度について就業規則等に規定している事業所の割合を制度別にみると、「時間外労働の制限」67.8%（前回 49.4%）、「短時間勤務制度」66.6%（同 44.9%）、「深夜業の制限」58.7%（同 42.1%）が高くなっている。

一方、「在宅勤務制度」は2.5%（同 1.7%）、「企業内託児施設」は5.1%（同 2.8%）と低くなっているものの、前回調査時と比べるとその割合は増加している。（表2-1～9）

表2-1～9 図 短時間勤務制度等の導入状況



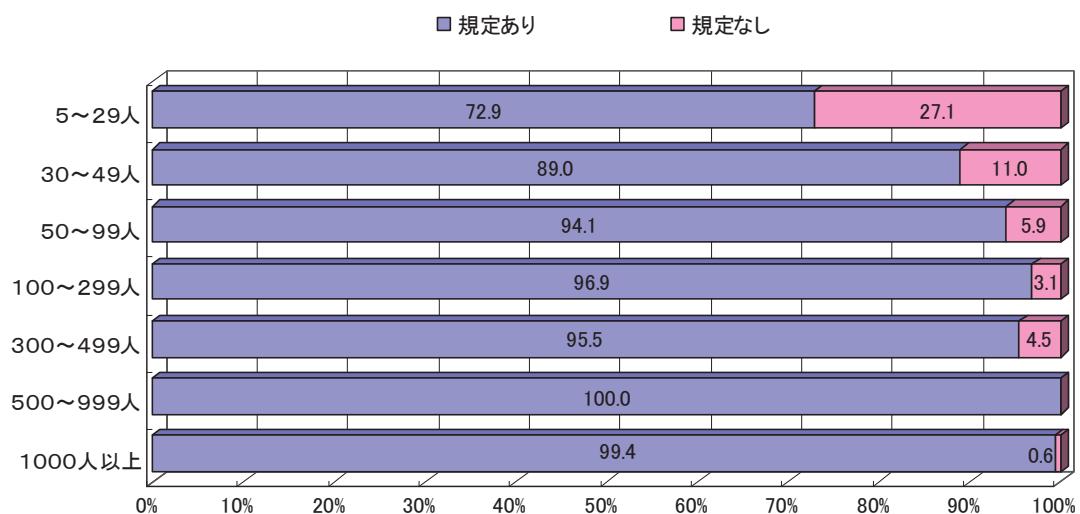
## 第2章 育児休業制度等に関する事項

### 1 育児休業制度の規定状況

育児休業制度について就業規則等に規定している事業所は 94.2%（前回 90.3%）であり、産業別にみると、ほとんどの業種で 90% を超えているが、「宿泊業、飲食サービス業」が 78.9% と他よりも低くなっている。

規模別にみると 100 人以上の事業所では 95% を超えている。（表 3-1）

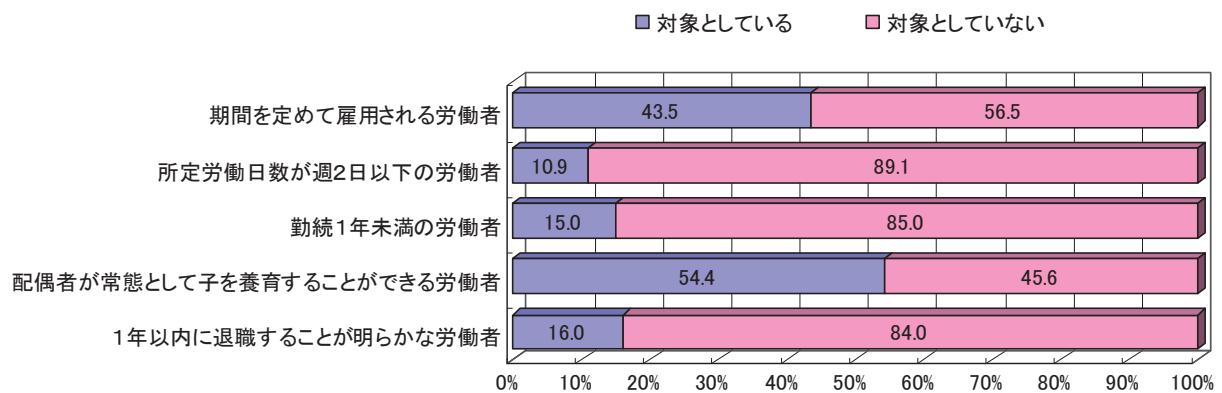
表 3-1 図 育児休業制度の規定状況



## (1) 育児休業制度の対象となる労働者の範囲

育児・介護休業法で適用除外になっていたり、労使協定で除外できることになっている者について、育児休業制度の対象者としている事業所は、多い順に「配偶者が常態として子を養育することができる労働者」54.4%（前回 21.2%）、「期間を定めて雇用される労働者」43.5%（同 33.4%）、「1年以内に退職することが明らかな労働者」16.0%（同 16.2%）、「勤続1年未満の労働者」15.0%（同 16.2%）、「所定労働日数が週2日以下の労働者」10.9%（同 7.9%）となっている。（表 3—2～6）

表 3—2～6 図 育児休業制度の対象者



## (2) 育児休業制度の取得可能期間

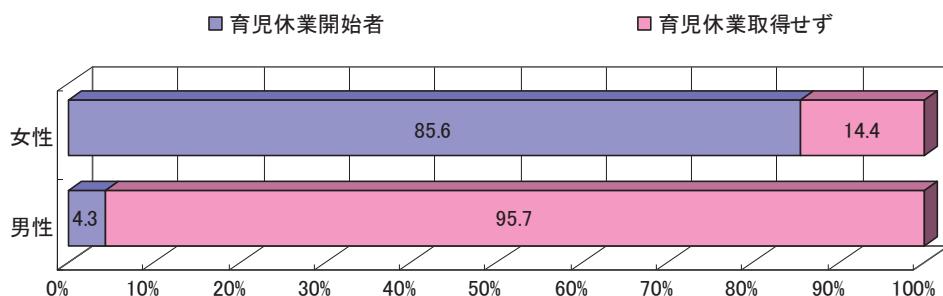
育児休業制度の取得可能期間については、法が定める期間である「子が1歳未満（理由のある場合1歳6か月未満を含む）とする事業所が62.5%（前回68.7%）である。一方、法が定める期間以上を取得可能期間としている事業所は、「子が2歳未満（特に理由を定めず1歳6か月未満を含む）」が29.1%（同22.7%）、「子が3歳未満」が7.0%（同7.7%）、「子が3歳以上」が1.4%（同0.9%）となっている。（表3-7）

## (3) 育児休業制度の取得者の状況

出産者に占める育児休業取得者の割合を性別でみると、女性は85.6%（前回85.3%）、うち代替要員を採用したのは26.2%（同32.1%）である。

男性は4.3%（同0.7%）、うち代替要員を採用したのは6.0%（同9.1%）である。（表3-8）

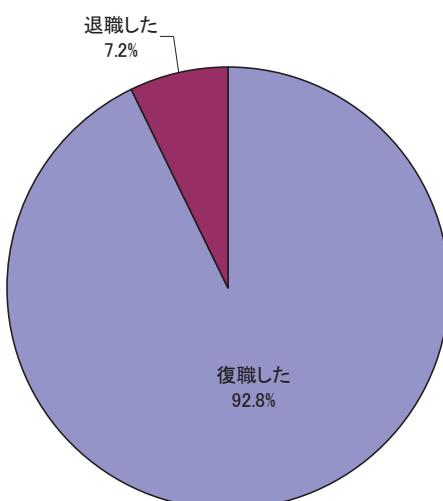
表3-8 図 育児休業制度の取得者の状況



## (4) 育児休業終了後の復職状況

育児休業終了後の復職状況（平成23年4月1日から平成24年3月31日までに復職予定だった者）を男女別にみると、女性の復職率は92.8%（前回86.8%）、男性の復職率は95.7%（同100%）となっている。（表3-9）

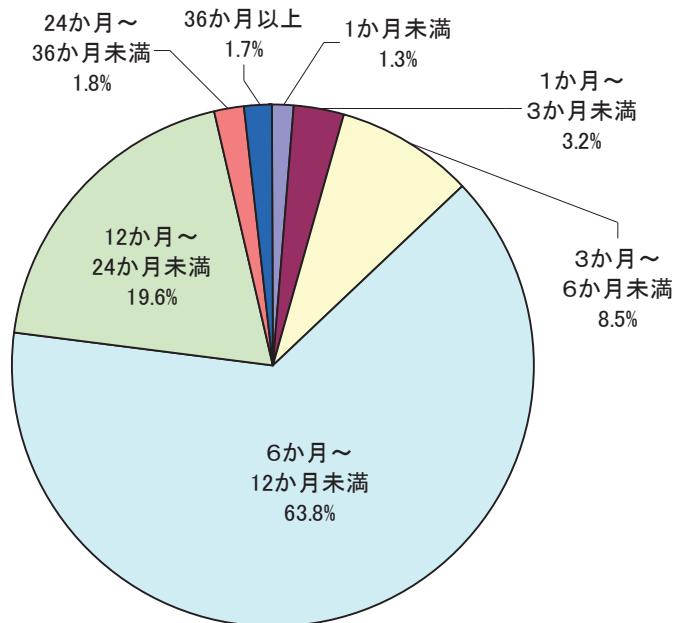
表3-9 図 育児休業終了後の復職状況（女性）



## (5) 育児休業制度の取得期間

育児休業を取得した女性の取得期間は、「6か月～12か月未満」が最も多く63.8%（前回63.9%）、「12か月～24か月未満」が19.6%（同21.1%）、「3か月～6か月未満」が8.5%（同6.7%）などとなっている。（表3-10）

表3-10 図 育児休業制度の取得期間（女性）

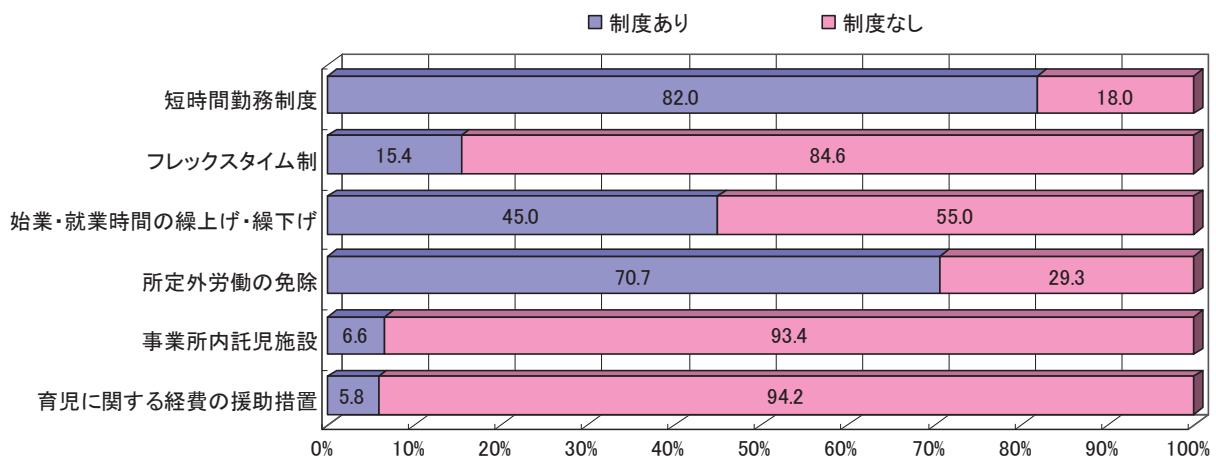


## 2 育児のための勤務時間短縮等の制度

### (1) 育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況

育児休業を取得しないで、または育児休業終了後に、勤務しながら育児をする労働者を援助するために実施している各制度について、導入している事業所は87.1%（前回67.3%）である。各制度ごとの導入状況（複数回答）をみると、多い順に「短時間勤務制度」が82.0%（同53.5%）、「所定外労働の免除」が70.7%（同37.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が45.0%（同30.1%）、「フレックスタイム制」が15.4%（同9.9%）、「事業所内託児施設」が6.6%（同3.9%）、「育児に関する経費の援助措置」が5.8%（同4.5%）となっている。（表3-12）

表3-12 図 育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況



## (2) 勤務時間短縮等の措置の内容

勤務時間短縮等の措置を利用できる子の年齢を制度別にみると、「事業所内託児施設」は 78.1%（前回 64.5%）、「育児に関する経費の援助措置」は 50.0%（同 71.0%）、「フレックスタイム制」は 44.1%（同 42.9%）の事業所が「子が 3 歳以上」まで制度利用可能としている。

また、「短時間勤務制度」の短縮する時間の長さについては、所定労働時間の短縮時間が「1 時間未満」が 8.0%（同 14.4%）、「1 時間以上 2 時間未満」が 57.6%（同 54.0%）、「2 時間以上 4 時間未満」が 29.2%（同 27.5%）、「4 時間以上」が 5.2%（同 4.1%）となっている。（表 3-13～24）

表 3-13～24 図 各制度の利用可能期間

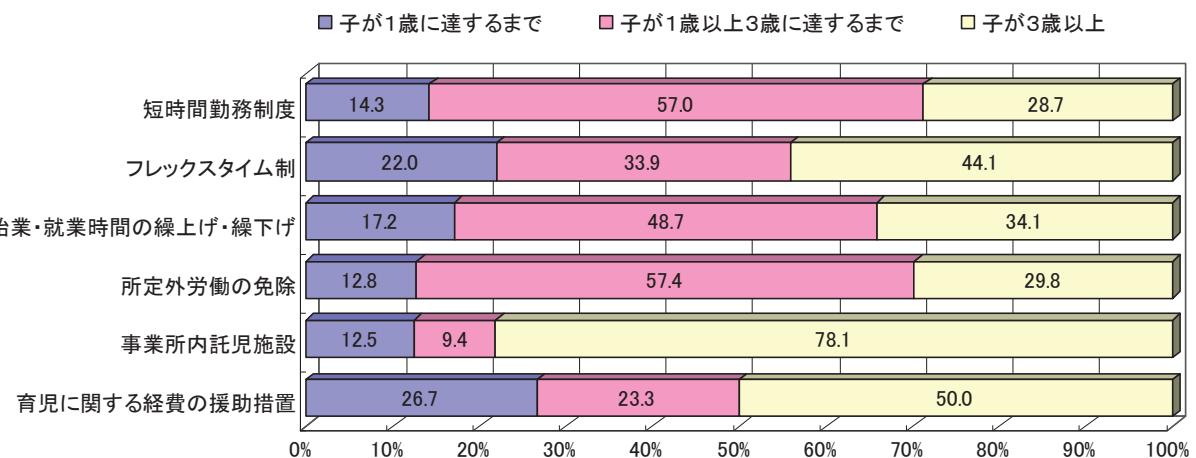
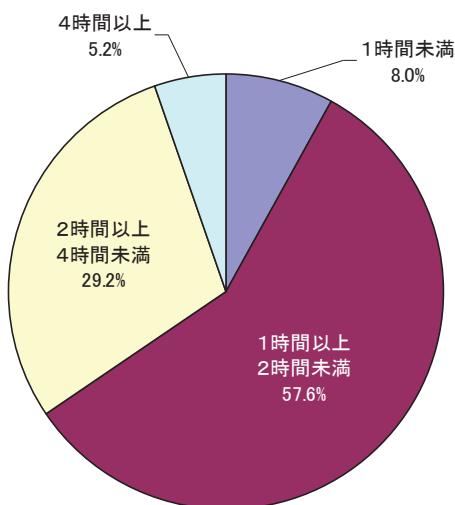


表 3-13 図 短時間勤務制度 短縮時間



### 3 子の看護休暇に関する事項

#### (1) 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度について就業規則等に規定している事業所は 81.3%（前回 60.3%）であり、このうち有給または一部有給としている事業所は 32.2%（同 35.9%）である。

産業別にみると、「情報通信業」が 91.7%（同 85.7%）、「医療、福祉」が 89.0%（同 63.0%）、「教育、学習支援業」が 88.9%（同 55.2%）、「金融業、保険業」が 88.2%（同 83.8%）と高くなっている。

規模別にみると、100 人以上の規模で 80% を超えている。（表 4-1～5）

表 4-1 図 子の看護休暇制度の規定状況

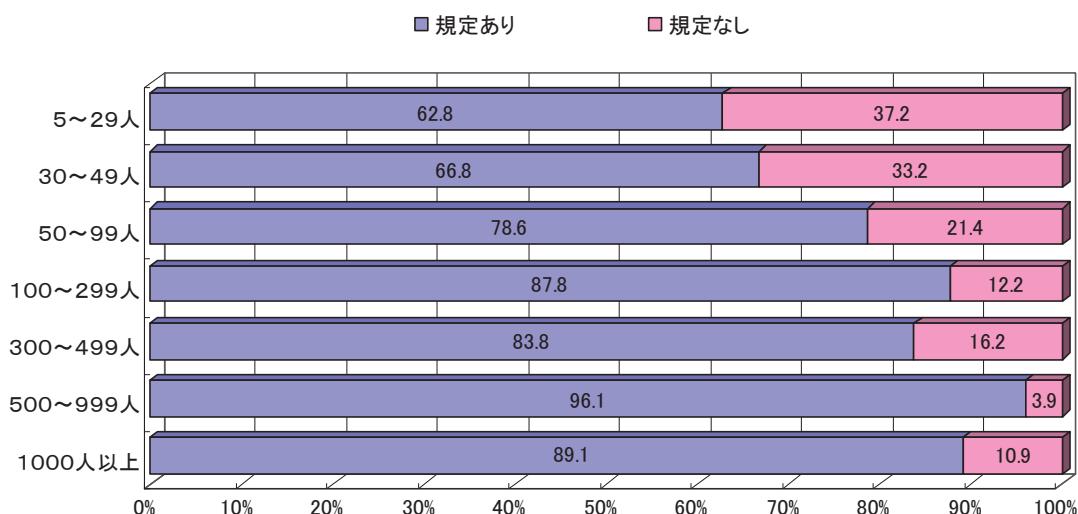
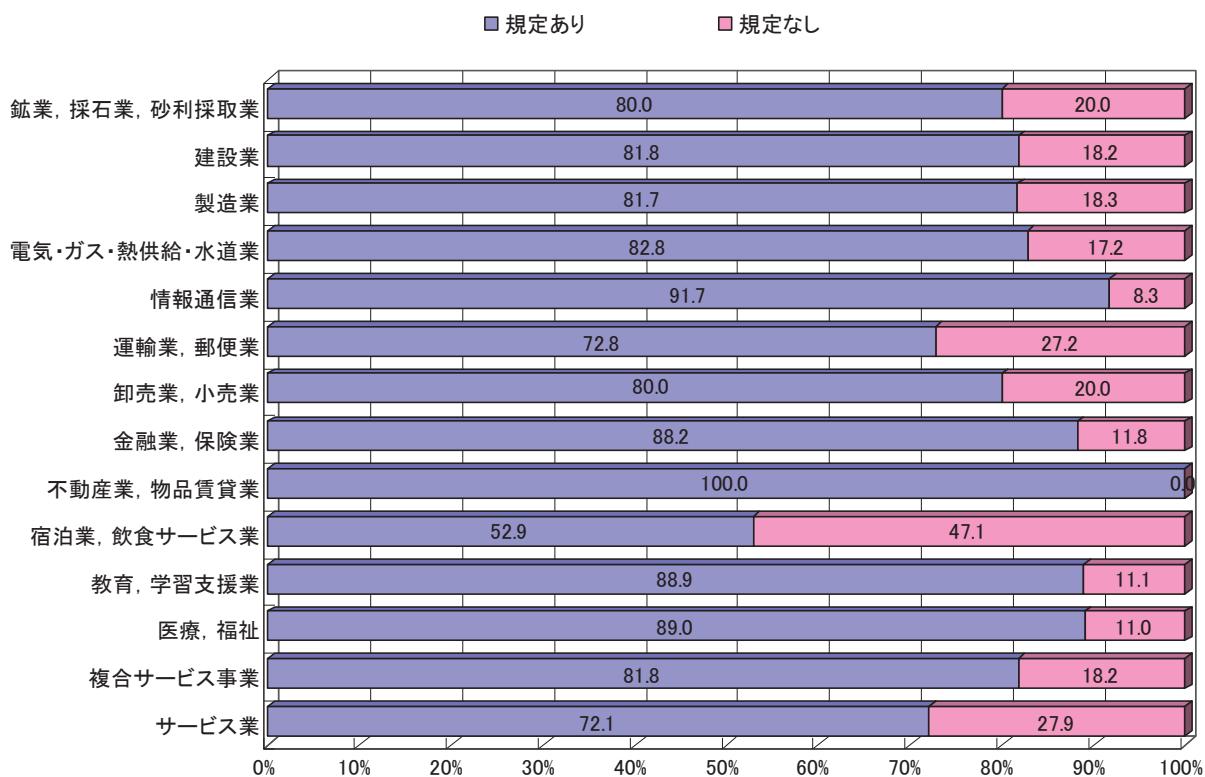
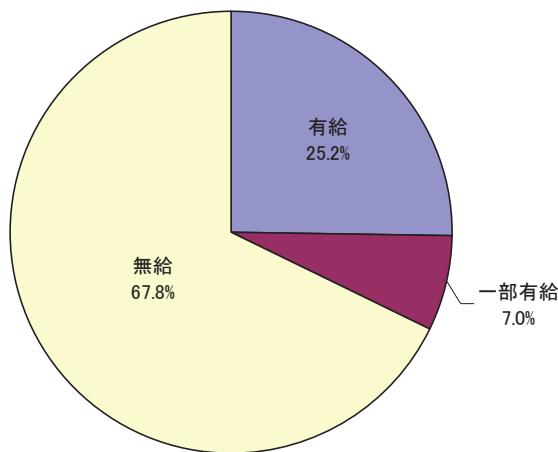


表4-2図 子の看護休暇制度の有給の状況



### (2) 子の看護休暇制度の内容

看護休暇制度の取得可能期間は、「子が小学校就学の始期に達するまで」とする事業所が 87.1%（前回 87.1%）、「子が小学校卒業以降も対象」とする事業所が 7.0%（同 8.2%）である。

看護休暇取得の制限については、「同一の労働者につき」取得可能とする事業所が 21.2%（同 49.7%）、「同一の子につき」取得可能とする事業所が 60.4%（同 31.0%）となっている。また、取得日数は「5日」が 79.9%（同 88.4%）と最も多い。（表4-6～8）

表4-6図 子の看護休暇制度の期間の制限

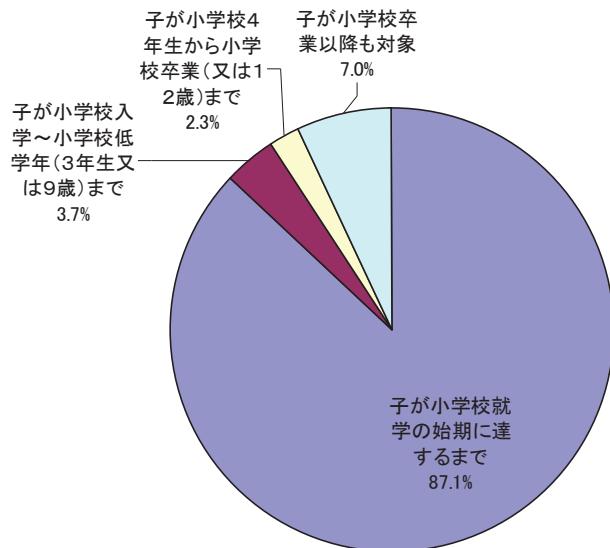
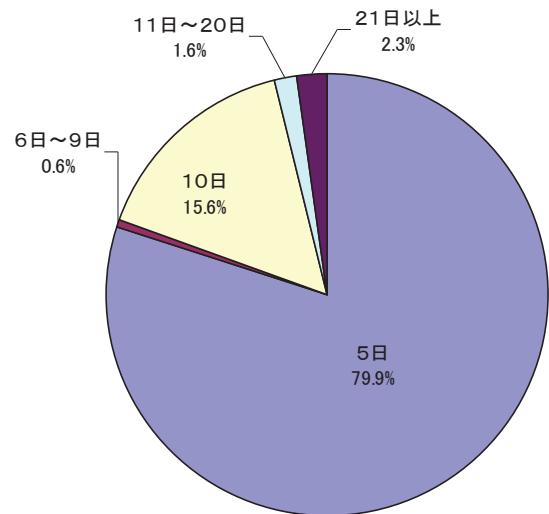


表4-8図 子の看護休暇制度の日数の制限



### (3) 子の看護休暇制度の取得状況

看護休暇の取得状況をみると、就学前の子を持つ女性労働者のうち、看護休暇を取得したのは 14.3%（前回 9.9%）、就学前の子を持つ男性労働者のうち、看護休暇を取得したのは 2.7%（前回 1.3%）である。

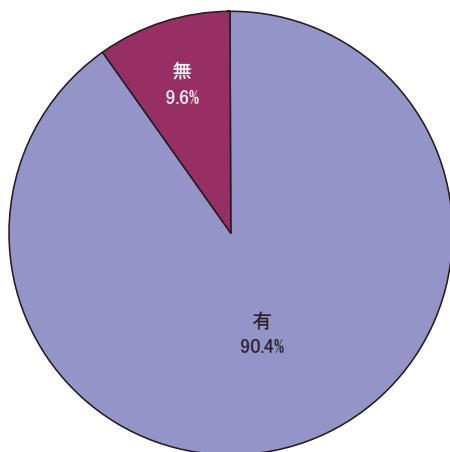
子の看護休暇取得日数は、女性で「3日以下」が 42.4%（前回 47.6%）、「4日～6日」が 44.2%（同 50.4%）などとなっており、男性では「3日以下」が 74.2%（同 71.6%）、「4日～6日」が 19.7%（同 27.2%）などとなっている。（表4-9～12）

### 第3章 介護休業制度等に関する事項

#### 1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度について就業規則等に規定している事業所は、90.4%（前回 80.5%）である。  
(表 5-1)

表 5-1 図 介護休業制度の規定状況

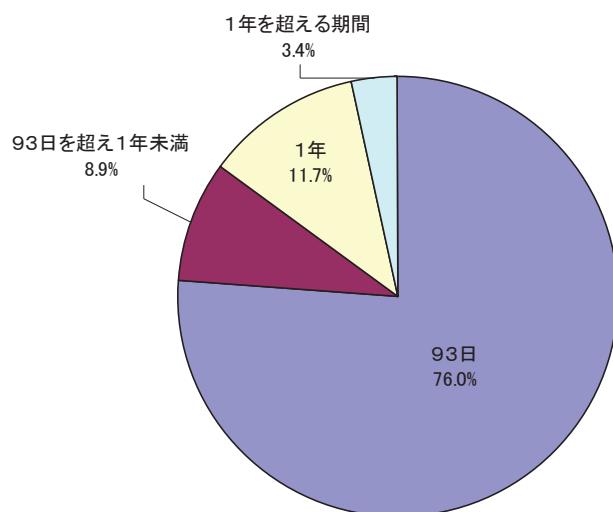


#### 2 介護休業制度の内容

##### (1) 介護休業の取得可能期間

介護休業の取得可能期間は、「93日」の事業所が76.0%（前回74.8%）、「93日を超える1年未満」が8.9%（同10.4%）、「1年」が11.7%（同11.8%）、「1年を超える期間」が3.4%（同3.0%）となっている。（表5-2）

表 5-2 図 介護休業の取得可能期間



## (2) 介護休業の取得可能回数

介護休業の取得可能回数は、「対象家族一人につき1回」の事業所が45.9%（前回45.5%）と最も多く、「対象家族一人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回」が31.5%（同25.9%）などとなっている。「制限なし」とする事業所は14.8%（同21.8%）である。（表5-3）

## (3) 介護休業の対象となる労働者の範囲

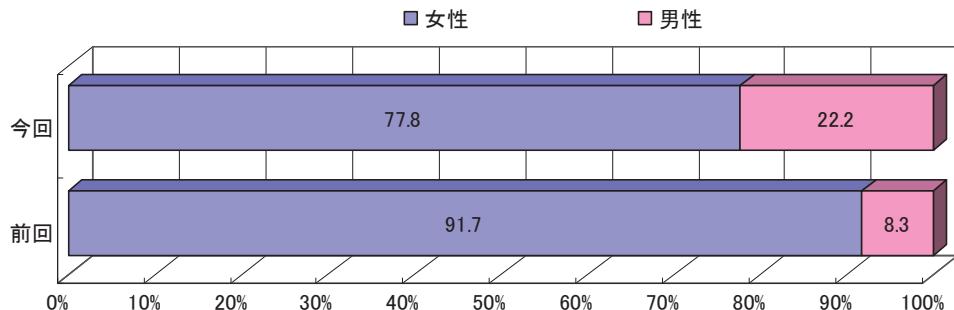
育児・介護休業法の適用除外になっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業の対象としている事業所は、「期間を定めて雇用される労働者」が45.7%（前回38.9%）、「所定労働日数が週2日以下の労働者」が11.2%（同10.0%）、「勤続1年未満の労働者」が11.6%（同13.2%）、「93日以内に退職が明らかな労働者」が8.6%（同10.9%）である。（表5-4～7）

## 3 介護休業の取得状況

### (1) 介護休業取得者

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に介護休業を開始した者のいた事業所は4.7%（前回3.8%）である。また介護休業取得者の男女比は女性77.8%（同91.7%）、男性22.2%（同8.3%）となっている。（表5-8～9）

表5-9 図 介護休業取得者の男女比



### (2) 介護休業終了後の復職状況

介護休業終了後、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に復職予定であった者たち、復職した者の割合は92.7%（前回89.6%）となっており、女性が93.8%（前回88.6%）、男性88.9%（同100.0%）となっている。（表5-10）

### (3) 介護休業の取得期間

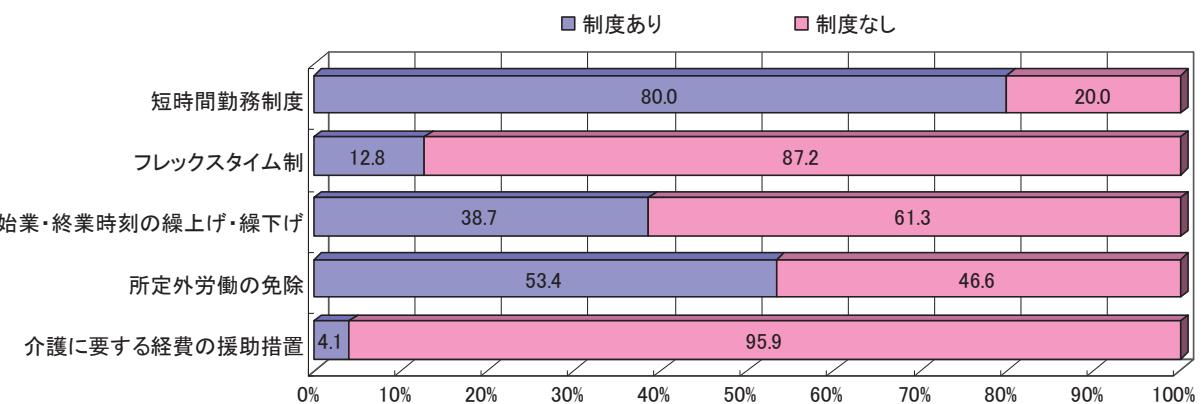
介護休業取得者の取得期間をみると、「3か月未満」が89.5%（前回91.3%）、「3か月以上1年未満」が10.5%（同4.3%）となっている。（表5-11）

## 4 介護のための勤務時間短縮等の制度

### (1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

介護休業を取得しないで、または介護休業終了後に勤務しながら介護をする労働者を援助するために対応している各措置について、導入している事業所は 85.0%（前回 60.3%）である。各措置の導入状況（複数回答）をみると、多い順に「短時間勤務制度」が 80.0%（同 50.3%）、「所定外労働の免除」が 53.4%（同 28.3%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 38.7%（同 26.2%）、「フレックスタイム制」が 12.8%（同 8.4%）、「介護に要する経費の援助措置」が 4.1%（同 3.1%）となっている。（表 5-12）

表 5-12 図 介護のための勤務時間短縮等の導入状況



### (2) 勤務時間短縮等の措置の内容

短時間勤務制度を実施している事業所について、1日に短縮する時間の長さは、「1日1時間以上2時間未満」が 58.0%（前回 58.5%）、「1日2時間以上4時間未満」が 29.2%（同 25.6%）などとなっている。（表 5-13）

## 5 介護休暇制度に関する事項

### (1) 介護休暇制度の導入状況

介護休暇制度について就業規則等に規定している事業所は、79.1%（前回 39.2%）であり、このうち「有給」「一部有給」としている事業所は 26.9%（同 24.3%）である。

制度の規定がない事業所のうち、今後「制度の導入予定あり」としている事業所は 25.8%（同 18.0%）である。（表 6-1～3）

表 6-1 図 介護休暇制度の規定状況

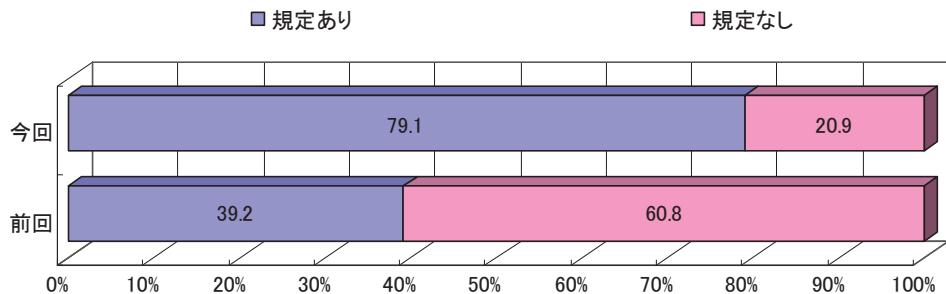
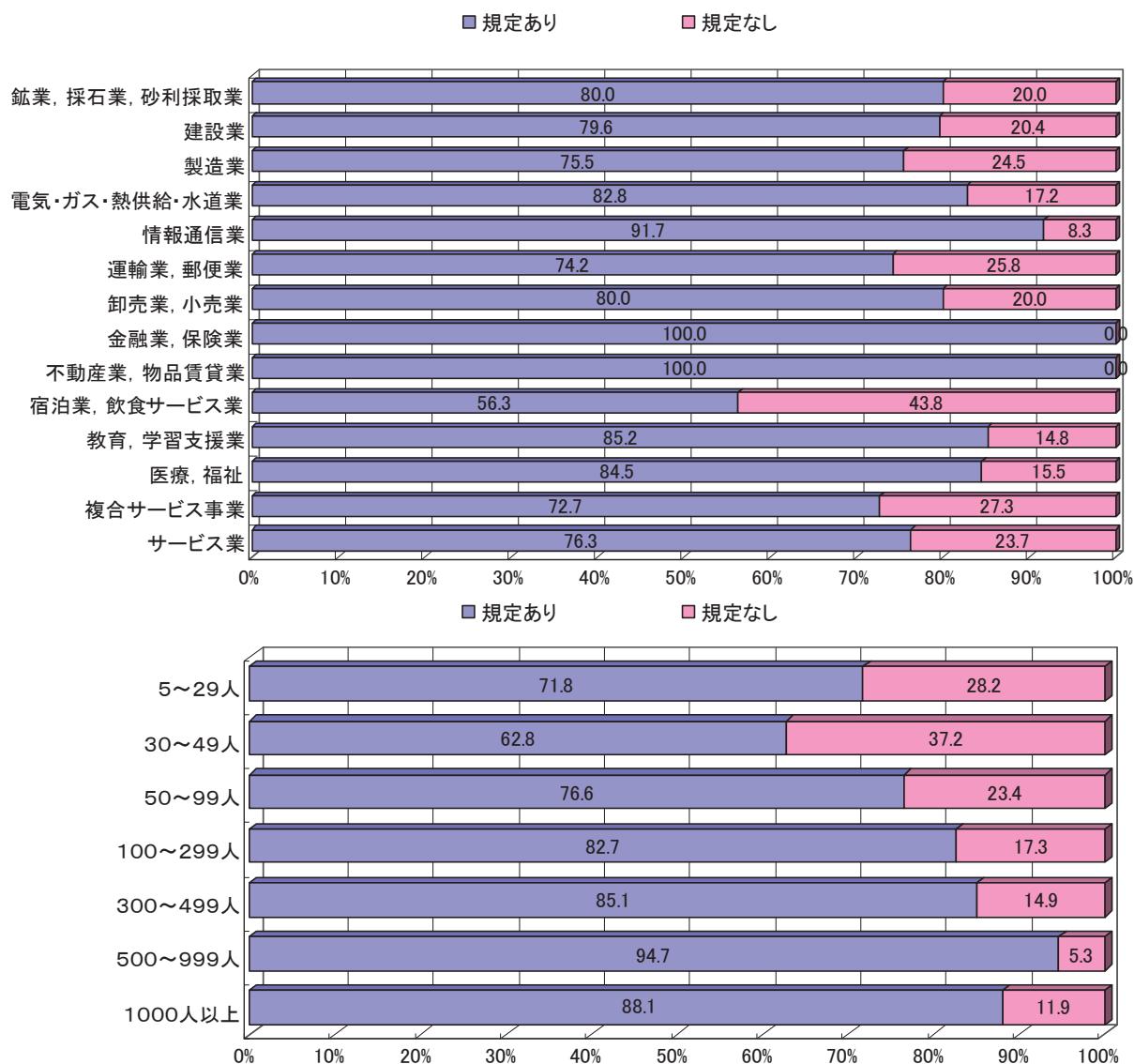


表 6-1 図 介護休暇制度の規定状況



## (2) 介護休暇の対象となる労働者の範囲

育児・介護休業法の適用除外になっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休暇の対象としている事業所は「所定労働日数が週2日以下の労働者」で10.6%（前回8.0%）、「勤続6ヶ月未満の労働者」で15.1%（同13.7%）、「勤続1年未満の労働者」で50.7%（同20.5%）となっている。（表6-4～6）

## (3) 介護休暇取得の制限

介護休暇取得の制限については、「同一の労働者につき」が26.8%（前回20.0%）、「同一の要介護状態の対象家族につき」が57.3%（同41.8%）であり、「制限なし」とする事業所は6.8%（同35.4%）となっている。（表6-7）

## (4) 介護休暇制度の取得日数

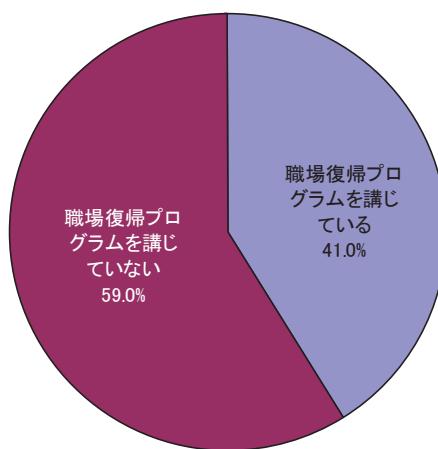
介護休暇取得者の取得日数は、「3日以下」が34.9%（前回55.2%）、「4日～6日」が46.8%（同6.9%）などとなっている。（表6-9）

## 第4章 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項

### 1 職場復帰プログラムの有無

育児休業・介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰のために、情報提供や講習等の職場復帰プログラムの措置を講じている事業所は41.0%（前回37.7%）である。その措置内容は、「企業や仕事に関する情報提供」が33.7%（同22.6%）、「職場復帰のための講習」が18.8%（同12.8%）などである。（表7-1）

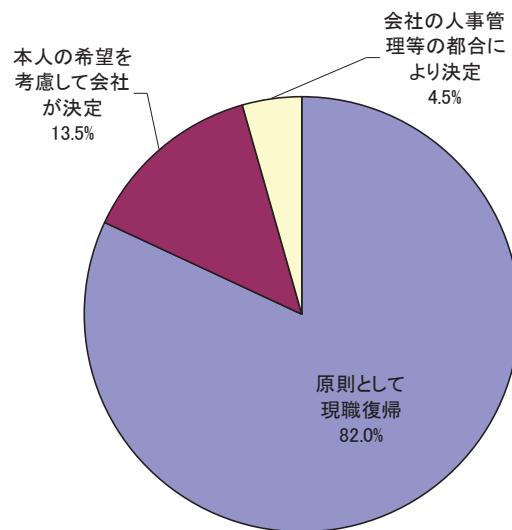
表7-1図 育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無



### 2 復職後の職場・職種

育児休業・介護休業を取得した労働者の復職後の職場・職種の取り扱いについては「原則として現職復帰」が82.0%（前回81.4%）、「本人の希望を考慮して会社が決定」が13.5%（同12.6%）、「会社の人事管理等の都合により決定」が4.5%（同6.0%）となっている。（表7-2）

表7-2図 復職後の職場・職種



## 第5章 再雇用制度に関する事項

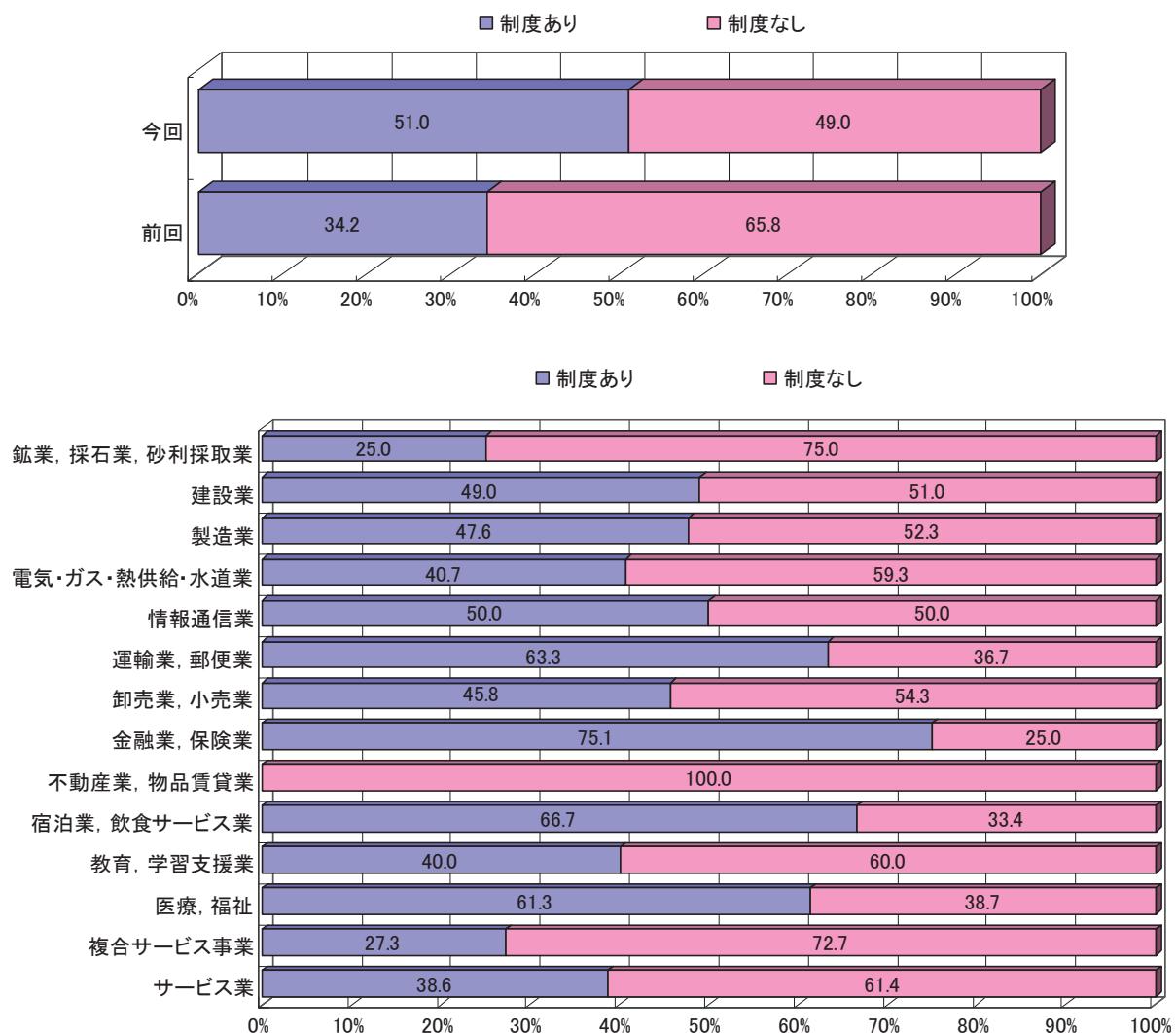
### 1 育児・介護に係る再雇用制度の導入状況

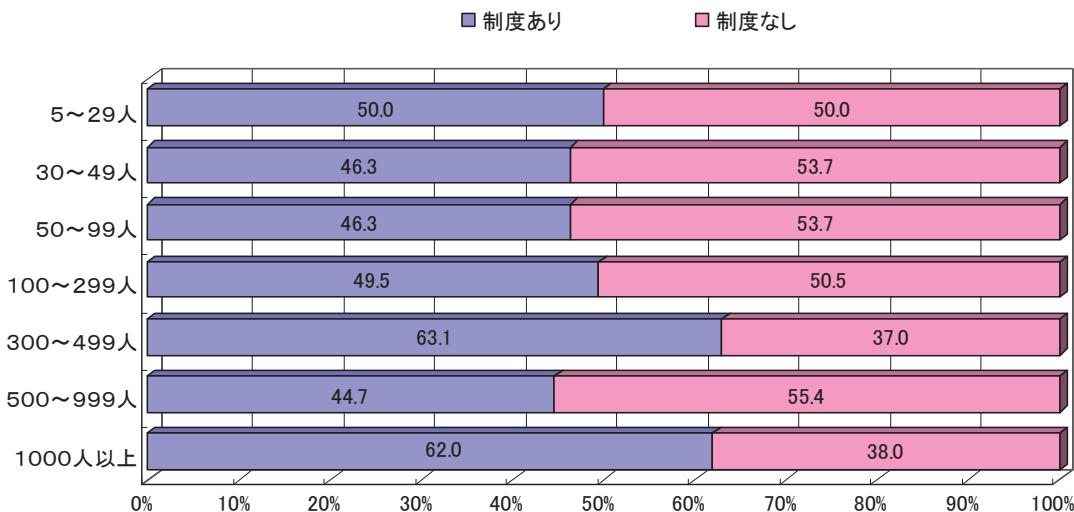
育児・介護に係る「再雇用制度あり」の事業所は 51.0%（前回 34.2%）である。

「再雇用制度なし」の事業所のうち、「検討中」と回答した事業所は 12.7%（同 14.0%）である。

（表 8-1）

表 8-1 図 再雇用制度の導入状況





## 2 育児・介護に係る再雇用制度の利用状況

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に育児・介護に係る再雇用制度の適用を受けた退職した者の男女比は、女性が 57.0%（前回 26.0%）、男性が 43.0%（同 74.0%）であった。

また、同時期に育児・介護に係る再雇用制度により再雇用された者の男女比は、女性が 40.6%（同 32.1%）、男性が 59.4%（同 67.9%）であった。（表 8-2）

## 第6章 パートタイム労働者の雇用管理

### 1 パートタイム労働者の雇用状況

#### (1) パートタイム労働者の平均労働日数・時間

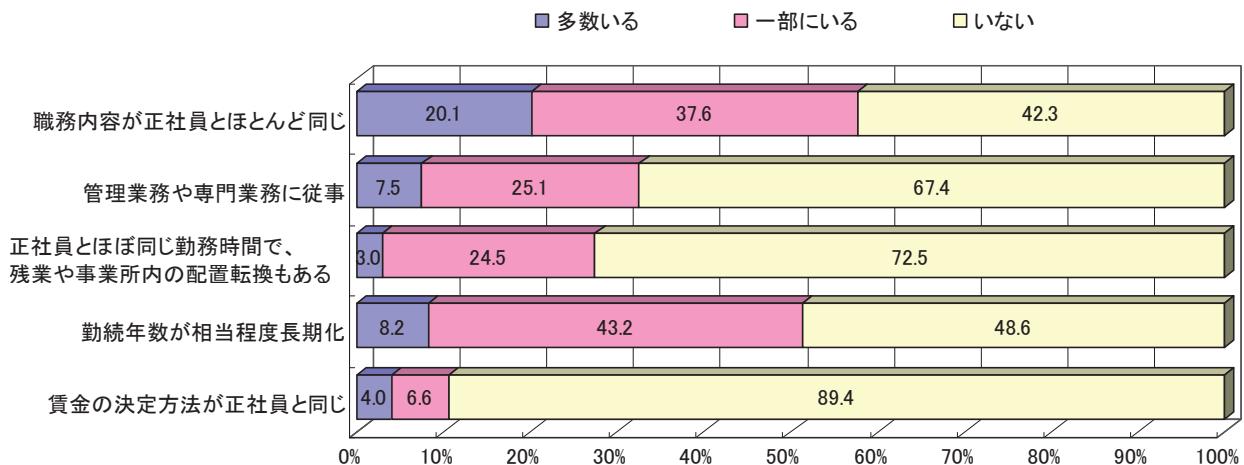
パートタイム労働者の1日あたりの平均労働時間は、5.6時間（前回5.7時間）であり、また週あたりの平均労働日数は4.4日（同4.4日）である。

またパートタイム労働者の平均的な勤続年数は、5.2年（同4.6年）となっている。（表9-1）

#### (2) パートタイム労働者の職務内容

パートタイム労働者について、その職務内容の状況は、表9-2～6のとおりである。

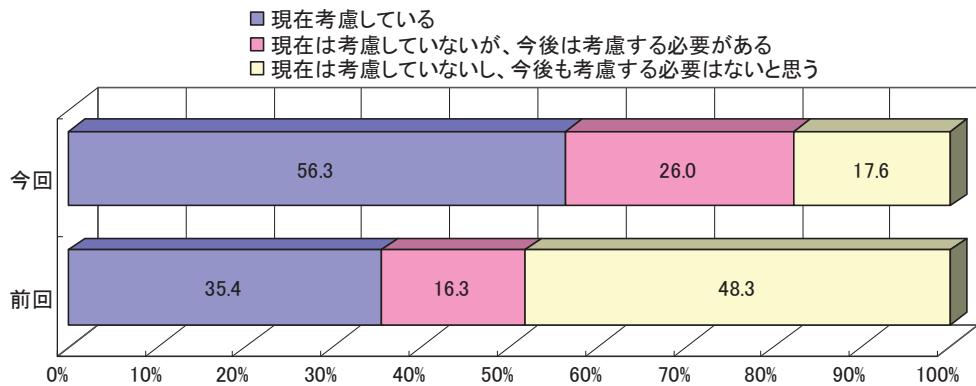
表9-2～6図 パートタイム労働者の職務内容



### (3) パートタイム労働者の処遇（賃金・昇給等）

パートタイム労働者の賃金、昇給を決めるにあたって正社員との均衡を考慮しているかについて、「現在考慮している」事業所は 56.3%（前回 35.4%）、「今後は考慮する必要がある」が 26.0%（同 16.3%）、「今後も考慮する必要はない」が 17.6%（同 48.3%）である。（表 9-7）

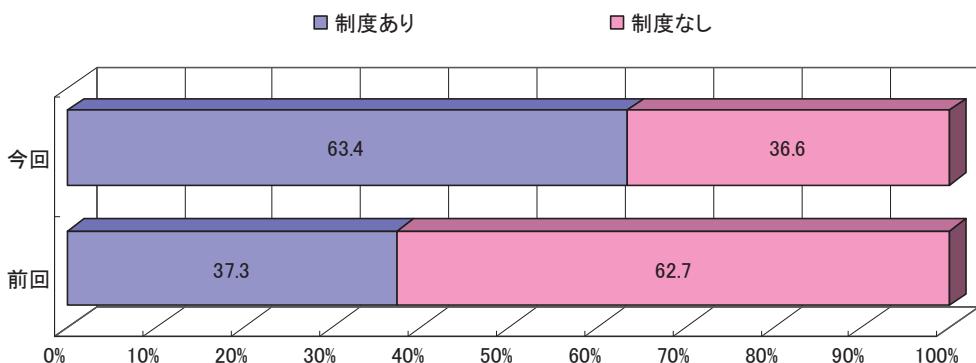
表 9-7 図 パートタイム労働者の処遇の考慮



### (4) パートタイム労働者の正社員への転換制度

パートタイム労働者の正社員への転換制度について、「あり」と回答した事業所は 63.4%（前回 37.3%）である。（表 9-8）

表 9-8 図 パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況



## (5) パートタイム労働者の福利厚生の状況

パートタイム労働者の福利厚生の状況について、「パート労働者専用の適用規定を作成」している事業所が 61.0%（前回 29.1%）、「通常の就業規則を適用」が 19.6%（前回 62.6%）となっている。

また、「退職金の支給」は「あり」が 11.8%（同 7.4%）、「教育訓練の機会」は「あり」が 71.3%（同 45.0%）、「福利厚生施設の利用」は「できる」が 76.4%（同 47.6%）となっている。（表 9-9～12）

表 9-9 図 パートタイム労働者の就業規則の形態

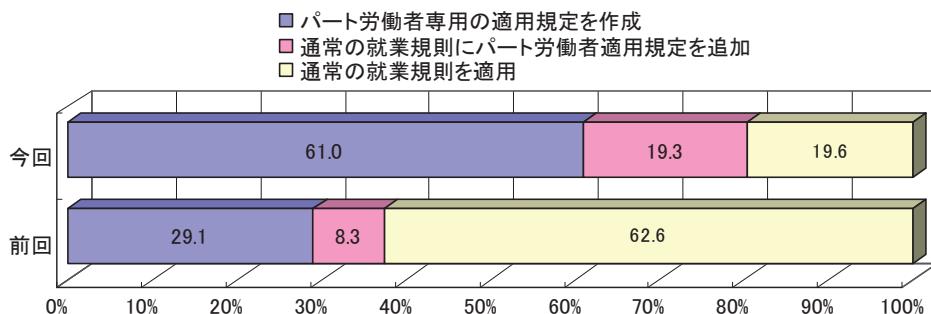


表 9-10 図 パートタイム労働者の退職金の支給

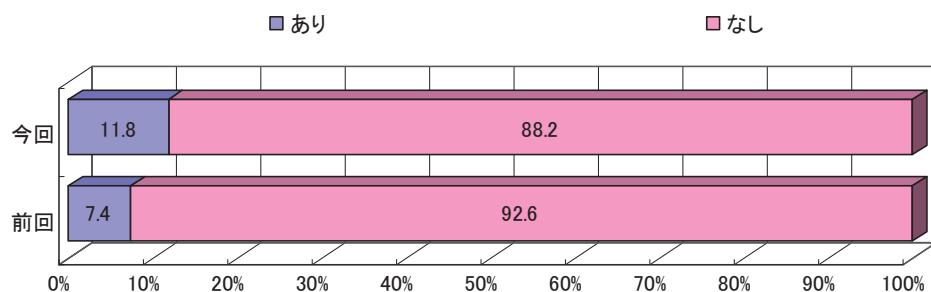


表 9-11 図 パートタイム労働者の教育訓練の機会

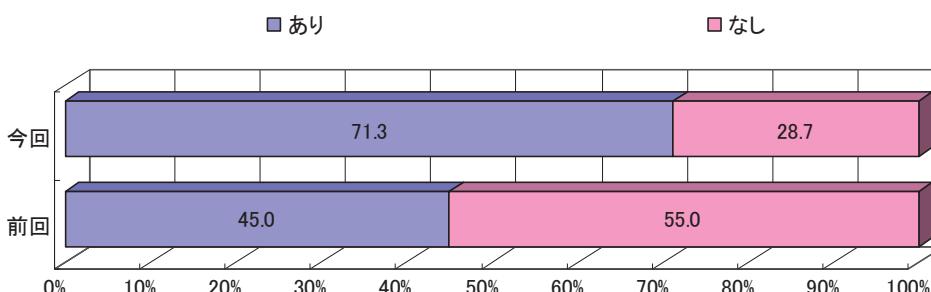


表 9-12 図 パートタイム労働者の福利厚生施設の利用



## 第7章 女性雇用管理に関する事項

### 1 女性労働者の配置・昇進

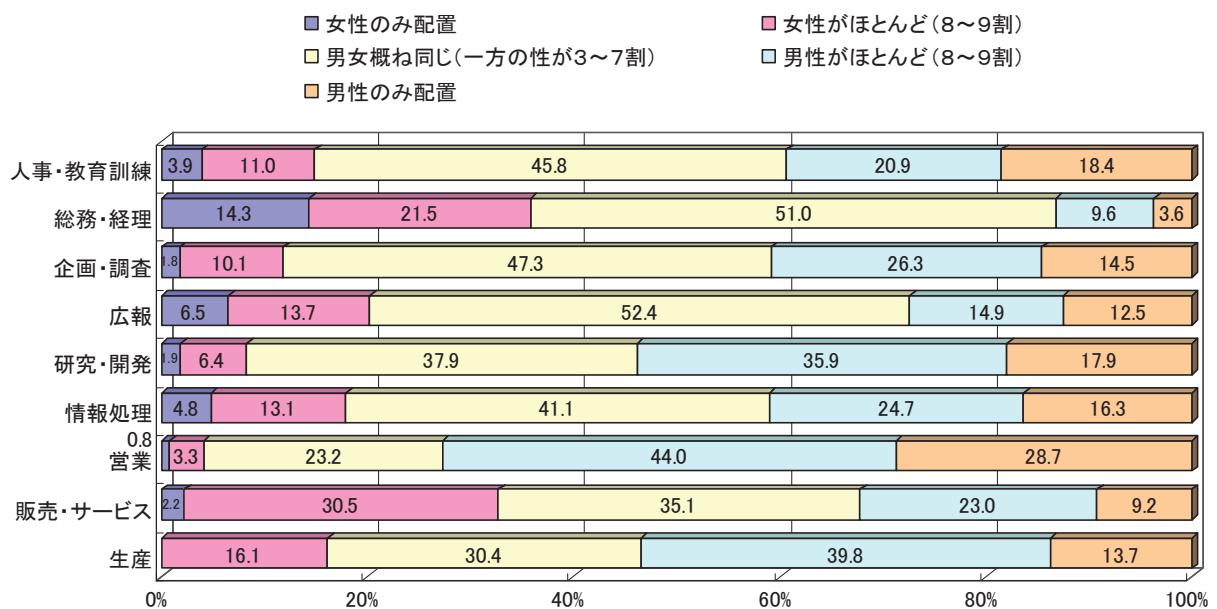
#### (1) 部門別の配置状況

部門別の配置状況について、男女とも配置している割合の高い部門は、「販売・サービス」が88.6%（前回84.2%）、「生産」が86.3%（同85.7%）、「企画・調査」が83.7%（同76.3%）、「総務・経理」が82.1%（同86.4%）などとなっている。

「女性のみ配置」が多いのは「総務・経理」が14.3%（同11.3%）、「広報」が6.5%（同6.2%）などである。

また、男性のみ配置が多いのは「営業」が28.7%（同27.9%）、「人事・教育訓練」が18.4%（同21.5%）などとなっている。（表10-2～10）

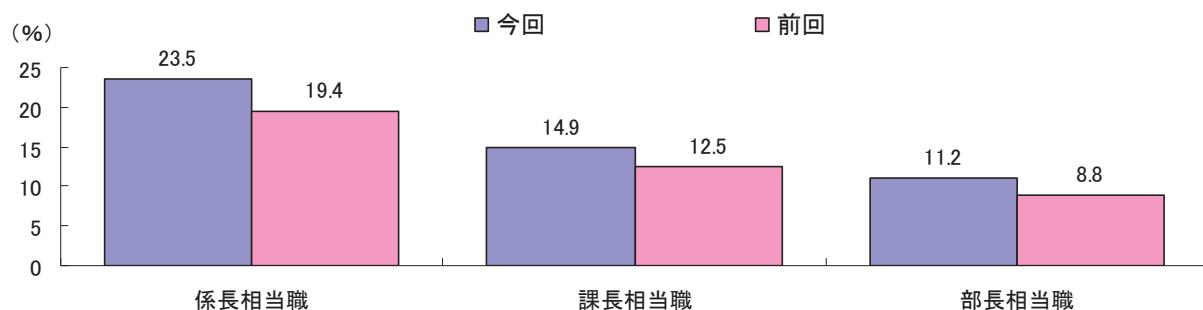
表10-2～10 図 男女労働者の配置状況



#### (2) 女性の管理職登用状況

事業所のうち女性管理職を有する事業所で男女全体の係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は18.2%（前回14.9%）となっている。役職別では、係長相当職が23.5%（同19.4%）、課長相当職が14.9%（同12.5%）、部長相当職が11.2%（同8.8%）となっている。（表10-11）

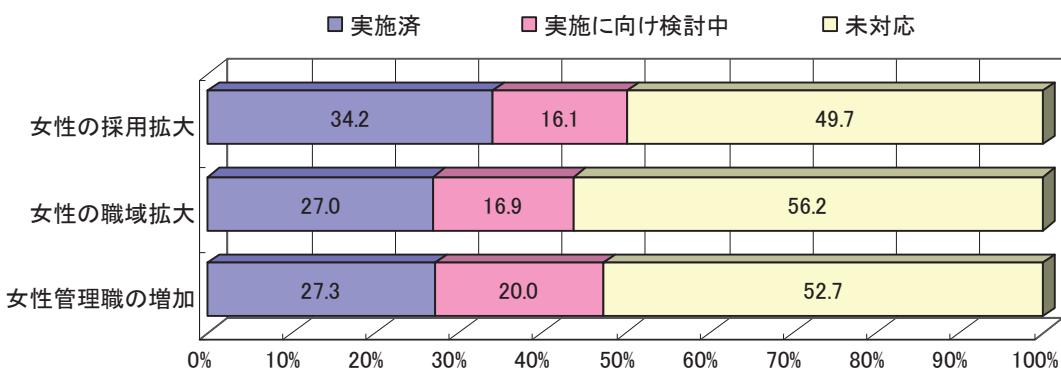
表10-11 図 管理職の状況（女性の割合）



## 2 ポジティブアクションの促進状況

雇用管理面での男女差を解消し、男女の均等な機会及び待遇を確保するために行う自主的かつ積極的な取組であるポジティブアクションの取組状況について、「実施済」または「実施に向け検討中」と回答した事業所は、「女性の採用拡大」が 50.3%（前回 35.2%）、「女性の職域拡大」が 43.9%（同 32.8%）、「女性管理職の増加」が 47.3%（同 33.4%）である。（表 10-12～14）

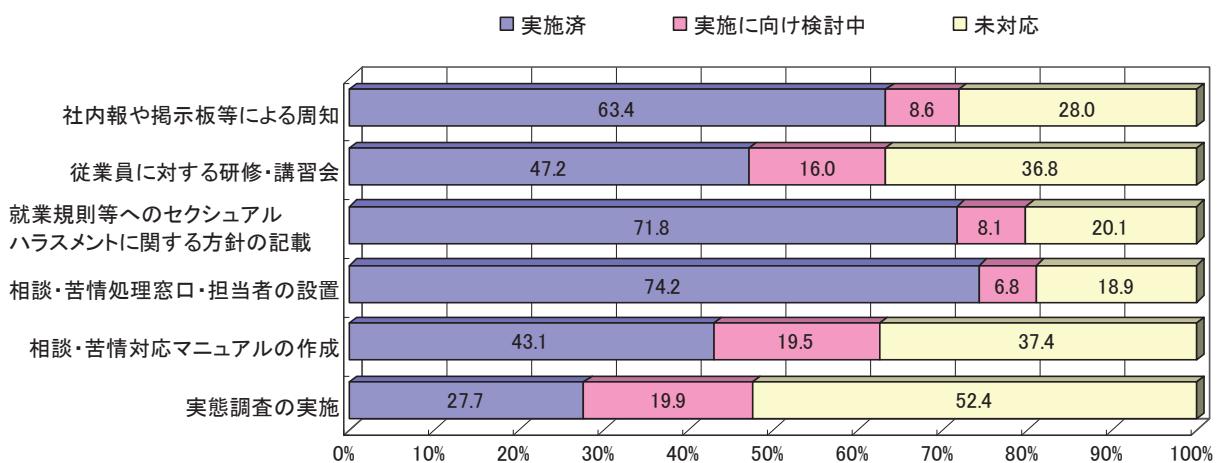
表 10-12～14 図 ポジティブアクションの促進状況



## 3 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策

セクシュアルハラスメントの防止対策について、「実施済」または「実施に向け検討中」と回答した事業所は、「相談・苦情処理窓口・担当者の設置」が 81.0%（同 60.8%）、「就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載」が 79.9%（同 61.0%）、「社内報や掲示板等による周知」が 72.0%（前回 54.5%）などいずれも前回より割合が高くなっている。（表 10-15～20）

表 10-15～20 図 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策

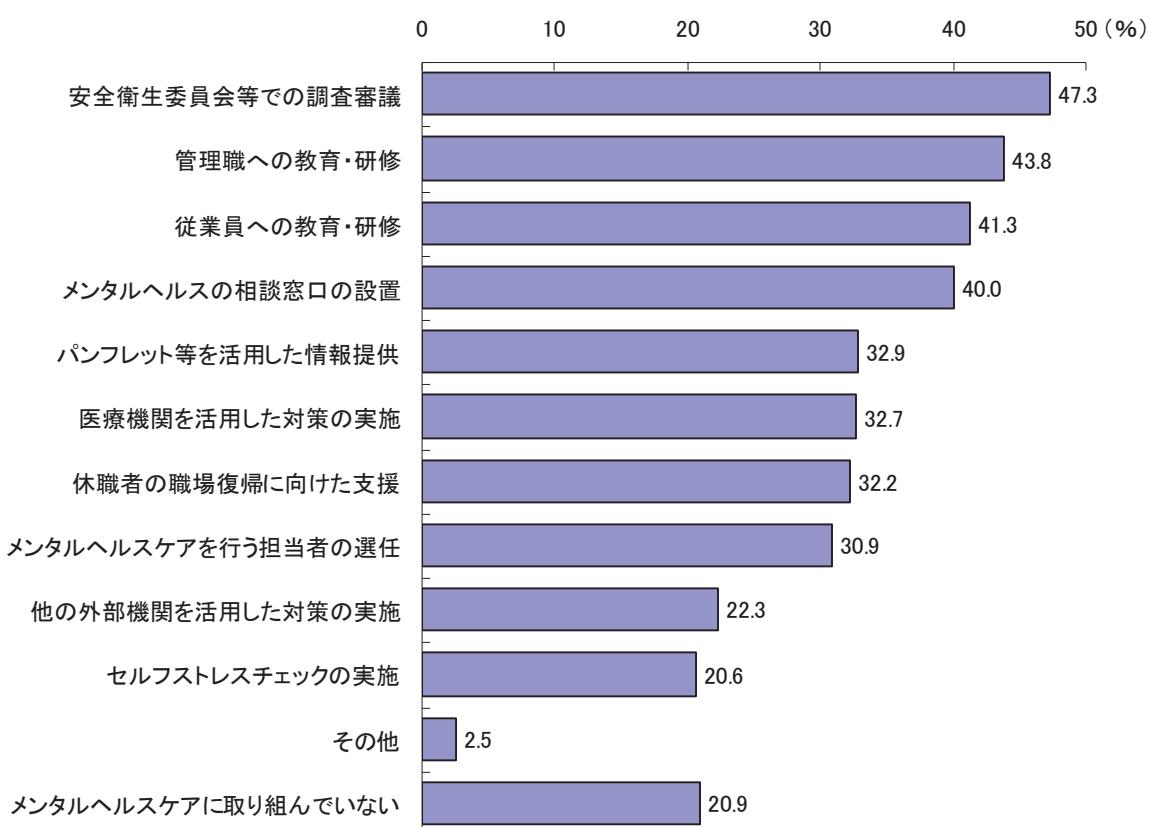


## 第8章 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項（前回設問なし）

### 1 心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況

心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況について取り組んでいる事業所は 79.1% となっている。取り組んでいる内容は、多い順に「安全衛生委員会等での調査審議」47.3%、「管理職への教育・研修」43.8%、「従業員への教育・研修」41.3%、「メンタルヘルスの相談窓口の設置」40.0% となっている。一方、「メンタルヘルスケアに取り組んでいない」事業所は 20.9% となっている。（表 11-1）

表 11-1 図 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）



## IV 付 属 統 計 表

表1-1 産業別事業所の構成 (単位: %)

区分	計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	
計	100.0	0.5	5.7	27.3	3.0	1.2	9.6	19.2	1.7	0.1	2.1	2.8	19.1	1.2	6.5	
規模	5~29人	100.0	0.0	14.6	14.6	0.0	0.0	6.3	16.7	0.0	0.0	12.5	2.1	18.8	0.0	14.6
	30~49人	100.0	1.0	9.4	33.9	3.6	1.6	8.9	13.5	1.6	0.0	1.6	2.6	15.6	1.0	5.7
	50~99人	100.0	0.0	4.4	29.3	3.4	1.5	6.8	13.7	1.0	0.5	1.0	3.9	24.9	1.5	8.3
	100~299人	100.0	0.0	3.0	30.9	3.0	1.3	6.1	17.0	0.4	0.0	0.9	3.5	26.1	1.3	6.5
	300~499人	100.0	0.0	2.9	22.9	1.4	0.0	12.9	17.1	0.0	0.0	4.3	1.4	28.6	4.3	4.3
	500~999人	100.0	1.3	3.8	39.7	1.3	2.6	10.3	20.5	1.3	0.0	0.0	2.6	11.5	0.0	5.1
	1000人以上	100.0	1.3	6.3	11.4	3.8	0.6	18.4	37.3	6.3	0.0	3.2	1.3	5.1	0.6	4.4

※問1、問2から産業別事業所の構成を、各計を100%として算出

表1-2 規模別事業所の構成 (単位: %)

区分	計	5~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~499人	500~999人	1000人以上
計	100.0	4.9	19.6	20.9	23.4	7.1	8.0	16.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0
建設業	100.0	12.5	32.1	16.1	12.5	3.6	5.4	17.9
製造業	100.0	2.6	24.3	22.4	26.5	6.0	11.6	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	24.1	24.1	24.1	3.4	3.4	20.7
情報通信業	100.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	16.7	8.3
運輸業、郵便業	100.0	3.2	18.1	14.9	14.9	9.6	8.5	30.9
卸売業、小売業	100.0	4.3	13.8	14.9	20.7	6.4	8.5	31.4
金融業、保険業	100.0	0.0	17.6	11.8	5.9	0.0	5.9	58.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	28.6	14.3	9.5	9.5	14.3	0.0	23.8
教育、学習支援業	100.0	3.7	18.5	29.6	29.6	3.7	7.4	7.4
医療、福祉	100.0	4.8	16.0	27.3	32.1	10.7	4.8	4.3
複合サービス事業	100.0	0.0	16.7	25.0	25.0	25.0	0.0	8.3
サービス業	100.0	10.9	17.2	26.6	23.4	4.7	6.3	10.9

※問1、問2から規模別事業所の構成を、各計を100%として算出

表1-3 労働組合の有無 (単位：%)

区分	計	あり	なし	
計	100.0	37.7	62.3	
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	60.0	40.0
	建設業	100.0	14.3	85.7
	製造業	100.0	38.3	61.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.9	62.1
	情報通信業	100.0	8.3	91.7
	運輸業, 郵便業	100.0	58.5	41.5
	卸売業, 小売業	100.0	54.8	45.2
	金融業, 保険業	100.0	76.5	23.5
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	38.1	61.9
	教育, 学習支援業	100.0	63.0	37.0
	医療, 福祉	100.0	12.0	88.0
	複合サービス事業	100.0	40.0	60.0
	サービス業	100.0	30.2	69.8
規模	5~29人	100.0	10.4	89.6
	30~49人	100.0	17.5	82.5
	50~99人	100.0	21.7	78.3
	100~299人	100.0	30.7	69.3
	300~499人	100.0	57.1	42.9
	500~999人	100.0	61.0	39.0
	1000人以上	100.0	81.0	19.0

※問3、労働組合の有無を有、無で産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表1-4 事業所の従業員の構成 (単位：%)

区分	女性			男性			常用労働者に占めるパートタイム労働者	
	女性計	パートタイム労働者	有期労働者	男性計	パートタイム労働者	有期労働者		
計	48.8	34.7	16.1	51.2	9.9	11.6	22.0	
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	49.7	2.4	0.0	50.3	3.6	0.0	3.0
	建設業	14.2	10.5	17.3	85.8	1.2	6.3	2.5
	製造業	30.2	29.8	24.2	69.8	3.5	13.3	11.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	59.7	33.1	20.1	40.3	6.8	4.1	22.5
	情報通信業	24.1	16.0	10.6	75.9	0.6	6.1	4.3
	運輸業, 郵便業	17.6	45.0	23.2	82.4	10.6	11.3	16.6
	卸売業, 小売業	61.0	58.1	18.8	39.0	23.8	13.2	44.7
	金融業, 保険業	48.5	11.6	13.6	51.5	1.7	7.4	6.5
	不動産業, 物品賃貸業	46.5	0.0	24.2	53.5	0.0	36.8	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	57.6	74.3	8.2	42.4	47.8	7.7	63.0
	教育, 学習支援業	40.3	26.2	21.5	59.7	16.0	13.8	20.1
	医療, 福祉	76.0	17.9	8.7	24.0	11.4	6.5	16.3
	複合サービス事業	41.2	9.8	25.9	58.8	2.8	9.5	5.7
	サービス業	40.9	46.1	12.7	59.1	14.8	18.2	27.6
規模	5~29人	51.8	43.3	7.4	48.2	21.0	14.0	32.6
	30~49人	42.6	40.3	10.4	57.4	8.4	5.9	22.0
	50~99人	46.6	34.2	14.2	53.4	10.2	11.2	21.4
	100~299人	47.6	30.1	13.9	52.4	7.7	9.7	18.4
	300~499人	46.2	29.6	17.5	53.8	7.4	8.0	17.7
	500~999人	41.3	34.9	21.5	58.7	6.5	14.8	18.2
	1000人以上	57.2	38.1	16.8	42.8	15.8	14.2	28.6

※問4の各人数を産業別・規模別に集計し、全従業員を100%として算出

表2-1 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（短時間勤務制度） (単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	66.6	33.4	100.0	84.4
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	61.2	38.8	100.0	85.7
	製造業	100.0	67.1	32.9	100.0	94.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	67.9	32.1	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	61.8	38.2	100.0	77.2
	卸売業・小売業	100.0	66.9	33.1	100.0	74.1
	金融業・保険業	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.1	38.9	100.0	77.4
	教育、学習支援業	100.0	53.8	46.2	100.0	100.0
	医療、福祉	100.0	71.3	28.7	100.0	91.7
	複合サービス事業	100.0	72.7	27.3	100.0	100.0
	サービス業	100.0	64.4	35.6	100.0	76.4
規模	5~29人	100.0	52.6	47.4	100.0	84.4
	30~49人	100.0	51.7	48.3	100.0	68.3
	50~99人	100.0	64.6	35.4	100.0	88.9
	100~299人	100.0	71.9	28.1	100.0	88.5
	300~499人	100.0	75.8	24.2	100.0	82.8
	500~999人	100.0	62.2	37.8	100.0	95.1
	1000人以上	100.0	79.9	20.1	100.0	82.2

※問5の1、短時間勤務制度の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-2 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（時間外労働の制限） (単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	67.8	32.2	100.0	49.3
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	54.0	46.0	100.0	100.0
	製造業	100.0	73.4	26.6	100.0	32.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.3	35.7	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	66.7	33.3	100.0	11.0
	卸売業・小売業	100.0	66.9	33.1	100.0	63.9
	金融業・保険業	100.0	86.7	13.3	100.0	30.4
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	64.7	35.3	100.0	72.4
	教育、学習支援業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	70.4	29.6	100.0	81.9
	複合サービス事業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	61.0	39.0	100.0	83.9
規模	5~29人	100.0	51.4	48.6	100.0	88.6
	30~49人	100.0	58.6	41.4	100.0	34.7
	50~99人	100.0	69.5	30.5	100.0	41.3
	100~299人	100.0	67.9	32.1	100.0	66.4
	300~499人	100.0	74.6	25.4	100.0	76.8
	500~999人	100.0	63.5	36.5	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	79.1	20.9	100.0	43.5

※問5の2、時間外労働の制限の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-3 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ）（単位：%）

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	45.7	54.3	100.0	54.8
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	36.2	63.8	100.0	13.3
	製造業	100.0	41.2	58.8	100.0	92.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	44.4	55.6	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	27.3	72.7	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	43.2	56.8	100.0	5.0
	卸売業・小売業	100.0	56.1	43.9	100.0	48.2
	金融業・保険業	100.0	62.5	37.5	100.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	35.3	64.7	100.0	84.0
	教育、学習支援業	100.0	42.3	57.7	100.0	100.0
	医療、福祉	100.0	46.4	53.6	100.0	88.6
	複合サービス事業	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	47.4	52.6	100.0	77.6
規模	5~29人	100.0	40.5	59.5	100.0	46.4
	30~49人	100.0	38.6	61.4	100.0	62.9
	50~99人	100.0	43.3	56.7	100.0	38.6
	100~299人	100.0	51.2	48.8	100.0	85.8
	300~499人	100.0	45.3	54.7	100.0	86.4
	500~999人	100.0	36.1	63.9	100.0	42.9
	1000人以上	100.0	54.6	45.4	100.0	57.0

※問5の3、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-4 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（所定外労働をさせない制度）（単位：%）

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	46.3	53.7	100.0	54.2
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	42.6	57.4	100.0	100.0
	製造業	100.0	49.0	51.0	100.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	39.3	60.7	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	41.7	58.3	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	37.9	62.1	100.0	2.6
	卸売業・小売業	100.0	46.7	53.3	100.0	61.0
	金融業・保険業	100.0	64.3	35.7	100.0	31.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.9	47.1	100.0	84.0
	教育、学習支援業	100.0	38.5	61.5	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	48.8	51.2	100.0	100.0
	複合サービス事業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	42.4	57.6	100.0	13.9
規模	5~29人	100.0	45.9	54.1	100.0	86.7
	30~49人	100.0	37.1	62.9	100.0	31.3
	50~99人	100.0	45.4	54.6	100.0	57.5
	100~299人	100.0	49.8	50.2	100.0	100.0
	300~499人	100.0	49.2	50.8	100.0	100.0
	500~999人	100.0	43.1	56.9	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	53.3	46.7	100.0	24.3

※問5の4、所定外労働をさせない制度の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-5 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（フレックスタイム制）  
(単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	17.9	82.1	100.0	29.7
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	12.5	87.5	100.0	6.3
	製造業	100.0	15.0	85.0	100.0	17.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.4	92.6	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	100.0	13.7
	運輸業、郵便業	100.0	21.6	78.4	100.0	36.0
	卸売業・小売業	100.0	19.0	81.0	100.0	19.2
	金融業・保険業	100.0	53.8	46.2	100.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	29.4	70.6	100.0	10.0
	教育、学習支援業	100.0	23.1	76.9	100.0	58.6
	医療、福祉	100.0	13.9	86.1	100.0	88.8
	複合サービス事業	100.0	11.1	88.9	100.0	0.0
	サービス業	100.0	19.0	81.0	100.0	31.3
規模	5～29人	100.0	8.3	91.7	100.0	0.0
	30～49人	100.0	13.5	86.5	100.0	17.6
	50～99人	100.0	19.3	80.7	100.0	42.7
	100～299人	100.0	14.7	85.3	100.0	43.9
	300～499人	100.0	12.7	87.3	100.0	15.8
	500～999人	100.0	23.6	76.4	100.0	15.4
	1000人以上	100.0	27.3	72.7	100.0	29.0

※問5の5、フレックスタイム制の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-6 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（育児期の転勤への配慮）  
(単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
産業	計	100.0	32.0	68.0	100.0	66.7
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	31.3	68.8	100.0	100.0
	製造業	100.0	29.0	71.0	100.0	47.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.8	85.2	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	10.0	90.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	33.0	67.0	0.0	0.0
	卸売業・小売業	100.0	45.6	54.4	100.0	70.0
	金融業・保険業	100.0	35.7	64.3	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.9	47.1	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	15.4	84.6	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	29.5	70.5	100.0	100.0
	複合サービス事業	100.0	20.0	80.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	24.1	75.9	100.0	100.0
規模	5～29人	100.0	25.0	75.0	100.0	100.0
	30～49人	100.0	22.3	77.7	100.0	100.0
	50～99人	100.0	27.2	72.8	100.0	46.4
	100～299人	100.0	31.8	68.2	100.0	80.0
	300～499人	100.0	35.9	64.1	100.0	100.0
	500～999人	100.0	18.6	81.4	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	54.6	45.4	100.0	100.0

※問5の6、育児期の転勤への配慮の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-7 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（在宅勤務制度）(単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
計	100.0	2.5	97.5	100.0	100.0	0.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	4.2	95.8	0.0	0.0
	製造業	100.0	1.6	98.4	100.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.7	96.3	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	18.2	81.8	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	1.1	98.9	0.0	0.0
	卸売業・小売業	100.0	3.6	96.4	0.0	0.0
	金融業・保険業	100.0	7.1	92.9	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.9	94.1	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	0.6	99.4	0.0	0.0
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	5.2	94.8	100.0	0.0
規模	5～29人	100.0	2.8	97.2	0.0	0.0
	30～49人	100.0	1.8	98.2	100.0	0.0
	50～99人	100.0	3.3	96.7	100.0	0.0
	100～299人	100.0	1.9	98.1	100.0	0.0
	300～499人	100.0	1.6	98.4	0.0	0.0
	500～999人	100.0	1.4	98.6	0.0	0.0
	1000人以上	100.0	4.0	96.0	0.0	0.0

※問5の7、在宅勤務制度の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-8 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（企業内託児施設）(単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
計	100.0	5.1	94.9	100.0	92.2	7.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	3.3	96.7	0.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.8	96.2	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	1.1	98.9	0.0	0.0
	卸売業・小売業	100.0	1.2	98.8	100.0	83.3
	金融業・保険業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	5.9	94.1	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	3.8	96.2	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	18.3	81.7	100.0	94.1
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
規模	5～29人	100.0	11.1	88.9	0.0	0.0
	30～49人	100.0	3.6	96.4	100.0	100.0
	50～99人	100.0	3.3	96.7	100.0	100.0
	100～299人	100.0	8.0	92.0	100.0	89.3
	300～499人	100.0	9.2	90.8	100.0	97.2
	500～999人	100.0	7.0	93.0	100.0	95.8
	1000人以上	100.0	0.7	99.3	0.0	0.0

※問5の8、企業内託児施設の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-9 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況（深夜業の制限）

(単位：%)

区分	制度の有無			制度利用者		
	計	有	無	計	女性	男性
計	100.0	58.7	41.3	100.0	51.3	48.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	48.0	52.0	100.0	100.0
	製造業	100.0	67.3	32.7	100.0	42.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	48.3	51.7	100.0	13.0
	卸売業、小売業	100.0	58.1	41.9	100.0	66.0
	金融業、保険業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	47.1	52.9	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	42.3	57.7	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	62.1	37.9	100.0	93.0
	複合サービス事業	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	47.5	52.5	100.0	28.9
規模	5～29人	100.0	48.6	51.4	100.0	95.8
	30～49人	100.0	45.9	54.1	100.0	8.3
	50～99人	100.0	57.7	42.3	100.0	51.4
	100～299人	100.0	62.1	37.9	100.0	96.4
	300～499人	100.0	64.1	35.9	100.0	82.8
	500～999人	100.0	54.8	45.2	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	71.5	28.5	100.0	32.4

※問5の9、深夜業の制限の有無と利用者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-1 育児休業制度の規定状況 (単位: %)

区分	規定の有無			
	計	有	無	
計	100.0	94.2	5.8	
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	94.3	5.7
	製造業	100.0	95.8	4.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	91.5	8.5
	卸売業, 小売業	100.0	92.4	7.6
	金融業, 保険業	100.0	94.1	5.9
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	78.9	21.1
	教育, 学習支援業	100.0	88.9	11.1
	医療, 福祉	100.0	96.7	3.3
	複合サービス事業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	90.3	9.7
規模	5~29人	100.0	72.9	27.1
	30~49人	100.0	89.0	11.0
	50~99人	100.0	94.1	5.9
	100~299人	100.0	96.9	3.1
	300~499人	100.0	95.5	4.5
	500~999人	100.0	100.0	0.0
	1000人以上	100.0	99.4	0.6

※問6、育児休業制度の有無を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-2 育児休業制度の対象となる労働者の範囲（期間を定めて雇用される労働者）

(単位: %)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	43.5	56.5
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	75.0
	建設業	100.0	32.7
	製造業	100.0	49.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	46.4
	情報通信業	100.0	33.3
	運輸業, 郵便業	100.0	43.4
	卸売業, 小売業	100.0	43.1
	金融業, 保険業	100.0	28.6
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	44.4
	教育, 学習支援業	100.0	38.5
	医療, 福祉	100.0	42.5
	複合サービス事業	100.0	45.5
	サービス業	100.0	35.1
規模	5~29人	100.0	33.3
	30~49人	100.0	34.5
	50~99人	100.0	40.5
	100~299人	100.0	43.8
	300~499人	100.0	48.5
	500~999人	100.0	56.6
	1000人以上	100.0	50.7

※問7、育児休業制度の対象者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-3 育児休業制度の対象となる労働者の範囲（所定労働日数が週2日以下の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	10.9	89.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	10.2
	製造業	100.0	8.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	25.0
	情報通信業	100.0	8.3
	運輸業、郵便業	100.0	9.8
	卸売業、小売業	100.0	10.5
	金融業、保険業	100.0	14.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1
	教育、学習支援業	100.0	8.0
	医療、福祉	100.0	11.9
	複合サービス事業	100.0	18.2
	サービス業	100.0	14.0
規模	5~29人	100.0	7.1
	30~49人	100.0	11.4
	50~99人	100.0	10.7
	100~299人	100.0	11.1
	300~499人	100.0	11.9
	500~999人	100.0	6.6
	1000人以上	100.0	13.0

※問7、育児休業制度の対象者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-4 育児休業制度の対象となる労働者の範囲（勤続1年未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	15.0	85.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	20.4
	製造業	100.0	10.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.6
	情報通信業	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	19.8
	卸売業、小売業	100.0	16.0
	金融業、保険業	100.0	13.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1
	教育、学習支援業	100.0	11.5
	医療、福祉	100.0	19.3
	複合サービス事業	100.0	9.1
	サービス業	100.0	21.1
規模	5~29人	100.0	14.3
	30~49人	100.0	15.5
	50~99人	100.0	14.4
	100~299人	100.0	15.3
	300~499人	100.0	20.6
	500~999人	100.0	5.2
	1000人以上	100.0	17.2

※問7、育児休業制度の対象者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-5 育児休業制度の対象となる労働者の範囲（配偶者が常態として子を養育することができる労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	54.4	45.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.0
	建設業	100.0	55.1
	製造業	100.0	52.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.8
	情報通信業	100.0	36.4
	運輸業、郵便業	100.0	54.9
	卸売業、小売業	100.0	52.3
	金融業、保険業	100.0	85.7
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3
	教育、学習支援業	100.0	65.4
	医療、福祉	100.0	56.6
	複合サービス事業	100.0	50.0
	サービス業	100.0	57.9
規模	5～29人	100.0	40.5
	30～49人	100.0	39.3
	50～99人	100.0	54.1
	100～299人	100.0	56.7
	300～499人	100.0	54.5
	500～999人	100.0	58.3
	1000人以上	100.0	70.0

※問7、育児休業制度の対象者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-6 育児休業制度の対象となる労働者の範囲（1年以内に退職するが明らかな労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	16.0	84.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	10.4
	製造業	100.0	11.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.1
	情報通信業	100.0	8.3
	運輸業、郵便業	100.0	23.5
	卸売業、小売業	100.0	15.0
	金融業、保険業	100.0	31.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1
	教育、学習支援業	100.0	7.7
	医療、福祉	100.0	21.1
	複合サービス事業	100.0	27.3
	サービス業	100.0	20.0
規模	5～29人	100.0	9.5
	30～49人	100.0	16.6
	50～99人	100.0	19.3
	100～299人	100.0	12.8
	300～499人	100.0	16.2
	500～999人	100.0	13.2
	1000人以上	100.0	19.2

※問7、育児休業制度の対象者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-7 育児休業制度の取得可能期間

(単位: %)

区分	計	子が満1歳未満	子が満1歳6か月未満	子が満2歳未満	子が満3歳未満	子が満3歳以上
計	100.0	62.5	25.1	4.0	7.0	1.4
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	75.0	25.0	0.0
	建設業	100.0	43.1	43.1	2.0	9.8
	製造業	100.0	65.9	26.7	2.7	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.3	24.1	17.2	3.4
	情報通信業	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	67.0	20.5	0.0	11.4
	卸売業, 小売業	100.0	57.4	22.2	8.5	10.2
	金融業, 保険業	100.0	35.3	11.8	35.3	17.6
	不動産業, 物品販賣業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	76.5	23.5	0.0	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	60.0	12.0	0.0	28.0
	医療, 福祉	100.0	69.4	23.9	0.6	5.0
	複合サービス事業	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0
	サービス業	100.0	58.9	32.1	1.8	7.1
規模	5~29人	100.0	70.0	25.0	0.0	2.5
	30~49人	100.0	60.9	29.0	1.8	4.7
	50~99人	100.0	69.2	24.6	1.0	5.1
	100~299人	100.0	65.8	25.7	1.4	5.9
	300~499人	100.0	68.7	20.9	1.5	9.0
	500~999人	100.0	68.8	26.0	0.0	5.2
	1000人以上	100.0	43.2	21.9	18.1	14.8

※問8、取得可能期間1~5を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-8 育児休業制度の取得者の状況

(単位: %)

区分	計	出産した女性労働者数		配偶者が出産した男性労働者数	
		育児休業開始者数	代替要因採用	育児休業開始者数	代替要因採用
計	100.0	52.3	85.6	26.2	47.7
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	20.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	14.7	90.9	30.0
	製造業	100.0	32.3	86.4	19.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.7	93.1	58.2
	情報通信業	100.0	17.5	100.0	28.6
	運輸業, 郵便業	100.0	26.6	100.0	15.2
	卸売業, 小売業	100.0	60.2	76.6	20.6
	金融業, 保険業	100.0	60.7	94.1	0.0
	不動産業, 物品販賣業	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	47.6	60.0	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	73.9	85.4	25.9
	医療, 福祉	100.0	40.3	86.2	60.0
	複合サービス事業	100.0	48.7	94.7	5.6
	サービス業	100.0	42.7	93.8	40.0
規模	5~29人	100.0	58.3	71.4	50.0
	30~49人	100.0	47.0	79.5	32.3
	50~99人	100.0	53.7	82.6	23.3
	100~299人	100.0	58.0	88.2	25.6
	300~499人	100.0	45.3	83.3	31.2
	500~999人	100.0	44.0	90.8	9.0
	1000人以上	100.0	55.9	83.5	33.8

※育児休業制度の取得者の状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。そのうち育児休業開始者数は、男性・女性の出産者数に占める割合。また代替要員は育児休業開始者数に占める割合。

表3－9 育児休業終了後の復職状況

(単位：%)

区分	女性			男性		
	計	復職者	復職予定で あつたが退職 した者	計	復職者	復職予定で あつたが退職 した者
計	100.0	92.8	7.2	100.0	95.7	4.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	90.0	10.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	92.6	7.4	100.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	93.5	6.5	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	90.9	9.1	100.0	100.0
	卸売業、小売業	100.0	94.0	6.0	0.0	0.0
	金融業、保険業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	92.5	7.5	100.0	66.7
	複合サービス事業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	85.2	14.8	100.0	100.0
規模	5～29人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	96.8	3.2	0.0	0.0
	50～99人	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0
	100～299人	100.0	92.6	7.4	100.0	100.0
	300～499人	100.0	93.8	6.2	100.0	66.7
	500～999人	100.0	93.2	6.8	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	93.7	6.3	100.0	100.0

※育児休業終了後の復職状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-10 育児休業制度の取得期間（女性）

(単位：%)

区分	計	1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～12か月未満	12か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
計	100.0	1.3	3.2	8.5	63.8	19.6	1.8	1.7
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	7.7	7.7	0.0	61.5	7.7	15.4
	製造業	100.0	1.6	2.4	3.2	52.8	28.0	3.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.6	0.0	3.6	10.9	81.8	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	11.1	11.1	66.7	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	0.0	4.3	0.0	73.9	21.7	0.0
	卸売業, 小売業	100.0	2.5	1.3	3.8	75.0	15.0	2.5
	金融業, 保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0
	不動産業, 物品販貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	0.0	0.0	16.7	33.3	50.0	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	10.0	0.0	20.0	50.0	20.0	0.0
	医療, 福祉	100.0	0.2	4.3	12.6	71.7	9.5	1.4
	複合サービス事業	100.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0
	サービス業	100.0	4.5	0.0	0.0	90.9	4.5	0.0
規模	5～29人	100.0	0.0	14.3	7.1	35.7	42.9	0.0
	30～49人	100.0	6.7	0.0	3.3	50.0	33.3	6.7
	50～99人	100.0	1.7	5.1	6.8	57.6	22.0	5.1
	100～299人	100.0	2.5	4.6	11.8	62.9	14.8	3.0
	300～499人	100.0	1.1	3.2	3.2	65.3	26.3	1.1
	500～999人	100.0	0.0	1.4	15.5	62.0	13.4	0.0
	1000人以上	100.0	0.0	2.0	3.6	71.6	22.3	0.5

※育児休業制度の取得期間（女性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-11 育児休業制度の取得期間（男性）

(単位：%)

区分	計	1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～12か月未満	12か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
計	100.0	88.4	7.0	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	97.1	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売業, 小売業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	金融業, 保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業, 物品販貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	教育, 学習支援業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療, 福祉	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	50～99人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100～299人	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	300～499人	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500～999人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000人以上	100.0	84.6	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0

※育児休業制度の取得期間（男性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-12 育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況

(単位 : %)

区分	勤務時間短縮等の制度を導入している事業所	短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置
計	87.1	82.0	15.4	45.0	70.7	6.6	5.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	66.7	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0
	建設業	87.8	89.4	11.9	54.3	78.3	0.0
	製造業	89.1	83.1	15.3	42.3	76.2	4.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	93.1	89.7	10.7	51.7	75.9	3.6
	情報通信業	100.0	91.7	41.7	41.7	83.3	8.3
	運輸業、郵便業	81.3	78.8	12.7	40.5	67.1	1.3
	卸売業、小売業	82.5	78.0	16.6	47.3	62.3	2.7
	金融業、保険業	86.7	86.7	20.0	60.0	50.0	0.0
	不動産業、物品販賣業	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	66.7	53.3	0.0	20.0	53.3	0.0
	教育、学習支援業	92.3	88.5	23.1	46.2	65.4	7.7
	医療、福祉	90.8	83.8	15.6	44.2	75.2	22.9
	複合サービス事業	90.9	90.9	0.0	63.6	72.7	0.0
	サービス業	85.2	79.6	18.5	48.1	63.0	0.0
規模	5~29人	75.0	68.6	19.4	54.3	70.6	13.9
	30~49人	77.6	68.0	15.1	37.4	57.3	5.4
	50~99人	83.3	78.1	18.2	41.5	68.9	2.4
	100~299人	92.9	85.5	13.1	46.8	76.4	8.8
	300~499人	90.2	85.2	10.3	48.3	76.7	11.5
	500~999人	96.0	97.3	15.3	32.9	76.7	8.1
	1000人以上	90.5	91.2	16.7	57.9	73.7	4.4

※問10、育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況を産業別・規模別に集計し算出

表3-13 育児のための勤務時間短縮等の制度（短時間勤務制度）

(単位 : %)

区分	最長利用期間				平日1日に短縮する時間の長さ				
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
計	100.0	14.3	57.0	28.7	100.0	8.0	57.6	29.2	5.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	12.5	59.4	28.1	100.0	2.5	60.0	32.5
	製造業	100.0	13.2	59.0	27.8	100.0	8.3	61.7	26.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.5	42.1	47.4	100.0	8.3	50.0	33.3
	情報通信業	100.0	25.0	37.5	37.5	100.0	0.0	60.0	40.0
	運輸業、郵便業	100.0	13.7	43.1	43.1	100.0	8.6	51.7	32.8
	卸売業、小売業	100.0	12.5	58.0	29.5	100.0	10.1	58.7	26.6
	金融業、保険業	100.0	0.0	33.3	66.7	100.0	15.4	38.5	30.8
	不動産業、物品販賣業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	16.7	50.0	33.3	100.0	12.5	25.0	62.5
	教育、学習支援業	100.1	15.8	63.2	21.1	100.0	4.3	52.2	43.5
	医療、福祉	100.0	16.5	63.1	20.4	100.1	8.3	59.5	27.3
	複合サービス事業	100.0	22.2	66.7	11.1	100.0	0.0	70.0	30.0
	サービス業	100.0	21.2	63.6	15.2	100.0	7.7	51.3	28.2
規模	5~29人	100.0	31.3	56.3	12.5	100.0	4.8	57.1	28.6
	30~49人	100.0	22.2	55.6	22.2	100.0	11.8	54.8	28.0
	50~99人	100.0	12.8	68.1	19.1	100.0	9.2	60.0	26.7
	100~299人	100.0	12.7	59.2	28.2	99.9	7.2	59.6	28.3
	300~499人	100.0	19.5	58.5	22.0	100.0	8.0	52.0	36.0
	500~999人	100.0	4.7	64.1	31.3	100.0	9.2	64.6	20.0
	1000人以上	100.0	12.9	36.5	50.6	100.0	4.9	53.3	36.1

※問10-1、短時間勤務制度と短縮する時間の長さを産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-14 制度利用者の男女比（短時間勤務制度）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	96.6	3.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	100.0	85.7
	製造業	100.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	100.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0
	金融業、保険業	100.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0
	教育、学習支援業	100.0	100.0
	医療、福祉	100.0	92.8
	複合サービス事業	100.0	100.0
	サービス業	100.0	100.0
規模	5～29人	100.0	100.0
	30～49人	100.0	100.0
	50～99人	100.0	100.0
	100～299人	100.0	90.6
	300～499人	100.0	100.0
	500～999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	100.0

※短時間勤務制度利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-15 育児のための勤務時間短縮等の制度（フレックスタイム制）

(単位：%)

区分	最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	22.0	33.9	44.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0
	製造業	100.0	7.7	38.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	42.9	14.3
	卸売業、小売業	100.0	38.5	15.4
	金融業、保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0
	医療、福祉	100.0	14.3	50.0
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	20.0	60.0
規模	5～29人	100.0	25.0	50.0
	30～49人	100.0	45.5	18.2
	50～99人	100.0	13.3	60.0
	100～299人	100.0	9.1	36.4
	300～499人	100.0	0.0	100.0
	500～999人	100.0	16.7	33.3
	1000人以上	100.0	30.0	10.0

※問10-2、フレックスタイム制の最長利用期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-16 制度利用者の男女比（フレックスタイム制）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	27.6	72.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0
	製造業	100.0	9.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0
	情報通信業	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0
	金融業、保険業	0.0	0.0
	不動産業、物品販賣業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0
	医療、福祉	0.0	0.0
	複合サービス事業	0.0	0.0
	サービス業	100.0	60.0
規模	5~29人	0.0	0.0
	30~49人	100.0	100.0
	50~99人	100.0	88.9
	100~299人	100.0	15.3
	300~499人	100.0	0.0
	500~999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	78.6

※フレックスタイム制利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-17 育児のための勤務時間短縮等の制度（始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ）

(単位：%)

区分	最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	17.2	48.7	34.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	20.0	40.0
	製造業	100.0	14.1	54.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.1	18.2
	情報通信業	100.0	33.3	66.7
	運輸業、郵便業	100.0	23.8	33.3
	卸売業、小売業	100.0	18.4	55.3
	金融業、保険業	100.0	0.0	16.7
	不動産業、物品販賣業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	100.0
	教育、学習支援業	100.0	16.7	66.7
	医療、福祉	100.0	17.1	51.2
	複合サービス事業	100.0	16.7	66.7
	サービス業	100.0	27.8	55.6
規模	5~29人	100.0	30.8	46.2
	30~49人	100.0	37.1	31.4
	50~99人	100.0	13.9	66.7
	100~299人	100.0	10.4	55.2
	300~499人	100.0	16.7	61.1
	500~999人	100.0	9.5	61.9
	1000人以上	100.0	14.3	26.2

※問10-3、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの最長利用期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-18 制度利用者の男女比（始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	95.1	4.9
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	100.0	100.0
	製造業	100.0	82.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	80.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0
	金融業、保険業	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	100.0
	複合サービス事業	100.0	100.0
	サービス業	100.0	100.0
規模	5~29人	100.0	100.0
	30~49人	100.0	91.7
	50~99人	100.0	100.0
	100~299人	100.0	92.1
	300~499人	100.0	87.5
	500~999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	100.0

※始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-19 育児のための勤務時間短縮等の制度（所定外労働の免除）

(単位：%)

区分	最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	12.8	57.4	29.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.0	0.0
	建設業	100.0	14.3	57.1
	製造業	100.0	15.2	56.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.3	75.0
	情報通信業	100.0	14.3	14.3
	運輸業、郵便業	100.0	13.6	52.3
	卸売業、小売業	100.0	14.8	61.1
	金融業、保険業	100.0	0.0	40.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	80.0
	教育、学習支援業	100.0	16.7	66.7
	医療、福祉	100.0	9.1	54.5
	複合サービス事業	100.0	16.7	66.7
	サービス業	100.0	8.3	70.8
規模	5~29人	100.0	26.7	46.7
	30~49人	100.0	31.3	46.3
	50~99人	100.0	11.6	62.3
	100~299人	100.0	6.8	59.0
	300~499人	100.0	17.9	64.3
	500~999人	100.0	2.1	59.6
	1000人以上	100.0	7.1	58.9

※問10-4、所定外労働の免除の最長利用期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-20 制度利用者の男女比（所定外労働の免除）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	88.2	11.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0
	製造業	100.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0
	情報通信業	100.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	64.3
	金融業、保険業	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0
	教育、学習支援業	100.0	100.0
	医療、福祉	100.0	100.0
	複合サービス事業	0.0	0.0
	サービス業	100.0	100.0
規模	5~29人	100.0	100.0
	30~49人	100.0	100.0
	50~99人	100.0	100.0
	100~299人	100.0	100.0
	300~499人	100.0	90.9
	500~999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	50.0

※所定外労働の免除利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-21 育児のための勤務時間短縮等の制度（事業所内託児施設）

(単位：%)

区分	最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	12.5	9.4	78.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	0.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業、郵便業	100.0	100.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	0.0	100.0
	金融業、保険業	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	13.6	13.6
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0
規模	5~29人	100.0	66.7	0.0
	30~49人	100.0	0.0	100.0
	50~99人	100.0	0.0	100.0
	100~299人	100.0	7.7	15.4
	300~499人	100.0	0.0	100.0
	500~999人	100.0	0.0	33.3
	1000人以上	100.0	50.0	66.7

※問10-5、事業所内託児施設の最長利用期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-22 制度利用者の男女比（事業所内託児施設）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	95.9	4.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0
	製造業	100.0	100.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	0.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	88.9
	金融業、保険業	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	96.0
	複合サービス事業	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0
規模	5～29人	100.0	100.0
	30～49人	100.0	100.0
	50～99人	100.0	100.0
	100～299人	100.0	86.7
	300～499人	100.0	100.0
	500～999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	98.1

※事業所内託児施設利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-23 育児のための勤務時間短縮等の制度（育児に要する経費の援助措置）

(単位：%)

区分	最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	26.7	23.3	50.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	42.9	28.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.6	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	50.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	50.0	50.0
	金融業、保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	11.1	44.4
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0
規模	5～29人	100.0	100.0	0.0
	30～49人	100.0	100.0	0.0
	50～99人	100.0	0.0	100.0
	100～299人	100.0	20.0	40.0
	300～499人	100.0	50.0	0.0
	500～999人	100.0	16.7	66.7
	1000人以上	100.0	23.1	7.7

※問10-6、育児に要する経費の援助措置の最長利用期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-24 制度利用者の男女比（育児に要する経費の援助措置）

(単位：%)

区分	利用者の男女比		
	計	女性	男性
計	100.0	74.7	25.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0
	製造業	100.0	62.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	31.3
	情報通信業	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	0.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0
	金融業、保険業	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	94.3
	複合サービス事業	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0
規模	5～29人	0.0	0.0
	30～49人	0.0	0.0
	50～99人	100.0	100.0
	100～299人	100.0	62.1
	300～499人	100.0	100.0
	500～999人	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	55.6

※育児に要する経費の援助措置利用者の男女比を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-1 子の看護休暇制度の規定状況

(単位：%)

区分	規定の有無		
	計	有	無
計	100.0	81.3	18.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.0
	建設業	100.0	81.8
	製造業	100.0	81.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.8
	情報通信業	100.0	91.7
	運輸業、郵便業	100.0	72.8
	卸売業、小売業	100.0	80.0
	金融業、保険業	100.0	88.2
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.9
	教育、学習支援業	100.0	88.9
	医療、福祉	100.0	89.0
	複合サービス事業	100.0	81.8
	サービス業	100.0	72.1
規模	5～29人	100.0	62.8
	30～49人	100.0	66.8
	50～99人	100.0	78.6
	100～299人	100.0	87.8
	300～499人	100.0	83.8
	500～999人	100.0	96.1
	1000人以上	100.0	89.1

※問11(1)、子の看護休暇制度の規定状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-2 子の看護休暇制度の有給の状況 (単位: %)

区分	計	有給	一部有給	無給
計	100.0	25.2	7.0	67.8
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	31.8	9.1
	製造業	100.0	13.9	6.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.5	0.0
	情報通信業	100.0	45.5	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	23.9	11.9
	卸売業, 小売業	100.0	14.1	9.9
	金融業, 保険業	100.0	73.3	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0	100.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	11.1	11.1
	教育, 学習支援業	100.0	50.0	9.1
	医療, 福祉	100.0	32.7	5.0
	複合サービス事業	100.0	37.5	0.0
	サービス業	100.0	36.4	6.8
規模	5~29人	100.0	25.9	7.4
	30~49人	100.0	21.0	8.4
	50~99人	100.0	32.3	4.5
	100~299人	100.0	23.2	6.8
	300~499人	100.0	22.8	8.8
	500~999人	100.0	14.1	9.9
	1000人以上	100.0	30.4	6.5

※問11(1)、子の看護休暇制度の有給の状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-3 子の看護休暇制度の対象者（所定労働日数が週2日以下の労働者）

(単位: %)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	11.2	88.8
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	15.6
	製造業	100.0	5.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.7
	情報通信業	100.0	9.1
	運輸業, 郵便業	100.0	25.4
	卸売業, 小売業	100.0	8.9
	金融業, 保険業	100.0	7.7
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	18.8
	教育, 学習支援業	100.0	12.5
	医療, 福祉	100.0	12.2
	複合サービス事業	100.0	10.0
	サービス業	100.0	17.0
規模	5~29人	100.0	16.7
	30~49人	100.0	6.6
	50~99人	100.0	12.9
	100~299人	100.0	9.1
	300~499人	100.0	8.2
	500~999人	100.0	9.6
	1000人以上	100.0	17.4

※問11(2)、所定労働日数が週2日以下の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-4 子の看護休暇制度の対象者（勤続6か月未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	17.7	82.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	21.7
	製造業	100.0	13.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.4
	情報通信業	100.0	9.1
	運輸業、郵便業	100.0	21.1
	卸売業、小売業	100.0	12.0
	金融業、保険業	100.0	30.8
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.0
	教育、学習支援業	100.0	33.3
	医療、福祉	100.0	20.1
	複合サービス事業	100.0	0.0
	サービス業	100.0	27.7
規模	5~29人	100.0	14.3
	30~49人	100.0	14.5
	50~99人	100.0	17.5
	100~299人	100.0	15.2
	300~499人	100.0	26.7
	500~999人	100.0	15.3
	1000人以上	100.0	23.0

※問11(2)、勤続6か月未満の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-5 子の看護休暇制度の対象者（勤続1年未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	62.4	37.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	59.1
	製造業	100.0	57.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.6
	情報通信業	100.0	54.5
	運輸業、郵便業	100.0	62.9
	卸売業、小売業	100.0	56.1
	金融業、保険業	100.0	69.2
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	46.7
	教育、学習支援業	100.0	66.7
	医療、福祉	100.0	76.7
	複合サービス事業	100.0	50.0
	サービス業	100.0	63.8
規模	5~29人	100.0	50.0
	30~49人	100.0	54.9
	50~99人	100.0	62.9
	100~299人	100.0	59.1
	300~499人	100.0	62.7
	500~999人	100.0	65.8
	1000人以上	100.0	75.2

※問11(2)、勤続1年未満の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4－6 子の看護休暇制度の期間の制限 (単位：%)

区分	計	小学校就学の始期まで	小学校入学～小学校低学年まで	小学校4年生～小学校卒業まで	小学校卒業以降も対象
計	100.0	87.1	3.7	2.3	7.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3	33.3	0.0
	建設業	100.0	93.5	2.2	0.0
	製造業	100.0	85.0	4.0	4.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	91.0	1.5	0.0
	卸売業、小売業	100.0	88.2	6.3	1.4
	金融業、保険業	100.0	80.0	13.3	6.7
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.9	7.7	0.0
	教育、学習支援業	100.0	82.6	4.3	4.3
	医療、福祉	100.0	88.3	1.8	1.8
	複合サービス事業	100.0	77.8	11.1	11.1
	サービス業	100.0	82.2	0.0	2.2
規模	5～29人	100.0	87.1	3.2	0.0
	30～49人	100.0	85.0	2.3	0.8
	50～99人	100.0	88.0	2.4	1.8
	100～299人	100.0	92.8	0.5	1.5
	300～499人	100.0	84.5	5.2	3.4
	500～999人	100.0	80.3	11.3	4.2
	1000人以上	100.0	84.8	6.5	4.3

※問12(1)、看護休暇の期間の制限を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-7 子の看護休暇制度の制限

(単位：%)

区分	計	制限あり			制限なし
		同一の労働者 につき	同一の子につ き	その他	
計	100.0	21.2	60.4	10.0	8.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3	33.3	0.0
	建設業	100.0	23.7	68.4	0.0
	製造業	100.0	20.6	57.5	13.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.0	48.0	8.0
	情報通信業	100.0	9.1	90.9	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	27.9	48.5	8.8
	卸売業、小売業	100.0	15.9	65.9	10.1
	金融業、保険業	100.0	14.3	71.4	7.1
	不動産業、物品販賣業	100.0	0.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	23.1	38.5	15.4
	教育、学習支援業	100.0	16.7	79.2	4.2
	医療、福祉	100.0	21.3	61.9	10.6
	複合サービス事業	100.0	33.3	55.6	11.1
	サービス業	100.0	20.9	58.1	7.0
規模	5～29人	100.0	16.7	56.7	3.3
	30～49人	100.0	17.5	63.3	10.8
	50～99人	100.0	21.0	58.6	10.2
	100～299人	100.0	19.9	64.9	9.9
	300～499人	100.0	25.9	51.7	15.5
	500～999人	100.0	20.8	66.7	9.7
	1000人以上	100.0	25.6	54.9	8.3

※問12(2)、看護休暇の制限あり・なしを産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-8 子の看護休暇制度の日数の制限

(単位：%)

区分	計	5日	6日～9日	10日	11日～20日	21日以上
産業	計	100.0	79.9	0.6	15.6	1.6
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	91.4	0.0	8.6	0.0
	製造業	100.0	72.8	1.0	19.4	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.0	4.2	16.7	4.2
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	73.7	0.0	22.8	0.0
	卸売業、小売業	100.0	84.1	0.0	11.9	2.4
	金融業、保険業	100.0	92.3	0.0	7.7	0.0
	不動産業、物品販賣業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	77.8	0.0	11.1	0.0
	教育、学習支援業	100.0	91.7	0.0	8.3	0.0
	医療、福祉	100.0	85.8	0.7	12.8	0.0
	複合サービス事業	100.0	55.6	0.0	33.3	11.1
	サービス業	100.0	70.3	0.0	24.3	0.0
規模	5～29人	100.0	82.6	0.0	8.7	0.0
	30～49人	100.0	82.4	2.8	9.3	4.6
	50～99人	100.0	76.4	0.0	20.0	0.7
	100～299人	100.0	81.5	0.6	14.0	1.1
	300～499人	100.0	71.7	0.0	22.6	3.8
	500～999人	100.0	76.8	0.0	20.3	0.0
	1000人以上	100.0	84.5	0.0	13.8	0.9

※問12(2)、看護休暇の日数を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-9 子の看護休暇制度の取得状況（女性） (単位：%)

区分	計	就学前の子を持つ労働者	うち看護休暇を取得した者
計	100.0	85.7	14.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.0
	建設業	100.0	92.7
	製造業	100.0	84.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	74.6
	情報通信業	100.0	79.3
	運輸業、郵便業	100.0	86.4
	卸売業、小売業	100.0	86.3
	金融業、保険業	100.0	86.7
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	71.4
	教育、学習支援業	100.0	82.4
	医療、福祉	100.0	87.2
	複合サービス事業	100.0	87.4
	サービス業	100.0	68.3
規模	5～29人	100.0	65.6
	30～49人	100.0	87.4
	50～99人	100.0	83.3
	100～299人	100.0	82.6
	300～499人	100.0	77.8
	500～999人	100.0	89.4
	1000人以上	100.0	89.9

※問13(1)、子の看護休暇制度の取得状況（女性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-10 子の看護休暇制度の取得状況（男性） (単位：%)

区分	計	就学前の子を持つ労働者	うち看護休暇を取得した者
計	100.0	97.3	2.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0
	建設業	100.0	100.0
	製造業	100.0	97.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.4
	情報通信業	100.0	98.3
	運輸業、郵便業	100.0	100.0
	卸売業、小売業	100.0	99.4
	金融業、保険業	100.0	98.1
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0
	教育、学習支援業	100.0	96.2
	医療、福祉	100.0	95.7
	複合サービス事業	100.0	100.0
	サービス業	100.0	85.5
規模	5～29人	100.0	100.0
	30～49人	100.0	97.3
	50～99人	100.0	99.2
	100～299人	100.0	96.0
	300～499人	100.0	89.3
	500～999人	100.0	98.5
	1000人以上	100.0	98.1

※問13(1)、子の看護休暇制度の取得状況（男性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-1-1 子の看護休暇制度の利用日数（女性） (単位：%)

区分	計	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上
計	100.0	42.4	44.2	6.7	6.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	75.0	25.0	0.0
	製造業	100.0	41.2	35.3	9.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	47.1	41.2	11.8
	情報通信業	100.0	83.3	16.7	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	66.7	33.3	0.0
	卸売業、小売業	100.0	69.6	30.4	0.0
	金融業、保険業	100.0	22.2	66.7	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	100.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	57.1	42.9	0.0
	医療、福祉	100.0	40.9	44.3	7.8
	複合サービス事業	100.0	50.0	50.0	0.0
	サービス業	100.0	42.9	57.1	0.0
規模	5～29人	100.0	50.0	50.0	0.0
	30～49人	100.0	46.2	38.5	15.4
	50～99人	100.0	54.7	30.7	6.7
	100～299人	100.0	33.7	51.3	8.0
	300～499人	100.0	31.3	54.2	6.0
	500～999人	100.0	56.9	25.0	8.3
	1000人以上	100.0	46.7	46.7	3.3

※問13(2)、子の看護休暇制度の利用日数（女性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表4-1-2 子の看護休暇制度の利用日数（男性） (単位：%)

区分	計	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上
計	100.0	74.2	19.7	1.5	4.5
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	86.4	6.8	3.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0	0.0	0.0
	金融業、保険業	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	90.0	10.0	0.0
	医療、福祉	100.0	62.3	32.1	0.0
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	20.0	60.0	20.0
規模	5～29人	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	100.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	40.0	60.0	0.0
	100～299人	100.0	85.4	14.6	0.0
	300～499人	100.0	60.0	30.0	10.0
	500～999人	100.0	94.7	5.3	0.0
	1000人以上	100.0	62.5	21.9	6.3

※問13(2)、子の看護休暇制度の利用日数（男性）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-1 介護休業制度の規定状況 (単位: %)

区分	規定の有無			
	計	有	無	
計	100.0	90.4	9.6	
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	80.0	20.0
	建設業	100.0	90.9	9.1
	製造業	100.0	91.2	8.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	93.1	6.9
	情報通信業	100.0	100.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	84.6	15.4
	卸売業, 小売業	100.0	87.9	12.1
	金融業, 保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業, 物品販賣業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	66.7	33.3
	教育, 学習支援業	100.0	88.9	11.1
	医療, 福祉	100.0	96.7	3.3
	複合サービス事業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	85.0	15.0
規模	5~29人	100.0	72.1	27.9
	30~49人	100.0	82.5	17.5
	50~99人	100.0	89.2	10.8
	100~299人	100.0	93.4	6.6
	300~499人	100.0	93.9	6.1
	500~999人	100.0	97.4	2.6
	1000人以上	100.0	97.4	2.6

※問14、介護休業制度の規定状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-2 介護休業の取得可能期間 (単位: %)

区分	計	93日	93日を超える 1年未満	1年	1年を超える 期間
計	100.0	76.0	8.9	11.7	3.4
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	75.0	6.3	18.8
	製造業	100.0	77.2	7.1	14.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.3	7.1	28.6
	情報通信業	100.0	75.0	8.3	16.7
	運輸業, 郵便業	100.0	69.7	17.1	10.5
	卸売業, 小売業	100.0	65.6	10.8	12.7
	金融業, 保険業	100.0	47.1	17.6	23.5
	不動産業, 物品販賣業	100.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	78.6	7.1	7.1
	教育, 学習支援業	100.0	70.8	25.0	4.2
	医療, 福祉	100.0	89.9	5.6	3.9
	複合サービス事業	100.0	90.9	9.1	0.0
	サービス業	100.0	82.0	6.0	12.0
規模	5~29人	100.0	84.4	12.5	3.1
	30~49人	100.0	78.4	8.8	12.2
	50~99人	100.0	86.8	4.9	6.6
	100~299人	100.0	84.9	7.1	8.0
	300~499人	100.0	79.4	6.3	14.3
	500~999人	100.0	71.4	14.3	11.7
	1000人以上	100.0	46.3	14.3	23.8

※問15(1)、介護休業の取得可能期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5－3 介護休業の取得可能回数

(単位：%)

区分	計	対象家族1人につき			対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに			その他			制限なし
		1回	2回	3回以上	1回	2回	3回以上	1回	2回	3回以上	
計	100.0	45.9	1.8	2.9	31.5	0.4	1.9	0.8	0.0	0.1	14.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	36.4	0.0	4.5	43.2	2.3	0.0	0.0	0.0	13.6
	製造業	100.0	47.3	1.7	3.4	32.9	0.4	1.7	0.8	0.0	11.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.9	3.6	0.0	21.4	0.0	3.6	0.0	0.0	28.6
	情報通信業	100.0	41.7	0.0	8.3	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	運輸業、郵便業	100.0	45.5	5.2	0.0	32.5	0.0	1.3	1.3	0.0	14.3
	卸売業、小売業	100.0	48.7	3.9	1.3	23.0	0.0	1.3	0.7	0.0	21.1
	金融業、保険業	100.0	26.7	0.0	6.7	26.7	0.0	0.0	13.3	0.0	26.7
	不動産業、物品販賣業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3	0.0	0.0	26.7	0.0	6.7	0.0	0.0	33.3
	教育、学習支援業	100.0	29.2	0.0	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	医療、福祉	100.0	48.5	0.0	3.6	33.1	0.6	3.0	0.6	0.0	10.7
	複合サービス事業	100.0	72.7	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	47.1	0.0	7.8	23.5	0.0	3.9	0.0	0.0	17.6
規模	5～29人	100.0	53.3	0.0	3.3	23.3	3.3	0.0	0.0	0.0	16.7
	30～49人	100.0	47.2	0.7	2.1	27.1	0.7	2.1	0.7	0.0	19.4
	50～99人	100.0	52.8	1.1	2.8	25.6	0.6	2.3	0.6	0.0	13.6
	100～299人	100.0	47.1	0.5	3.4	36.4	0.0	2.4	0.5	0.0	9.7
	300～499人	100.0	60.3	0.0	6.3	27.0	0.0	1.6	0.0	0.0	4.8
	500～999人	100.0	35.5	1.3	3.9	55.3	0.0	0.0	1.3	0.0	2.6
	1000人以上	100.0	31.9	6.9	0.7	27.1	0.0	2.1	2.1	0.0	29.2

※問15(2)、介護休業の取得可能回数を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5－4 介護休業の対象となる労働者の範囲（期間を定めて雇用される労働者）

(単位：%)

区分	計	取得できる	取得できない
計	100.0	45.7	54.3
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	42.9
	製造業	100.0	47.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0
	情報通信業	100.0	41.7
	運輸業, 郵便業	100.0	29.7
	卸売業, 小売業	100.0	45.8
	金融業, 保険業	100.0	43.8
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	56.3
	教育, 学習支援業	100.0	32.0
	医療, 福祉	100.0	50.0
	複合サービス事業	100.0	36.4
	サービス業	100.0	54.9
規模	5～29人	100.0	41.2
	30～49人	100.0	40.1
	50～99人	100.0	42.5
	100～299人	100.0	45.2
	300～499人	100.0	53.8
	500～999人	100.0	56.6
	1000人以上	100.0	47.9

※問15(3)、介護休業を取得できる・できないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出（期間を定めて雇用される労働者）

表5－5 介護休業の対象となる労働者の範囲（所定労働日数が週2日以下の労働者）

(単位：%)

区分	計	取得できる	取得できない
計	100.0	11.2	88.8
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	25.0
	建設業	100.0	12.2
	製造業	100.0	7.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	25.0
	情報通信業	100.0	8.3
	運輸業, 郵便業	100.0	9.5
	卸売業, 小売業	100.0	13.5
	金融業, 保険業	100.0	13.3
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	13.3
	教育, 学習支援業	100.0	12.0
	医療, 福祉	100.0	9.7
	複合サービス事業	100.0	18.2
	サービス業	100.0	15.7
規模	5～29人	100.0	14.7
	30～49人	100.0	8.5
	50～99人	100.0	11.7
	100～299人	100.0	9.5
	300～499人	100.0	9.4
	500～999人	100.0	10.7
	1000人以上	100.0	16.3

※問15(3)、介護休業を取得できる・できないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出（所定労働日数が週2日以下の労働者）

表5-6 介護休業の対象となる労働者の範囲（勤続1年未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	取得できる	取得できない
計	100.0	11.6	88.4
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0
	建設業	100.0	16.0
	製造業	100.0	8.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.1
	情報通信業	100.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	9.3
	卸売業, 小売業	100.0	10.1
	金融業, 保険業	100.0	6.7
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	20.0
	教育, 学習支援業	100.0	12.0
	医療, 福祉	100.0	15.9
	複合サービス事業	100.0	0.0
	サービス業	100.0	21.6
規模	5~29人	100.0	14.7
	30~49人	100.0	13.7
	50~99人	100.0	8.3
	100~299人	100.0	13.7
	300~499人	100.0	13.8
	500~999人	100.0	3.9
	1000人以上	100.0	12.6

※問15(3)、介護休業を取得できる・できないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出（勤続1年未満の労働者）

表5-7 介護休業の対象となる労働者の範囲（93日以内に退職が明らかな労働者）

(単位：%)

区分	計	取得できる	取得できない
計	100.0	8.6	91.4
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0
	建設業	100.0	4.2
	製造業	100.0	5.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.1
	情報通信業	100.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	13.3
	卸売業, 小売業	100.0	10.1
	金融業, 保険業	100.0	13.3
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	20.0
	教育, 学習支援業	100.0	4.0
	医療, 福祉	100.0	9.2
	複合サービス事業	100.0	9.1
	サービス業	100.0	15.7
規模	5~29人	100.0	8.8
	30~49人	100.0	8.7
	50~99人	100.0	9.4
	100~299人	100.0	6.2
	300~499人	100.0	10.8
	500~999人	100.0	3.9
	1000人以上	100.0	12.8

※問15(3)、介護休業を取得できる・できないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出（93日以内に退職が明らかな労働者）

表5-8 介護休業制度取得者の有無 (単位: %)

区分	計	取得者あり	取得者なし	
産業	計	100.0	4.7	95.3
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	0.0	100.0
	製造業	100.0	2.5	97.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.0	85.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業, 郵便業	100.0	3.6	96.4
	卸売業, 小売業	100.0	5.5	94.5
	金融業, 保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0	100.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	11.1	88.9
	教育, 学習支援業	100.0	0.0	100.0
	医療, 福祉	100.0	9.3	90.7
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	2.4	97.6
規模	5~29人	100.0	0.0	100.0
	30~49人	100.0	0.0	100.0
	50~99人	100.0	3.4	96.6
	100~299人	100.0	3.5	96.5
	300~499人	100.0	14.8	85.2
	500~999人	100.0	3.3	96.7
	1000人以上	100.0	10.8	89.2

※問16(1)、介護休業制度取得者の有無を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-9 介護休業制度取得者の状況 (単位: %)

区分	介護休業取得者			代替要員の採用状況		
	計	女性	男性	計	女性	男性
計	100.0	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	卸売業, 小売業	100.0	68.8	31.3	0.0	0.0
	金融業, 保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育, 学習支援業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療, 福祉	100.0	93.8	6.3	0.0	0.0
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
規模	5~29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50~99人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100~299人	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	300~499人	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0
	500~999人	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	1000人以上	100.0	81.0	19.0	0.0	0.0

※介護休業制度取得者の状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-10 介護休業終了後の復職状況

(単位：%)

区分	女性			男性		
	計	復職者	復職予定であつたが退職した者	計	復職者	復職予定であつたが退職した者
計	100.0	93.8	6.3	100.0	88.9	11.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	66.7	33.3	100.0	50.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	卸売業、小売業	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	金融業、保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	93.3	6.7	100.0	100.0
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100～299人	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7
	300～499人	100.0	87.5	12.5	100.0	100.0
	500～999人	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	1000人以上	100.0	93.8	6.3	100.0	100.0

※介護休業終了後の復職状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-11 介護休業の取得期間

(単位：%)

区分	計	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～1年未満	1年以上
産業	計	100.0	10.5	5.3	5.3	68.4	10.5
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	21.4	0.0	7.1	71.4	0.0
	金融業、保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	7.1	7.1	7.1	57.1	21.4
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	100～299人	100.0	57.1	0.0	0.0	42.9	0.0
	300～499人	100.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0
	500～999人	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	1000人以上	100.0	0.0	5.3	10.5	73.7	10.5

※介護休業の取得期間（男女計）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表5-12 介護のための勤務時間短縮等の制度の導入状況

(単位：%)

区分	勤務時間短縮等の措置を導入している事業所	短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	介護に要する経費の援助措置
計	85.0	80.0	12.8	38.7	53.4	4.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	81.3	77.1	4.4	39.1	42.2
	製造業	88.4	82.9	15.3	39.7	59.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	81.5	81.5	0.0	32.0	36.0
	情報通信業	91.7	91.7	25.0	16.7	41.7
	運輸業、郵便業	76.0	74.7	10.8	44.0	56.8
	卸売業、小売業	85.5	79.2	16.1	37.9	55.9
	金融業、保険業	86.7	86.7	20.0	60.0	61.5
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	76.9	69.2	0.0	46.2	61.5
	教育、学習支援業	91.7	91.3	12.5	29.2	45.8
	医療、福祉	84.3	76.1	12.3	35.1	50.0
	複合サービス事業	90.9	90.9	9.1	45.5	54.5
	サービス業	89.1	84.8	10.9	45.7	50.0
規模	5~29人	72.7	63.6	15.6	50.0	62.5
	30~49人	74.3	69.8	9.7	31.6	41.8
	50~99人	84.6	79.5	12.1	39.2	50.6
	100~299人	89.1	81.3	12.0	38.7	60.0
	300~499人	87.5	87.5	14.5	48.4	58.1
	500~999人	90.5	86.1	15.3	32.4	53.5
	1000人以上	89.1	86.1	15.3	41.7	54.6

※問17、介護のための勤務時間短縮等の制度の導入状況を産業別・規模別に集計し算出

表5-13 介護のための勤務時間短縮等の措置の最長利用期間

(単位：%)

区分	制度の最長利用期間						平日1日に短縮する時間の長さ				
	計	93日未満	93日	93日を超える1年未満	1年	1年を超える期間	計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
短時間勤務制度	100.0	21.7	52.9	5.2	9.2	11.0	100.0	6.7	58.0	29.2	6.1
フレックスタイム制	100.0	18.0	36.0	6.0	12.0	28.0					
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	100.0	17.5	54.6	4.9	9.3	13.7					
所定外労働の免除	100.0	17.1	34.6	7.9	29.8	10.5					
介護に要する経費の援助措置	100.0	0.0	18.2	9.1	18.2	54.5					

※問17、介護のための勤務時間短縮等の措置の最長利用期間と短縮する時間の長さを集計し算出

表6-1 介護休暇制度の規定状況 (単位: %)

区分	規定の有無			
	計	有	無	
計	100.0	79.1	20.9	
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.0	20.0
	建設業	100.0	79.6	20.4
	製造業	100.0	75.5	24.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.8	17.2
	情報通信業	100.0	91.7	8.3
	運輸業、郵便業	100.0	74.2	25.8
	卸売業、小売業	100.0	80.0	20.0
	金融業、保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	56.3	43.8
	教育、学習支援業	100.0	85.2	14.8
	医療、福祉	100.0	84.5	15.5
	複合サービス事業	100.0	72.7	27.3
	サービス業	100.0	76.3	23.7
規模	5~29人	100.0	71.8	28.2
	30~49人	100.0	62.8	37.2
	50~99人	100.0	76.6	23.4
	100~299人	100.0	82.7	17.3
	300~499人	100.0	85.1	14.9
	500~999人	100.0	94.7	5.3
	1000人以上	100.0	88.1	11.9

※問18、介護休暇制度の規定状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-2 介護休暇制度の有給の有無 (単位: %)

区分	計	有給	一部有給	無給
計	100.0	20.4	6.5	73.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	26.2	11.9
	製造業	100.0	11.5	4.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.7	0.0
	情報通信業	100.0	27.3	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	16.9	6.2
	卸売業、小売業	100.0	13.2	10.4
	金融業、保険業	100.0	58.8	5.9
	不動産業、物品販貸業	100.0	0.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1	11.1
	教育、学習支援業	100.0	40.9	9.1
	医療、福祉	100.0	25.0	5.9
	複合サービス事業	100.0	12.5	0.0
	サービス業	100.0	26.7	4.4
規模	5~29人	100.0	25.0	10.7
	30~49人	100.0	15.3	7.2
	50~99人	100.0	25.3	4.7
	100~299人	100.0	18.9	5.9
	300~499人	100.0	17.5	8.8
	500~999人	100.0	13.9	5.6
	1000人以上	100.0	25.0	7.6

※問18、介護休暇制度の有給の有無を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-3 介護休暇制度の導入予定 (単位: %)

区分	計	導入予定あり	導入予定なし	
産業	計	100.0	25.8	74.2
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	22.2	77.8
	製造業	100.0	21.8	78.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	66.7
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業, 郵便業	100.0	15.8	84.2
	卸売業, 小売業	100.0	23.3	76.7
	金融業, 保険業	0.0	0.0	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	40.0	60.0
	教育, 学習支援業	100.0	33.3	66.7
	医療, 福祉	100.0	48.0	52.0
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	20.0	80.0
規模	5~29人	100.0	36.4	63.6
	30~49人	100.0	20.0	80.0
	50~99人	100.0	29.7	70.3
	100~299人	100.0	39.4	60.6
	300~499人	100.0	10.0	90.0
	500~999人	100.0	25.0	75.0
	1000人以上	100.0	7.7	92.3

※問18、介護休暇制度の導入予定の有無を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-4 介護休暇の対象となる労働者の範囲 (所定労働日数が週2日以下の労働者)

(単位: %)

区分	計	対象としている	対象としていない	
産業	計	100.0	10.6	89.4
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	25.0	75.0
	建設業	100.0	16.3	83.7
	製造業	100.0	5.4	94.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.0	92.0
	情報通信業	100.0	27.3	72.7
	運輸業, 郵便業	100.0	21.9	78.1
	卸売業, 小売業	100.0	8.8	91.2
	金融業, 保険業	100.0	17.6	82.4
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0	100.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	15.4	84.6
	教育, 学習支援業	100.0	8.0	92.0
	医療, 福祉	100.0	11.0	89.0
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	13.6	86.4
規模	5~29人	100.0	12.1	87.9
	30~49人	100.0	8.1	91.9
	50~99人	100.0	9.7	90.3
	100~299人	100.0	7.9	92.1
	300~499人	100.0	8.3	91.7
	500~999人	100.0	15.5	84.5
	1000人以上	100.0	16.3	83.7

※問19(1)、所定労働日数が週2日以下の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-5 介護休暇の対象となる労働者の範囲（勤続6か月未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	15.1	84.9
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0
	建設業	100.0	13.6
	製造業	100.0	10.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.2
	情報通信業	100.0	20.0
	運輸業、郵便業	100.0	18.8
	卸売業、小売業	100.0	10.9
	金融業、保険業	100.0	23.5
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	15.4
	教育、学習支援業	100.0	32.0
	医療、福祉	100.0	18.1
	複合サービス事業	100.0	0.0
	サービス業	100.0	20.5
規模	5~29人	100.0	12.1
	30~49人	100.0	10.7
	50~99人	100.0	11.7
	100~299人	100.0	12.6
	300~499人	100.0	18.3
	500~999人	100.0	19.4
	1000人以上	100.0	23.7

※問19(1)、勤続6か月未満の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-6 介護休暇の対象となる労働者の範囲（勤続1年未満の労働者）

(単位：%)

区分	計	対象としている	対象としていない
計	100.0	50.7	49.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0
	建設業	100.0	45.5
	製造業	100.0	44.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.2
	情報通信業	100.0	60.0
	運輸業、郵便業	100.0	53.1
	卸売業、小売業	100.0	50.0
	金融業、保険業	100.0	47.1
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	38.5
	教育、学習支援業	100.0	60.0
	医療、福祉	100.0	59.4
	複合サービス事業	100.0	33.3
	サービス業	100.0	57.8
規模	5~29人	100.0	45.5
	30~49人	100.0	39.3
	50~99人	100.0	48.1
	100~299人	100.0	49.2
	300~499人	100.0	45.0
	500~999人	100.0	58.3
	1000人以上	100.0	66.4

※問19(1)、勤続1年未満の労働者を対象としている・していないで産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-7 介護休暇取得の制限

(単位：%)

区分	計	制限あり			制限なし
		同一の労働者 につき	同一の要介護 状態の対象家 族につき	その他	
計	100.0	26.8	57.3	9.2	6.8
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	33.3	0.0	0.0
	建設業	100.0	26.2	57.1	7.1
	製造業	100.0	26.8	58.9	10.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.2	37.5	8.3
	情報通信業	100.0	0.0	100.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	25.8	56.5	8.1
	卸売業, 小売業	100.0	28.7	55.1	8.8
	金融業, 保険業	100.0	25.0	62.5	6.3
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	0.0	100.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	38.5	38.5	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	17.4	69.6	8.7
	医療, 福祉	100.0	22.5	59.6	11.3
	複合サービス事業	100.0	33.3	55.6	11.1
	サービス業	100.0	29.3	51.2	7.3
規模	5~29人	100.0	32.3	41.9	9.7
	30~49人	100.0	25.7	56.9	7.3
	50~99人	100.0	26.0	56.0	11.3
	100~299人	100.0	27.5	60.1	9.6
	300~499人	100.0	26.7	46.7	13.3
	500~999人	100.0	25.4	68.7	4.5
	1000人以上	100.0	27.0	57.9	7.1

※問19(2)、介護休暇取得の制限あり・なしを産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-8 介護休暇制度の付与日数

(単位：%)

区分	計	5日	6日～9日	10日	11日～20日	21日以上
産業	計	100.0	67.8	0.5	16.2	1.5
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	77.8	0.0	5.6	0.0
	製造業	100.0	64.8	1.1	17.9	2.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	4.2	12.5	4.2
	情報通信業	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	63.6	0.0	21.8	1.8
	卸売業, 小売業	100.0	67.2	0.0	16.0	1.6
	金融業, 保険業	100.0	60.0	0.0	6.7	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	90.0	0.0	0.0	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	72.7	0.0	22.7	4.5
	医療, 福祉	100.0	72.7	0.0	14.4	0.0
	複合サービス事業	100.0	44.4	0.0	33.3	11.1
	サービス業	100.0	60.0	0.0	25.7	0.0
規模	5~29人	100.0	76.0	0.0	8.0	0.0
	30~49人	100.0	63.2	3.2	10.5	5.3
	50~99人	100.0	61.2	0.0	20.1	0.7
	100~299人	100.0	69.6	0.0	15.2	0.6
	300~499人	100.0	66.0	0.0	24.0	0.0
	500~999人	100.0	69.7	0.0	21.2	0.0
	1000人以上	100.0	74.8	0.0	13.0	2.6

※問19(2)、介護休暇の付与日数を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-9 介護休暇制度の取得日数

(単位：%)

区分	計	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上	
産業	計	100.0	34.9	46.8	6.3	11.9
鉱業, 採石業, 砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業, 郵便業 卸売業, 小売業 金融業, 保険業 不動産業, 物品賃貸業 宿泊業, 飲食サービス業 教育, 学習支援業 医療, 福祉 複合サービス事業 サービス業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	33.3	53.8	5.1	7.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業, 郵便業	100.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	卸売業, 小売業	100.0	36.4	18.2	18.2	27.3
	金融業, 保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育, 学習支援業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	医療, 福祉	100.0	29.0	64.5	3.2	3.2
	複合サービス事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	39.4	33.3	6.1	21.2
規模	5～29人	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	40.0	20.0	20.0	20.0
	50～99人	100.0	44.4	33.3	0.0	22.2
	100～299人	100.0	29.2	54.2	4.2	12.5
	300～499人	100.0	11.8	76.5	5.9	5.9
	500～999人	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0
	1000人以上	100.0	36.4	40.0	9.1	14.5

※問19(3)、介護休暇制度の取得日数（男女計）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表7-1 育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無 (単位：%)

区分	計	職場復帰プログラムを講じている			職場復帰プログラムを講じていない
		企業や仕事に関する情報提供	職場復帰のための講習	その他	
計	100.0	33.7	18.8	4.9	59.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0	0.0	75.0
	建設業	100.0	26.5	14.3	63.3
	製造業	100.0	35.3	17.7	58.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	51.7	20.7	51.7
	情報通信業	100.0	25.0	16.7	66.7
	運輸業、郵便業	100.0	27.4	16.7	57.1
	卸売業、小売業	100.0	35.5	23.1	62.1
	金融業、保険業	100.0	70.6	41.2	23.5
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	29.4	23.5	58.8
	教育、学習支援業	100.0	19.2	19.2	69.2
	医療、福祉	100.0	38.5	16.7	54.6
	複合サービス事業	100.0	9.1	0.0	90.9
	サービス業	100.0	16.1	19.6	66.1
規模	5～29人	100.0	21.1	21.1	60.5
	30～49人	100.0	26.8	17.1	66.5
	50～99人	100.0	26.2	16.2	63.4
	100～299人	100.0	36.4	16.8	58.4
	300～499人	100.0	29.9	19.4	59.7
	500～999人	100.0	40.5	21.6	51.4
	1000人以上	100.0	48.7	24.7	49.3

※問20(1)、育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表7-2 復帰後の職場・職種 (単位：%)

区分	計	原則として現職復帰	本人の希望を考慮して会社が決定	会社の人事管理等の都合により決定
計	100.0	82.0	13.5	4.5
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	82.0	10.0
	製造業	100.0	82.7	12.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.9	7.1
	情報通信業	100.0	83.3	8.3
	運輸業、郵便業	100.0	80.7	14.5
	卸売業、小売業	100.0	75.4	17.5
	金融業、保険業	100.0	82.4	17.6
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.5	23.5
	教育、学習支援業	100.0	95.8	4.2
	医療、福祉	100.0	87.4	12.6
	複合サービス事業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	70.4	16.7
規模	5～29人	100.0	70.3	18.9
	30～49人	100.0	79.2	15.7
	50～99人	100.0	81.6	13.7
	100～299人	100.0	81.7	13.2
	300～499人	100.0	86.2	9.2
	500～999人	100.0	90.8	7.9
	1000人以上	100.0	82.6	14.8

※問20(2)、復帰後の職場・職種を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表8-1 再雇用制度の導入状況

(単位：%)

区分	計	制度あり			制度なし		
		就業規則等で明文化	慣行で認めている	その他	1年以内に導入予定	検討中	導入予定なし
計	100.0	33.5	14.1	3.4	0.2	12.7	36.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0
	建設業	100.0	34.7	8.2	6.1	2.0	14.3
	製造業	100.0	33.1	11.4	3.1	0.0	10.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	7.4	0.0	0.0	55.6
	情報通信業	100.0	16.7	25.0	8.3	0.0	16.7
	運輸業、郵便業	100.0	42.2	10.0	11.1	0.0	25.6
	卸売業、小売業	100.0	30.7	13.9	1.2	0.0	15.1
	金融業、保険業	100.0	62.5	6.3	6.3	0.0	25.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.0	40.0	6.7	0.0	26.7
	教育、学習支援業	100.0	24.0	16.0	0.0	0.0	52.0
	医療、福祉	100.0	36.3	23.2	1.8	0.6	22.6
	複合サービス事業	100.0	18.2	9.1	0.0	0.0	18.2
	サービス業	100.0	29.8	7.0	1.8	0.0	42.1
規模	5~29人	100.0	19.4	27.8	2.8	0.0	19.4
	30~49人	100.0	27.8	14.2	4.3	0.0	14.8
	50~99人	100.0	27.9	16.8	1.6	0.5	15.3
	100~299人	100.0	33.0	13.3	3.2	0.5	13.3
	300~499人	100.0	46.2	13.8	3.1	0.0	10.8
	500~999人	100.0	36.5	6.8	1.4	0.0	8.1
	1000人以上	100.0	44.0	12.0	6.0	0.0	30.0

※問21、再雇用制度の導入状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表8-2 再雇用制度の適用を受けた者

(単位：%)

区分	再雇用制度の適用となり退職した者			再雇用制度により再雇用された者		
	計	女性	男性	計	女性	男性
産業	計	100.0	57.0	43.0	100.0	40.6
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0	100.0	23.5
	製造業	100.0	39.1	60.9	100.0	34.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.8	15.2	100.0	42.9
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	3.8	96.2	100.0	1.5
	卸売業、小売業	100.0	69.8	30.2	100.0	51.2
	金融業、保険業	100.0	20.0	80.0	100.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.0	80.0	100.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	25.0	75.0	100.0	20.0
	医療、福祉	100.0	68.4	31.6	100.0	78.7
	複合サービス事業	100.0	25.0	75.0	100.0	40.0
	サービス業	100.0	42.9	57.1	100.0	18.2
規模	5~29人	100.0	16.7	83.3	100.0	28.6
	30~49人	100.0	22.2	77.8	100.0	27.6
	50~99人	100.0	26.9	73.1	100.0	37.3
	100~299人	100.0	64.6	35.4	100.0	42.2
	300~499人	100.0	42.1	57.9	100.0	40.6
	500~999人	100.0	42.4	57.6	100.0	29.8
	1000人以上	100.0	73.1	26.9	100.0	54.1

※再雇用制度の適用を受けた者を男女別・産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-1 パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数、平均勤続年数

区分	1日の平均労働時間(時間)	週あたりの平均的な労働日数(日)	平均的な勤続年数(年)
計	5.6	4.4	5.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	7.7	4.7
	建設業	6.0	4.2
	製造業	5.9	4.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	5.5	4.0
	情報通信業	6.3	4.7
	運輸業、郵便業	5.7	4.4
	卸売業、小売業	5.2	4.5
	金融業、保険業	6.1	4.4
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	4.5	4.0
	教育、学習支援業	5.4	3.9
	医療、福祉	5.5	4.1
	複合サービス事業	6.0	3.7
	サービス業	5.9	4.2
規模	5~29人	5.5	3.9
	30~49人	5.7	4.3
	50~99人	5.7	4.3
	100~299人	5.5	4.5
	300~499人	5.8	4.2
	500~999人	5.6	4.6
	1000人以上	5.6	4.5

※問22・23、パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数、平均勤続年数を産業別・規模別に集計

表9-2 パートタイム労働者の職務内容（正社員と職務内容がほとんど同じ）

(単位：%)

区分	計	多數いる	一部にいる	いない
産業	計	100.0	20.1	37.6
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	0.0	22.2
	製造業	100.0	15.2	39.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.1	38.1
	情報通信業	100.0	0.0	55.6
	運輸業、郵便業	100.0	22.9	22.9
	卸売業、小売業	100.0	13.4	41.5
	金融業、保険業	100.0	20.0	20.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	21.1	31.6
	教育、学習支援業	100.0	4.2	20.8
	医療、福祉	100.0	36.4	43.2
	複合サービス事業	100.0	0.0	50.0
	サービス業	100.0	18.4	32.7
規模	5~29人	100.0	24.2	24.2
	30~49人	100.0	27.7	34.6
	50~99人	100.0	17.4	40.7
	100~299人	100.0	21.3	40.6
	300~499人	100.0	16.9	37.3
	500~999人	100.0	16.9	44.1
	1000人以上	100.0	16.2	32.3

※問24、パートタイム労働者の職務内容（正社員と職務内容がほとんど同じ）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-3 パートタイム労働者の職務内容（管理業務や専門業務に従事）

(単位：%)

区分	計	多数いる	一部にいる	いない
計	100.0	7.5	25.1	67.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	0.0	22.2
	製造業	100.0	2.0	17.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.5	28.6
	情報通信業	100.0	0.0	33.3
	運輸業、郵便業	100.0	5.7	18.6
	卸売業、小売業	100.0	8.0	26.4
	金融業、保険業	100.0	0.0	10.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	42.1
	教育、学習支援業	100.0	26.1	30.4
	医療、福祉	100.0	13.7	34.9
	複合サービス事業	100.0	0.0	40.0
	サービス業	100.0	10.0	76.0
規模	5～29人	100.0	11.8	23.5
	30～49人	100.0	7.8	19.5
	50～99人	100.0	8.2	26.5
	100～299人	100.0	8.7	26.0
	300～499人	100.0	6.8	30.5
	500～999人	100.0	6.8	25.4
	1000人以上	100.0	3.8	25.2

※問24、パートタイム労働者の職務内容（管理業務や専門業務に従事）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-4 パートタイム労働者の職務内容（正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある）

(単位：%)

区分	計	多数いる	一部にいる	いない
計	100.0	3.0	24.5	72.5
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	0.0	7.4
	製造業	100.0	5.6	21.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	38.1
	情報通信業	100.0	0.0	33.3
	運輸業、郵便業	100.0	2.9	17.1
	卸売業、小売業	100.0	0.6	30.2
	金融業、保険業	100.0	10.0	20.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	26.3
	教育、学習支援業	100.0	0.0	20.8
	医療、福祉	100.0	3.4	29.9
	複合サービス事業	100.0	0.0	20.0
	サービス業	100.0	4.1	14.3
規模	5～29人	100.0	3.1	15.6
	30～49人	100.0	3.1	21.9
	50～99人	100.0	2.4	27.2
	100～299人	100.0	5.1	23.4
	300～499人	100.0	1.7	27.1
	500～999人	100.0	1.7	23.7
	1000人以上	100.0	1.5	26.7

※問24、パートタイム労働者の職務内容（正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-5 パートタイム労働者の職務内容（勤続年数が相当程度長期化）

(単位：%)

区分	計	多数いる	一部にいる	いない
計	100.0	8.2	43.2	48.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	0.0	7.4
	製造業	100.0	11.3	37.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	45.0
	情報通信業	100.0	22.2	33.3
	運輸業、郵便業	100.0	1.4	39.1
	卸売業、小売業	100.0	19.1	48.8
	金融業、保険業	100.0	10.0	40.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	47.4
	教育、学習支援業	100.0	4.2	37.5
	医療、福祉	100.0	2.3	50.9
	複合サービス事業	100.0	0.0	60.0
	サービス業	100.0	2.0	44.0
規模	5～29人	100.0	3.1	31.3
	30～49人	100.0	6.3	37.0
	50～99人	100.0	6.0	39.5
	100～299人	100.0	6.6	44.7
	300～499人	100.0	3.3	56.7
	500～999人	100.0	14.0	38.6
	1000人以上	100.0	16.0	50.4
※問24、パートタイム労働者の職務内容（勤続年数が相当程度長期化）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出				

表9-6 パートタイム労働者の職務内容（賃金の決定方法が正社員と同じ）

(単位：%)

区分	計	多数いる	一部にいる	いない
計	100.0	4.0	6.6	89.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	4.1	7.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.8	14.3
	情報通信業	100.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	0.0	5.8
	卸売業、小売業	100.0	2.5	3.1
	金融業、保険業	100.0	0.0	10.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1	0.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	6.9	12.6
	複合サービス事業	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	8.2	4.1
規模	5～29人	100.0	3.2	6.5
	30～49人	100.0	7.0	8.6
	50～99人	100.0	5.3	8.3
	100～299人	100.0	3.6	7.1
	300～499人	100.0	3.4	6.9
	500～999人	100.0	1.7	3.4
	1000人以上	100.0	1.5	3.1
※問24、パートタイム労働者の職務内容（賃金の決定方法が正社員と同じ）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出				

—69—

表9-7 パートタイム労働者の処遇の考慮 (単位: %)

区分	計	現在考慮している	今後は考慮する必要がある	今後も考慮する必要はないと思う
計	100.0	56.3	26.0	17.6
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	66.7	0.0
	建設業	100.0	44.0	40.0
	製造業	100.0	51.8	27.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	35.0
	情報通信業	100.0	44.4	44.4
	運輸業, 郵便業	100.0	50.7	30.4
	卸売業, 小売業	100.0	52.5	32.1
	金融業, 保険業	100.0	44.4	33.3
	不動産業, 物品販賣業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	44.4	38.9
	教育, 学習支援業	100.0	33.3	25.0
	医療, 福祉	100.0	75.7	15.3
	複合サービス事業	100.0	55.6	11.1
	サービス業	100.0	54.0	18.0
規模	5~29人	100.0	54.3	28.6
	30~49人	100.0	59.2	21.6
	50~99人	100.0	58.3	25.0
	100~299人	100.0	53.3	26.1
	300~499人	100.0	50.0	32.8
	500~999人	100.0	60.3	25.9
	1000人以上	100.0	57.4	27.9

※問25、パートタイム労働者の処遇の考慮を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-8 パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況

(単位: %)

区分	計	制度あり	制度なし
計	100.0	63.4	36.6
産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	66.7
	建設業	100.0	53.8
	製造業	100.0	52.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.0
	情報通信業	100.0	44.4
	運輸業, 郵便業	100.0	65.7
	卸売業, 小売業	100.0	60.9
	金融業, 保険業	100.0	90.0
	不動産業, 物品販賣業	0.0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	100.0	73.7
	教育, 学習支援業	100.0	25.0
	医療, 福祉	100.0	84.1
	複合サービス事業	100.0	30.0
	サービス業	100.0	59.6
規模	5~29人	100.0	62.9
	30~49人	100.0	66.2
	50~99人	100.0	65.5
	100~299人	100.0	62.9
	300~499人	100.0	67.8
	500~999人	100.0	63.9
	1000人以上	100.0	57.0

※問26、パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-9 パートタイム労働者の福利厚生の状況（就業規則の形態）

(単位：%)

区分	計	パート労働者専用の適用規定を作成	通常の就業規則にパート労働者適用規定を追加	通常の就業規則を適用
計	100.0	61.0	19.3	19.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.7	0.0
	建設業	100.0	50.0	27.3
	製造業	100.0	59.3	15.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	68.4	10.5
	情報通信業	100.0	28.6	42.9
	運輸業、郵便業	100.0	58.1	14.5
	卸売業、小売業	100.0	62.5	21.3
	金融業、保険業	100.0	75.0	12.5
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	41.2	35.3
	教育、学習支援業	100.0	63.6	9.1
	医療、福祉	100.0	64.2	20.5
	複合サービス事業	100.0	75.0	12.5
	サービス業	100.0	65.0	30.0
規模	5～29人	100.0	33.3	33.3
	30～49人	100.0	59.0	14.0
	50～99人	100.0	48.6	24.0
	100～299人	100.0	64.4	20.3
	300～499人	100.0	56.6	20.8
	500～999人	100.0	75.5	5.7
	1000人以上	100.0	73.9	19.3

※問27、パートタイム労働者の福利厚生（就業規則の形態）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-10 パートタイム労働者の福利厚生の状況（退職金の支給）

(単位：%)

区分	計	あり	なし
計	100.0	11.8	88.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0
	建設業	100.0	0.0
	製造業	100.0	10.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.5
	情報通信業	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	18.5
	金融業、保険業	100.0	12.5
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.1
	教育、学習支援業	100.0	0.0
	医療、福祉	100.0	18.5
	複合サービス事業	100.0	0.0
	サービス業	100.0	7.7
規模	5～29人	100.0	12.5
	30～49人	100.0	10.3
	50～99人	100.0	9.8
	100～299人	100.0	8.6
	300～499人	100.0	10.2
	500～999人	100.0	16.4
	1000人以上	100.0	18.8

※問27、パートタイム労働者の福利厚生（退職金の支給）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-11 パートタイム労働者の福利厚生の状況（教育訓練の機会）

(単位：%)

区分	計	あり	なし
計	100.0	71.3	28.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.7
	建設業	100.0	32.0
	製造業	100.0	71.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.0
	情報通信業	100.0	55.6
	運輸業、郵便業	100.0	68.8
	卸売業、小売業	100.0	70.2
	金融業、保険業	100.0	87.5
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.6
	教育、学習支援業	100.0	29.2
	医療、福祉	100.0	87.3
	複合サービス事業	100.0	44.4
	サービス業	100.0	72.5
規模	5～29人	100.0	62.1
	30～49人	100.0	65.3
	50～99人	100.0	68.1
	100～299人	100.0	74.1
	300～499人	100.0	74.1
	500～999人	100.0	78.3
	1000人以上	100.0	74.3

※問27、パートタイム労働者の福利厚生（教育訓練の機会）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表9-12 パートタイム労働者の福利厚生の状況（福利厚生施設の利用）

(単位：%)

区分	計	できる	できない
計	100.0	76.4	23.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3
	建設業	100.0	68.0
	製造業	100.0	84.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79.2
	情報通信業	100.0	66.7
	運輸業、郵便業	100.0	68.7
	卸売業、小売業	100.0	78.8
	金融業、保険業	100.0	50.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.6
	教育、学習支援業	100.0	62.5
	医療、福祉	100.0	77.8
	複合サービス事業	100.0	50.0
	サービス業	100.0	74.5
規模	5～29人	100.0	62.1
	30～49人	100.0	65.5
	50～99人	100.0	77.5
	100～299人	100.0	80.2
	300～499人	100.0	89.5
	500～999人	100.0	81.0
	1000人以上	100.0	75.4

※問27、パートタイム労働者の福利厚生（福利厚生施設の利用）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-1 該当業務の有無 (単位: %)

区分	計	有	無
人事・教育訓練	100.0	61.9	38.1
総務・経理	100.0	85.4	14.6
企画・調査	100.0	31.1	68.9
広報	100.0	23.5	76.5
研究・開発	100.0	22.1	77.9
情報処理	100.0	34.7	65.3
営業	100.0	52.1	47.9
販売・サービス	100.0	49.5	50.5
生産	100.0	45.0	55.0

※問28、該当業務を全体で集計し、各計を100%として算出

表10-2 男女労働者の配置状況（人事・教育訓練）(単位: %)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	45.9	20.9	11.0	18.4	3.9
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	100.0	45.8	33.3	12.5	4.2	4.2
製造業	100.0	45.9	25.9	4.4	20.0	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.5	6.3	6.3	25.0	0.0
情報通信業	100.0	45.5	27.3	0.0	18.2	9.1
運輸業, 郵便業	100.0	30.0	30.0	7.5	32.5	0.0
卸売業, 小売業	100.0	53.8	17.5	10.0	16.3	2.5
金融業, 保険業	100.0	37.5	37.5	0.0	25.0	0.0
不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	50.0	33.3	0.0	16.7	0.0
教育, 学習支援業	100.0	60.0	20.0	6.7	13.3	0.0
医療, 福祉	100.0	41.3	11.0	27.5	11.9	8.3
複合サービス事業	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0
サービス業	100.0	33.3	23.3	3.3	36.7	3.3
5~29人	100.0	33.3	26.7	13.3	20.0	6.7
30~49人	100.0	32.1	23.1	10.3	23.1	11.5
50~99人	100.0	46.3	17.6	11.1	20.4	4.6
100~299人	100.0	47.5	22.3	12.9	15.8	1.4
300~499人	100.0	53.7	19.5	7.3	17.1	2.4
500~999人	100.0	52.4	21.4	9.5	14.3	2.4
1000人以上	100.0	52.5	19.7	9.8	18.0	0.0

※問28、男女労働者の配置状況（人事・教育訓練）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表 10-3 男女労働者の配置状況（総務・経理）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	51.1	9.6	21.5	3.6	14.3
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	75.0	0.0	0.0	25.0
	建設業	100.0	41.3	10.9	28.3	4.3
	製造業	100.0	58.0	9.3	17.6	2.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	13.6	22.7	13.6
	情報通信業	100.0	75.0	16.7	8.3	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	36.5	15.9	20.6	6.3
	卸売業、小売業	100.0	51.7	11.9	26.3	0.0
	金融業、保険業	100.0	53.3	26.7	20.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.0	40.0	20.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	60.9	4.3	8.7	0.0
	医療、福祉	100.0	49.6	3.1	26.8	6.3
	複合サービス事業	100.0	60.0	10.0	10.0	0.0
	サービス業	100.0	41.7	4.2	20.8	6.3
規模	5～29人	100.0	37.5	0.0	25.0	8.3
	30～49人	100.0	41.3	4.1	28.9	2.5
	50～99人	100.0	47.4	9.0	25.0	2.6
	100～299人	100.0	55.6	11.2	20.3	2.1
	300～499人	100.0	63.6	10.9	7.3	5.5
	500～999人	100.0	59.3	15.3	16.9	3.4
	1000人以上	100.0	51.5	12.4	18.6	7.2

※問28、男女労働者の配置状況（総務・経理）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表 10-4 男女労働者の配置状況（企画・調査）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	47.4	26.3	10.1	14.5	1.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	30.0	50.0	0.0	20.0
	製造業	100.0	33.3	27.5	11.8	25.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.1	7.1	0.0	35.7
	情報通信業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	38.5	38.5	0.0	23.1
	卸売業、小売業	100.0	65.1	20.9	7.0	7.0
	金融業、保険業	100.0	57.1	28.6	0.0	14.3
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	60.0	30.0	10.0	0.0
	医療、福祉	100.0	44.7	19.1	21.3	8.5
	複合サービス事業	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0
	サービス業	100.0	50.0	27.8	11.1	11.1
規模	5～29人	100.0	33.3	50.0	0.0	16.7
	30～49人	100.0	32.1	28.6	10.7	28.6
	50～99人	100.0	41.9	18.6	20.9	11.6
	100～299人	100.0	49.3	25.4	5.6	19.7
	300～499人	100.0	64.7	17.6	11.8	5.9
	500～999人	100.0	45.8	50.0	4.2	0.0
	1000人以上	100.0	56.4	20.5	10.3	10.3

※問28、男女労働者の配置状況（企画・調査）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-5 男女労働者の配置状況（広報）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	52.4	14.9	13.7	12.5	6.5
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	38.9	0.0	22.2	38.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	9.1	9.1	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	66.7	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	69.0	17.2	6.9	3.4
	金融業、保険業	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	55.6	27.8	5.6	11.1
	医療、福祉	100.0	40.8	4.1	26.5	12.2
	複合サービス事業	100.0	75.0	0.0	25.0	0.0
	サービス業	100.0	33.3	33.3	8.3	25.0
規模	5～29人	100.0	25.0	25.0	0.0	50.0
	30～49人	100.0	33.3	25.0	12.5	25.0
	50～99人	100.0	37.8	13.5	27.0	13.5
	100～299人	100.0	65.9	12.2	12.2	4.9
	300～499人	100.0	61.1	0.0	5.6	22.2
	500～999人	100.0	41.2	29.4	11.8	5.9
	1000人以上	100.0	74.1	11.1	7.4	3.7

※問28、男女労働者の配置状況（広報）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-6 男女労働者の配置状況（研究・開発）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	37.8	35.9	6.4	17.9	1.9
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
	建設業	100.0	12.5	87.5	0.0	0.0
	製造業	100.0	34.5	33.3	2.4	28.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	16.7	66.7	16.7	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	57.1	28.6	0.0	7.1
	金融業、保険業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	57.1	28.6	14.3	0.0
	医療、福祉	100.0	43.8	6.3	31.3	12.5
	複合サービス事業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	60.0	20.0	20.0	0.0
規模	5～29人	100.0	25.0	75.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	14.3	38.1	9.5	38.1
	50～99人	100.0	44.4	18.5	14.8	18.5
	100～299人	100.0	44.0	38.0	0.0	16.0
	300～499人	100.0	38.5	46.2	0.0	15.4
	500～999人	100.0	20.0	50.0	5.0	20.0
	1000人以上	100.0	57.1	23.8	14.3	4.8

※問28、男女労働者の配置状況（研究・開発）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-7 男女労働者の配置状況（情報処理）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	41.0	24.7	13.1	16.3	4.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0
	製造業	100.0	26.7	23.3	15.0	35.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
	情報通信業	100.0	44.4	44.4	11.1	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	45.8	37.5	4.2	4.2
	卸売業、小売業	100.0	49.0	20.4	16.3	8.2
	金融業、保険業	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	70.0	30.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	45.3	11.3	13.2	20.8
	複合サービス事業	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	22.2	44.4	11.1	11.1
規模	5～29人	100.0	25.0	25.0	37.5	12.5
	30～49人	100.0	42.4	21.2	21.2	9.1
	50～99人	100.0	41.5	18.9	22.6	9.4
	100～299人	100.0	45.3	18.8	9.4	23.4
	300～499人	100.0	26.1	21.7	8.7	39.1
	500～999人	100.0	33.3	46.7	0.0	20.0
	1000人以上	100.0	50.0	30.0	7.5	5.0

※問28、男女労働者の配置状況（情報処理）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-8 男女労働者の配置状況（営業）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	23.2	44.1	3.3	28.7	0.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	建設業	100.0	5.4	67.6	2.7	24.3
	製造業	100.0	20.5	37.6	0.9	41.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	14.3	71.4	0.0	14.3
	運輸業、郵便業	100.0	16.0	46.0	0.0	38.0
	卸売業、小売業	100.0	26.3	50.5	5.1	17.2
	金融業、保険業	100.0	69.2	15.4	15.4	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	37.5	37.5	12.5	12.5
	教育、学習支援業	100.0	25.0	25.0	0.0	50.0
	医療、福祉	100.0	50.0	29.2	4.2	8.3
	複合サービス事業	100.0	14.3	71.4	0.0	14.3
	サービス業	100.0	8.7	30.4	4.3	56.5
規模	5～29人	100.0	7.1	35.7	14.3	42.9
	30～49人	100.0	12.5	30.6	5.6	51.4
	50～99人	100.0	24.1	43.0	0.0	31.6
	100～299人	100.0	23.9	48.9	2.2	23.9
	300～499人	100.0	14.8	63.0	0.0	22.2
	500～999人	100.0	19.4	61.1	0.0	16.7
	1000人以上	100.0	39.0	39.0	6.5	15.6

※問28、男女労働者の配置状況（営業）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表 10-9 男女労働者の配置状況（販売・サービス）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	35.0	23.0	30.5	9.2	2.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	33.3	33.3	33.3
	建設業	100.0	27.3	54.5	9.1	0.0
	製造業	100.0	37.8	26.7	11.1	24.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.0	40.0	40.0	10.0
	情報通信業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	22.2	47.2	11.1	16.7
	卸売業、小売業	100.0	38.0	22.3	30.6	7.4
	金融業、保険業	100.0	71.4	0.0	28.6	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	58.3	16.7	25.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	50.0	0.0	25.0	25.0
	医療、福祉	100.0	30.3	0.0	63.6	1.5
	複合サービス事業	100.0	50.0	16.7	16.7	0.0
	サービス業	100.0	37.5	31.3	21.9	9.4
規模	5～29人	100.0	50.0	28.6	21.4	0.0
	30～49人	100.0	26.5	28.6	22.4	18.4
	50～99人	100.0	29.3	21.3	36.0	12.0
	100～299人	100.0	33.3	21.8	29.9	11.5
	300～499人	100.0	30.8	19.2	38.5	7.7
	500～999人	100.0	44.0	20.0	28.0	4.0
	1000人以上	100.0	43.2	23.5	30.9	2.5

※問28、男女労働者の配置状況（販売・サービス）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表 10-10 男女労働者の配置状況（生産）

(単位：%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ～7割)	男性がほとん ど(8～9割)	女性がほとん ど(8～9割)		
計	100.0	30.4	39.9	16.1	13.7	0.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	建設業	100.0	4.8	61.9	0.0	33.3
	製造業	100.0	32.5	41.3	13.6	12.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	40.0	0.0	60.0
	情報通信業	100.0	25.0	50.0	25.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	25.9	51.9	3.7	18.5
	卸売業、小売業	100.0	28.2	15.4	48.7	7.7
	金融業、保険業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	50.0	37.5	12.5	0.0
	教育、学習支援業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	57.1	14.3	14.3	0.0
	複合サービス事業	100.0	20.0	60.0	20.0	0.0
	サービス業	100.0	40.0	40.0	20.0	0.0
規模	5～29人	100.0	8.3	41.7	25.0	25.0
	30～49人	100.0	25.0	38.2	14.7	22.1
	50～99人	100.0	32.8	35.8	17.9	13.4
	100～299人	100.0	35.4	37.5	15.6	11.5
	300～499人	100.0	27.8	66.7	5.6	0.0
	500～999人	100.0	25.7	51.4	11.4	11.4
	1000人以上	100.0	35.0	32.5	22.5	10.0

※問28、男女労働者の配置状況（生産）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-11 管理職の状況（男女比）

(単位：%)

区分	女性計	男性計	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
			女性	男性	女性	男性	女性	男性
計	18.2	81.8	23.5	76.5	14.9	85.1	11.2	88.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	8.3	91.7	20.0	80.0	0.0	100.0	0.0
	建設業	4.2	95.8	6.8	93.2	2.8	97.2	1.5
	製造業	5.5	94.5	8.7	91.3	3.3	96.7	1.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	23.5	76.5	19.1	80.9	31.7	68.3	27.2
	情報通信業	5.9	94.1	10.1	89.9	2.5	97.5	1.4
	運輸業、郵便業	5.6	94.4	9.3	90.7	2.9	97.1	3.3
	卸売業、小売業	9.2	90.8	14.2	85.8	6.0	94.0	2.8
	金融業、保険業	14.6	85.4	30.5	69.5	2.2	97.8	2.3
	不動産業、物品賃貸業	27.6	72.4	61.5	38.5	0.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	12.7	87.3	16.4	83.6	5.6	94.4	15.8
	教育、学習支援業	28.9	71.1	44.2	55.8	22.5	77.5	15.3
	医療、福祉	56.0	44.0	66.7	33.3	55.5	44.5	33.5
	複合サービス事業	11.5	88.5	18.0	82.0	8.2	91.8	3.0
	サービス業	15.6	84.4	22.3	77.7	7.2	92.8	10.2
規模	5~29人	35.6	64.4	41.1	58.9	29.8	70.2	32.1
	30~49人	16.3	83.7	22.8	77.2	13.4	86.6	11.3
	50~99人	21.7	78.3	29.7	70.3	17.4	82.6	14.2
	100~299人	19.6	80.4	23.3	76.7	18.8	81.3	12.1
	300~499人	17.7	82.3	20.8	79.2	15.8	84.2	13.4
	500~999人	13.7	86.3	21.2	78.8	9.6	90.4	4.4
	1000人以上	17.8	82.2	23.1	76.9	12.6	87.4	9.6

※問29、管理職の状況を男女別・産業別・規模別に集計し、各役職の男女計を100%として算出

表10-12 ポジティブアクションの促進状況（女性の採用拡大）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け検討中	未対応
産業	計	100.0	34.2	16.1
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0	0.0
	建設業	100.0	19.6	21.6
	製造業	100.0	23.0	16.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	3.6
	情報通信業	100.0	36.4	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	27.0	29.2
	卸売業、小売業	100.0	37.6	24.7
	金融業、保険業	100.0	75.0	6.3
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	37.5	12.5
	教育、学習支援業	100.0	26.9	0.0
	医療、福祉	100.0	51.9	6.9
	複合サービス事業	100.0	9.1	9.1
規模	サービス業	100.0	35.7	12.5
	5~29人	100.0	19.4	22.2
	30~49人	100.0	23.5	11.1
	50~99人	100.0	28.2	19.1
	100~299人	100.0	32.6	18.1
	300~499人	100.0	33.3	16.7
	500~999人	100.0	38.0	11.3
	1000人以上	100.0	59.0	15.3

※問30、ポジティブアクションの促進状況（女性の採用拡大）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-13 ポジティブアクションの促進状況（女性の職域拡大）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	27.0	16.9	56.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0	0.0
	建設業	100.0	11.8	21.6
	製造業	100.0	17.6	18.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	44.4	7.4
	情報通信業	100.0	18.2	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	22.5	36.0
	卸売業、小売業	100.0	32.1	14.9
	金融業、保険業	100.0	68.8	6.3
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.3	20.0
	教育、学習支援業	100.0	15.4	7.7
	医療、福祉	100.0	42.2	9.9
	複合サービス事業	100.0	9.1	18.2
	サービス業	100.0	18.2	16.4
規模	5～29人	100.0	17.1	20.0
	30～49人	100.0	20.6	9.4
	50～99人	100.0	22.5	16.6
	100～299人	100.0	24.3	18.7
	300～499人	100.0	18.2	22.7
	500～999人	100.0	34.7	13.9
	1000人以上	100.0	46.5	20.8

※問30、ポジティブアクションの促進状況（女性の職域拡大）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-14 ポジティブアクションの促進状況（女性管理職の増加）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	27.3	20.0	52.7
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	25.0	0.0
	建設業	100.0	15.7	25.5
	製造業	100.0	15.2	19.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.1	7.4
	情報通信業	100.0	27.3	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	22.5	31.5
	卸売業、小売業	100.0	22.5	29.0
	金融業、保険業	100.0	71.4	14.3
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	26.7	26.7
	教育、学習支援業	100.0	19.2	11.5
	医療、福祉	100.0	54.0	9.2
	複合サービス事業	100.0	0.0	18.2
	サービス業	100.0	23.2	17.9
規模	5～29人	100.0	22.9	22.9
	30～49人	100.0	18.6	13.7
	50～99人	100.0	24.1	13.9
	100～299人	100.0	23.1	20.4
	300～499人	100.0	34.8	22.7
	500～999人	100.0	36.1	22.2
	1000人以上	100.0	40.6	31.5

※問30、ポジティブアクションの促進状況（女性管理職の増加）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-15 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（社内報や掲示板等による周知）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	63.4	8.6	28.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	0.0
	建設業	100.0	54.9	5.9
	製造業	100.0	64.0	8.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.7	11.5
	情報通信業	100.0	54.5	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	65.2	8.7
	卸売業、小売業	100.0	77.1	6.1
	金融業、保険業	100.0	88.2	0.0
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	70.0	5.0
	教育、学習支援業	100.0	53.8	11.5
	医療、福祉	100.0	55.1	12.4
	複合サービス事業	100.0	30.0	10.0
	サービス業	100.0	53.4	8.6
規模	5～29人	100.0	46.2	10.3
	30～49人	100.0	39.4	11.4
	50～99人	100.0	48.7	13.1
	100～299人	100.0	65.2	9.0
	300～499人	100.0	73.9	8.7
	500～999人	100.0	82.4	2.7
	1000人以上	100.0	97.4	1.3

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（社内報や掲示板等による周知）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-16 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（従業員に対する研修・講習会）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	47.2	16.0	36.8
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	0.0
	建設業	100.0	48.0	12.0
	製造業	100.0	43.9	14.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	44.4	18.5
	情報通信業	100.0	36.4	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	49.5	16.5
	卸売業、小売業	100.0	53.7	16.6
	金融業、保険業	100.0	86.7	0.0
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	38.1	28.6
	教育、学習支援業	100.0	65.4	7.7
	医療、福祉	100.0	43.2	21.0
	複合サービス事業	100.0	55.6	11.1
	サービス業	100.0	34.5	13.8
規模	5～29人	100.0	37.5	15.0
	30～49人	100.0	28.7	13.2
	50～99人	100.0	35.2	19.7
	100～299人	100.0	45.4	21.3
	300～499人	100.0	42.0	18.8
	500～999人	100.0	75.3	12.3
	1000人以上	100.0	76.8	7.7

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（従業員に対する研修・講習会）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-17 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載）  
 (単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	71.8	8.1	20.1
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	0.0
	建設業	100.0	59.2	14.3
	製造業	100.0	64.5	8.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	7.4
	情報通信業	100.0	75.0	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	63.7	11.0
	卸売業、小売業	100.0	84.0	7.7
	金融業、保険業	100.0	93.8	0.0
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.0	5.0
	教育、学習支援業	100.0	69.2	23.1
	医療、福祉	100.0	77.0	5.6
	複合サービス事業	100.0	80.0	0.0
	サービス業	100.0	67.2	5.2
規模	5~29人	100.0	61.5	12.8
	30~49人	100.0	50.3	9.6
	50~99人	100.0	61.9	13.2
	100~299人	100.0	76.7	6.4
	300~499人	100.0	75.7	5.7
	500~999人	100.0	86.7	8.0
	1000人以上	100.0	96.1	2.0

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-18 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（相談・苦情処理窓口・担当者の設置）  
 (単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	74.2	6.8	18.9
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	20.0
	建設業	100.0	70.0	2.0
	製造業	100.0	69.5	6.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.5	7.7
	情報通信業	100.0	83.3	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	67.7	9.7
	卸売業、小売業	100.0	82.1	7.8
	金融業、保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業、物品販貸業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	75.0	10.0
	教育、学習支援業	100.0	92.3	3.8
	医療、福祉	100.0	77.0	5.6
	複合サービス事業	100.0	63.6	0.0
	サービス業	100.0	67.2	12.1
規模	5~29人	100.0	57.5	7.5
	30~49人	100.0	50.3	9.6
	50~99人	100.0	61.4	11.7
	100~299人	100.0	79.6	7.7
	300~499人	100.0	84.3	4.3
	500~999人	100.0	97.3	0.0
	1000人以上	100.0	98.7	0.6

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（相談・苦情処理窓口・担当者の設置）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-19 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（相談・苦情対応マニュアルの作成）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	43.1	19.5	37.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	0.0
	建設業	100.0	36.0	20.0
	製造業	100.0	34.0	19.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.5	15.4
	情報通信業	100.0	45.5	9.1
	運輸業、郵便業	100.0	41.3	21.7
	卸売業、小売業	100.0	57.7	17.1
	金融業、保険業	100.0	86.7	0.0
	不動産業、物品販賣業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	50.0	35.0
	教育、学習支援業	100.0	23.1	38.5
	医療、福祉	100.0	47.7	19.3
	複合サービス事業	100.0	30.0	20.0
	サービス業	100.0	31.0	22.4
規模	5~29人	100.0	35.9	17.9
	30~49人	100.0	22.7	19.8
	50~99人	100.0	28.9	26.3
	100~299人	100.0	39.0	21.6
	300~499人	100.0	44.3	25.7
	500~999人	100.0	65.3	13.9
	1000人以上	100.0	81.0	7.8

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（相談・苦情対応マニュアルの作成）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表10-20 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（実態調査の実施）

(単位：%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未対応
計	100.0	27.7	19.9	52.4
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.0	0.0
	建設業	100.0	28.0	10.0
	製造業	100.0	27.1	16.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.1	15.4
	情報通信業	100.0	27.3	0.0
	運輸業、郵便業	100.0	30.0	22.2
	卸売業、小売業	100.0	37.9	24.7
	金融業、保険業	100.0	73.3	6.7
	不動産業、物品販賣業	100.0	100.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.0	10.0
	教育、学習支援業	100.0	19.2	26.9
	医療、福祉	100.0	18.5	24.3
	複合サービス事業	100.0	0.0	20.0
	サービス業	100.0	15.5	25.9
規模	5~29人	100.0	17.9	23.1
	30~49人	100.0	19.2	15.1
	50~99人	100.0	18.2	22.9
	100~299人	100.0	22.7	22.2
	300~499人	100.0	21.4	24.3
	500~999人	100.0	37.0	20.5
	1000人以上	100.0	57.2	15.1

※問31、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策（実態調査の実施）を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表11-1 心の健康対策の取組状況

(単位：%)

区分	計	メンタルヘルスケアに取り組んでいる					
		安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルスケアを行う担当者の選任	従業員への教育・研修	管理職への教育・研修	メンタルヘルスの相談窓口の設置	休職者の職場復帰に向けた支援
計	100.0	47.3	30.9	41.3	43.8	40.0	32.2
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	60.0	20.0	60.0	60.0	40.0
	建設業	100.0	38.5	28.8	48.1	42.3	46.2
	製造業	100.0	48.8	33.2	39.1	48.0	37.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.7	11.1	48.1	55.6	44.4
	情報通信業	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	41.7
	運輸業、郵便業	100.0	56.5	20.7	42.4	50.0	33.7
	卸売業、小売業	100.0	52.8	34.7	40.3	46.0	47.2
	金融業、保険業	100.0	70.6	52.9	76.5	76.5	70.6
	不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.8	26.3	36.8	26.3	42.1
	教育、学習支援業	100.0	33.3	44.4	29.6	25.9	51.9
	医療、福祉	100.0	42.4	33.9	46.9	37.3	33.9
	複合サービス事業	100.0	36.4	18.2	0.0	9.1	36.4
	サービス業	100.0	37.5	21.4	32.1	37.5	32.1
規模	5～29人	100.0	30.0	20.0	42.5	30.0	32.5
	30～49人	100.0	25.3	14.4	30.5	32.8	21.3
	50～99人	100.0	36.0	19.8	29.4	29.9	22.8
	100～299人	100.0	49.5	32.4	38.7	45.5	34.7
	300～499人	100.0	48.5	37.9	45.5	51.5	43.9
	500～999人	100.0	60.5	47.4	51.3	51.3	67.1
	1000人以上	100.0	81.0	53.6	65.4	68.0	77.8
区分		メンタルヘルスケアに取り組んでいる				メンタルヘルスケアに取り組んでいない	
		医療機関を活用した対策の実施	他の外部機関を活用した対策の実施	パンフレット等を活用した情報提供	セルフストレスチェックの実施		その他
計		32.7	22.3	32.9	20.6	2.5	20.9
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	20.0	0.0	60.0	40.0	0.0	20.0
	建設業	34.6	30.8	32.7	21.2	0.0	25.0
	製造業	34.4	23.0	35.5	20.7	2.7	21.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	18.5	33.3	40.7	25.9	0.0	22.2
	情報通信業	50.0	16.7	25.0	16.7	8.3	16.7
	運輸業、郵便業	31.5	19.6	38.0	16.3	1.1	18.5
	卸売業・小売業	33.5	28.4	36.9	24.4	2.8	21.6
	金融業・保険業	70.6	64.7	64.7	70.6	11.8	5.9
	不動産業、物品賃貸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	42.1	15.8	31.6	10.5	0.0	10.5
	教育、学習支援業	22.2	14.8	33.3	3.7	3.7	11.1
	医療、福祉	31.6	15.8	19.8	18.6	2.8	18.1
	複合サービス事業	9.1	18.2	36.4	9.1	0.0	54.5
	サービス業	25.0	8.9	26.8	16.1	1.8	30.4
規模	5～29人	17.5	12.5	20.0	7.5	0.0	27.5
	30～49人	16.1	7.5	23.6	7.5	1.1	40.2
	50～99人	27.9	14.7	28.4	12.2	3.0	24.9
	100～299人	31.5	18.9	26.6	16.2	5.4	21.2
	300～499人	27.3	25.8	34.8	24.2	0.0	12.1
	500～999人	43.4	34.2	40.8	39.5	1.3	7.9
	1000人以上	60.1	49.0	56.9	45.1	1.3	2.0

※問32、心の健康対策の取組状況を男女別・産業別・規模別に集計し、各役職の男女計を100%として算出

(参考) 平成 24 年度仕事と家庭の両立支援に関する調査票

秘

整理番号	産業分類	規模

(この欄には記入しないでください)

## 仕事と家庭の両立支援に関する調査票

この調査は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

お願い  
この調査は、特にことわりのない限り、平成24年10月1日現在の状況について記入してください。  
回答は特にことわりのない限り、□の中に該当する番号を記入してください。  
また、人数など、空欄に具体的な内容を記入してください。  
**提出期限は、平成24年10月31日**です。同封の返信用封筒により郵送してください。  
問い合わせ先は、岡山県産業労働部労働政策課まで  
(〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 ☎(086)226-7387 (産業人材育成班直通))

### I 事業所に関する事項

(同一企業であっても、本社・支社・工場等はそれぞれ別個の事業所となります)

事業所名	記入者	所属
所在地 (〒 - )	所 属	電話 ( ) - 内線
	氏 名	氏名
主な事業内容		

#### 問1 産業の分類

鉱業	1	金融・保険業	8
建設業	2	不動産業	9
製造業	3	飲食店、宿泊業	10
電気・ガス・熱供給・水道業	4	医療、福祉	11
情報通信業	5	教育、学習支援業	12
運輸業	6	複合サービス事業（注1）	13
卸売・小売業	7	サービス業	14

問1

(注1) 「複合サービス事業」に該当する事業所は、複数の各種サービスを提供し、いずれが主たる事業であるか  
判別できない農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所

#### 問2 貴企業全体の規模（本社支社等を含む全常用労働者（注2）をいう）

5人～29人	1	300人～499人	5
30人～49人	2	500人～999人	6
50人～99人	3	1,000人以上	7
100人～299人	4		

問2

(注2) 「常用労働者」とは次のうち何れかに該当する労働者をいいます。

- イ. 期間を決めずに、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
- ロ. 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月の各月において18日以上雇われていた者
- ハ. 取締役、理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与の支払を受けている者及び事業主の家族でその事業所に働いている者のうち常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

#### 問3 労働組合の有無

あり	1
なし	2

問3

#### 問4 貴事業所の従業員について

全常用労働者数及びうちパートタイム労働者数（注3）、有期雇用者数（注4）  
 （該当数値がない場合は各々の最後の桁にのみ0を記入してください）

問4

	全常用労働者数	パートタイム労働者数		有期雇用者数	
		人	人	人	人
女性		人	人	人	人
男性		人	人	人	人
計		人	人	人	人

(注3)「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短い労働者をいいいます。

(注4)「有期雇用者」とは、期間の定めのある労働契約によって雇用されている労働者をいいます。

## II 仕事と家庭の両立に関する事項

#### 問5 仕事と家庭の両立支援制度の導入状況及び利用状況

育児期以外の労働者に対して導入している両立支援制度について回答してください。  
 (それぞれの項目について、該当する番号を○で囲み、利用人数を男女別に記入してください。)

問5

		1 短時間勤務制度	2 時間外労働の制限	3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	4 所定外労働をさせない制度	5 フレックスタイム制	6 育児期の転勤への配慮	7 在宅勤務制度	8 企業内託児施設	9 深夜業の制限
制度の有無	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	無	2	2	2	2	2	2	2	2	2
制度の利用者数	女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

## III 育児休業制度等に関する事項

育児休業制度は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する休業制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

#### 問6 育児休業制度の規定の有無

問6

就業規則等に制度の規定あり	1
就業規則等に制度の規定なし	2

問7 育児休業制度の対象者（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んで下さい。）

問7

項目	対象としている	対象としていない
1 期間を定めて雇用される労働者 (※法律に定める要件を満たしている者を除く)	1	2
2 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2
4 配偶者が常態として子を養育することができる労働者	1	2
5 1年以内に退職することが明らかな労働者	1	2

※法律に定める要件…①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。  
②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新しないことが明らかである者を除く）

問8 休業期間（子が何歳になるまで育児休業をすることができますか）

問8

子が満1歳未満	1
子が満1歳6か月未満（※法律に定める要件による期間延長を除く）	2
子が満2歳未満	3
子が満3歳未満	4
子が満3歳以上	5

[ ]

※法律に定める要件…①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合  
②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

〔法律に定める要件によるものに限って、1歳6ヶ月までの期間延長を認めている場合は、1を選んでください。就業規則等により要件を定めず、申し出により期間延長を認めている場合は2を選んでください。〕

問9 育児休業制度の利用者の状況

(1) 出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業者数及び代替要員数

問9(1)

項目	女性	男性
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの出産者数 (男性の場合は、配偶者が出産した者の数)	人	人
うち平成24年9月30日までの間に育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	人	人
上記育児休業を開始した者について、代替要員が採用された育児休業者数	人	人

(2) 育児休業終了後の復職状況（平成23年4月1日から平成24年3月31日までに復職予定だった者について、復職した者又は退職した者の数を記入してください）

問9(2)

項目	女性	男性
復職した者	人	人
復職予定であったが退職した者	人	人

(3) 育児休業制度の利用期間（平成23年4月1日から平成24年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について記入してください。）

問9(3)

性別＼期間	1か月未満	1か月～	3か月～	6か月～	12か月～	24か月～	36か月以上
		3か月未満	6か月未満	12か月未満	24か月未満	36か月未満	
女性	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人

問10 育児のための勤務時間短縮等の制度（それぞれの制度についてお答えください）

(1) 制度の有無・内容

制度の有無、最長利用期間及び平成23年4月1日から平成24年3月31日までの出産者（又は配偶者が出産した者）について、平成24年9月30日までの間に育児のために制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む）の数を記入してください。

問10(1)

制度等	利用期間等		制度の有無						
			無	有	制度の最長利用期間			制度の利用者数（注5）	
					子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	女性	男性
1 短時間勤務制度	1	2	1	2	3		人	人	
2 フレックスタイム制	1	2	1	2	3		人	人	
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	1	2	3		人	人	
4 所定外労働の免除	1	2	1	2	3		人	人	
5 事業所内託児施設	1	2	1	2	3		人	人	
6 育児に要する経費の援助措置（注6）	1	2	1	2	3		人	人	

（注5）同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれ1人として計上してください。

（注6）育児に要する経費の援助措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度をいいます。

現在短時間勤務制度がある場合にお答えください。

問10(2)

制度等	平日1日に短縮する時間の長さ			
	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
1 短時間勤務制度	1	2	3	4

※週単位、月単位での制度を実施している場合は1日あたりに換算してお答えください。

## IV 子の看護休暇に関する事項

子の看護休暇制度は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行う労働者に与えられる休暇であり、年次有給休暇とは別のものとして与えられる休暇です。

### 問1.1 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度の規定の有無（該当の番号を○で囲んでください。）

問11(1)

就業規則等に制度の規定あり	1	有 給	一部有給	無 給
就業規則等に制度の規定なし	2	1	2	3

(2) 子の看護休暇制度の対象者

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んで下さい。)

問11(2)

項 目	対象としている	対象としていない
1 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
2 勤続6ヶ月未満の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2

### 問1.2 休暇制度の内容

(1) 子が何歳になるまで子の看護休暇をとることができますか

問12(1)

子が小学校就学の始期に達するまで	1
子が小学校入学～小学校低学年（3年生又は9歳）まで	2
子が小学校4年生から小学校卒業（又は12歳）まで	3
子が小学校卒業以降も対象	4

(2) 休暇日数等について該当する番号を○で囲んでください

(1～3を○で囲んだ場合は1年間に取得できる日数についてお答えください。)

問12(2)

制限あり	同一の労働者につき	1		5日	6日 ～ 9日	10日	11日 ～ 20日	21日 以上
	同一の子につき	2		1	2	3	4	5
	その他	3						
制限なし		4						

### 問1.3 子の看護休暇制度の利用者の状況

(1) 平成23年4月1日時点で小学校就学前までの子を持つ労働者数

問13(1)

項目	女性	男性
就学前の子を持つ労働者数	人	人
うち平成23年4月1日から24年3月31日までに子の看護休暇を取得した者の数	人	人



(2) 子の看護休暇制度の利用日数

問13(2)

期間 性別	3日以下		4日～6日		7日～9日		10日以上	
女性	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人

## V 介護休業制度等に関する事項

介護休業制度は家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。

### 問14 介護休業制度の規定の有無

就業規則等に制度の規定あり	1
就業規則等に制度の規定なし	2

問14

### 問15 介護休業制度の内容

#### (1) 介護休業の付与期間

93日	93日を超える未満	1年	1年を超える期間
1	2	3	4

問15(1)

#### (2) 介護休業の取得回数

制限の内容	回数		
	1回	2回	3回以上
制限あり	対象家族1人につき	1	2
	対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに	4	5
	その他( )	7	8
制限なし		10	

問15(2)

#### (3) 介護休業を取得できる労働者の範囲

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

問15(3)

項目	取得できる	取得できない
1 期間を定めて雇用される労働者 (法律に定める要件を満たしている者を除く)	1	2
2 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2
4 93日以内に退職が明らかな労働者	1	2

※法律に定める要件…①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。  
②介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新しないことが明らかである者を除く)

### 問16 介護休業制度の利用者の状況

#### (1) 取得者の有無及び人数(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に介護休業を開始した者について記入してください)

問16(1)

	介護休業取得者		代替要員の採用状況	
	女性	男性	女性	男性
休業取得者あり	1	人	人	人
休業取得者なし	2	人	人	人

#### (2) 休業終了後の復職状況(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に復職予定だった者で、復職した者及び退職した者について記入してください)

問16(2)

	女性	男性
復職した者	人	人
復職予定であったが退職した者	人	人

(3) 介護休業利用期間

(平成23年4月1日から平成24年3月31までの間に介護休業を終了し、復職した者について記入してください)

問16(3)

	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～1年未満	1年以上
女性	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人

問17 介護のための勤務時間短縮等の制度

制度の有無、最長利用期間及び平成23年4月1日から平成24年3月31までの間に介護のために制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む）の数を記入してください。

問17(1)

制度等	利用期間等		制度の有無							
			無	有	制度の最長利用期間				制度の利用者数（注7）	
					93日未満	93日	93日を超える1年未満	1年	1年を超える期間	女性
1 短時間勤務制度	1	2	1	2	3	4	5		人	人
2 フレックスタイム制	1	2	1	2	3	4	5		人	人
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	1	2	3	4	5		人	人
4 所定外労働の免除	1	2	1	2	3	4	5		人	人
5 介護に要する経費の援助措置	1	2	1	2	3	4	5		人	人

（注7）同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれ1人として計上してください。

現在、短時間勤務制度がある場合にお答えください。

問17(2)

制度等	平日1日に短縮する時間の長さ			
	1時間未満	1時間以上	2時間以上	4時間以上
		2時間未満	4時間未満	
1 短時間勤務制度	1	2	3	4

※週単位、月単位での制度を実施している場合は1日あたりに換算してお答えください。

## VI 介護休暇に関する事項

介護休暇は、労働者が申し出ることにより、要介護状態（\*1）の対象家族（\*2）を介護するため取得できる休暇です。（\*3）

\*1 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態

\*2 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子、配偶者の父母、同居しあつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

\*3 雇用期間が6ヶ月未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用外。

### 問18 介護休暇制度

介護休暇制度の規定の有無（該当の番号を○で囲んでください。）

問18(1)

就業規則等に制度の規定あり	1	有 給	一部有給	無 給
就業規則等に制度の規定なし	2	1	2	3

→ 制度の規定がない場合にお答えください。

問18(2)

制度の導入予定あり	1
制度の導入予定なし	2

### 問19 休暇制度の内容

(1) 制度の対象者について該当する番号を○で囲んでください

問19(1)

項目	対象としている	対象としていない
1 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
2 勤続6ヶ月未満の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2

(2) 休暇日数等について該当する番号を○で囲んでください

(1～3を○で囲んだ場合は1年間に取得できる日数についてもお答えください。)

問19(2)

制限あり	同一の労働者につき	1	{	5 日	6 日	10 日	11 日	21 日
	同一の要介護状態の対象家族につき	2		9 日			20 日	以 上
	その他	3						
	制限なし	4						
		1		2	3	4	5	

(3) 介護休暇制度の利用日数

問19(3)

性別\期間	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

## VII 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項

### 問20 育児休業・介護休業終了後の職場復帰

#### (1) 職場復帰プログラムの有無

職場復帰プログラムとは、育児休業・介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰のために、情報提供や講習を行う措置です。

問20(1)

職場復帰プログラムを講じている	
企業や仕事に関する情報提供	1
職場復帰のための講習	2
その他 ( )	3
職場復帰プログラムを講じていない	4



(複数回答)

#### (2) 復職後の職場・職種

原則として現職復帰	1
本人の希望を考慮して会社が決定	2
会社の人事管理等の都合により決定	3



問20(2)

## VIII 再雇用制度に関する事項

再雇用制度とは、育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい（パートタイム労働者として再雇用された場合を含みます）、企業グループで実施しているものを含みます。

### 問21 再雇用制度の有無、根拠

（該当する番号を○で囲み、「制度あり」の場合はそれぞれ人数を記入してください。）

制度あり	就業規則等で明文化	1
	慣行で認めている	2
	その他	3
制度なし	一年以内に導入予定	4
	検討中	5
	導入予定なし	6

項目	女性	男性	人
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に再雇用制度の適用となり、退職した者の数			
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に再雇用制度により再雇用された者の数			人

問21

## IX パートタイム労働者の雇用管理

### 問22 パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数

問22

1日あたりの平均的な労働時間	時間
週あたりの平均的な労働日数	日

### 問23 パートタイム労働者の平均的な勤続年数

問23

平均的な勤続年数	年
----------	---

### 問24 パートタイム労働者の職務内容

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

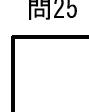
問24

項目	多数いる	一部にいる	いない
1 職務内容が正社員とほとんど同じ	1	2	3
2 管理業務や専門業務に従事	1	2	3
3 正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある	1	2	3
4 勤続年数が相当程度長期化（10年以上）	1	2	3
5 賃金の決定方法が正社員と同じ	1	2	3

### 問25 パートタイム労働者の処遇（賃金、昇給等）を決めるにあたって、正社員との均衡（バランス）を考慮していますか。

問25

現在考慮している	1
現在は考慮していないが、今後は考慮する必要がある。	2
現在は考慮していないし、今後も考慮する必要はないと思う。	3



### 問26 パートタイム労働者の正社員への転換制度の有無

(該当する番号を○で囲んでください。)

問26

あり	1	なし	2
----	---	----	---

### 問27 パートタイム労働者の福利厚生の状況

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

問27

就業規則の形態	1 パート労働者専用の適用規定を作成	2 通常の就業規則にパート労働者適用規定を追加	3 通常の就業規則を適用
	1 あり	2 なし	
退職金の支給	1 あり	2 なし	
教育訓練の機会	1 あり	2 なし	
福利厚生施設の利用	1 できる	2 できない	

## X 女性雇用管理に関する事項

問28 男女労働者の配置状況（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

問28

業務	該当する業務の有無						
	現在の配置状況			男性のみ配置	女性のみ配置		
	男女ともに配置	男女概ね同じ（一方の性が3～7割）	男性がほとんど（8～9割）				
1 人事・教育訓練	1	2	1	2	3	4	5
2 総務・経理	1	2	1	2	3	4	5
3 企画・調査	1	2	1	2	3	4	5
4 広報	1	2	1	2	3	4	5
5 研究・開発	1	2	1	2	3	4	5
6 情報処理	1	2	1	2	3	4	5
7 営業	1	2	1	2	3	4	5
8 販売・サービス	1	2	1	2	3	4	5
9 生産	1	2	1	2	3	4	5

問29 管理職の状況

問29

役職	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
人 数	---	---	---	---	---	---

(注8) 管理職には、企業の組織系列の各部署において配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。  
部長・課長等の役職名を採用していない場合や次長職等役職欄にない職については、貴企業の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

問30 ポジティブアクションの促進状況

ポジティブアクションとは雇用管理面での男女差を解消し、男女の均等な機会及び待遇を確保するため行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

問30

項目	実施済	実施に向け検討中	未対応
1 女性の採用拡大 女性の応募・採用が少ない場合の求人方法の再検討、選考に当たって男女の固定的な役割分担の意識をなくすための研修等	1	2	3
2 女性の職域拡大 女性がいない、又は少ない職種、職域への女性配置のために必要な教育訓練等	1	2	3
3 女性管理職の増加 女性の管理職候補者を対象とする研修、女性に対する昇進・昇格試験受験の奨励、女性の昇進・昇格基準の明確化等	1	2	3

問31 職場におけるセクシャルハラスメントの防止対策  
(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

問31

項目	実施済	実施に向け検討中	未対応
1 社内報や掲示板等による周知	1	2	3
2 従業員に対する研修・講習会	1	2	3
3 就業規則等へのセクシャルハラスメントに関する方針の記載	1	2	3
4 相談・苦情処理窓口・担当者の設置	1	2	3
5 相談・苦情対応マニュアルの作成	1	2	3
6 実態調査の実施	1	2	3

XI 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項

問32 心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況

問32

メンタルヘルスケアに取り組んでいる	
安全衛生委員会等での調査審議	1
メンタルヘルスケアを行う担当者の選任	2
従業員への教育・研修	3
管理職への教育・研修	4
メンタルヘルスの相談窓口の設置	5
休職者の職場復帰に向けた支援	6
医療機関を活用した対策の実施	7
他の外部機関を活用した対策の実施	8
パンフレット等を活用した情報提供	9
セルフストレスチェックの実施	10
その他（ ）	11
メンタルヘルスケアに取り組んでいない	12


(複数回答)

―― お忙しいところ、調査に御協力いただきましてありがとうございました。――